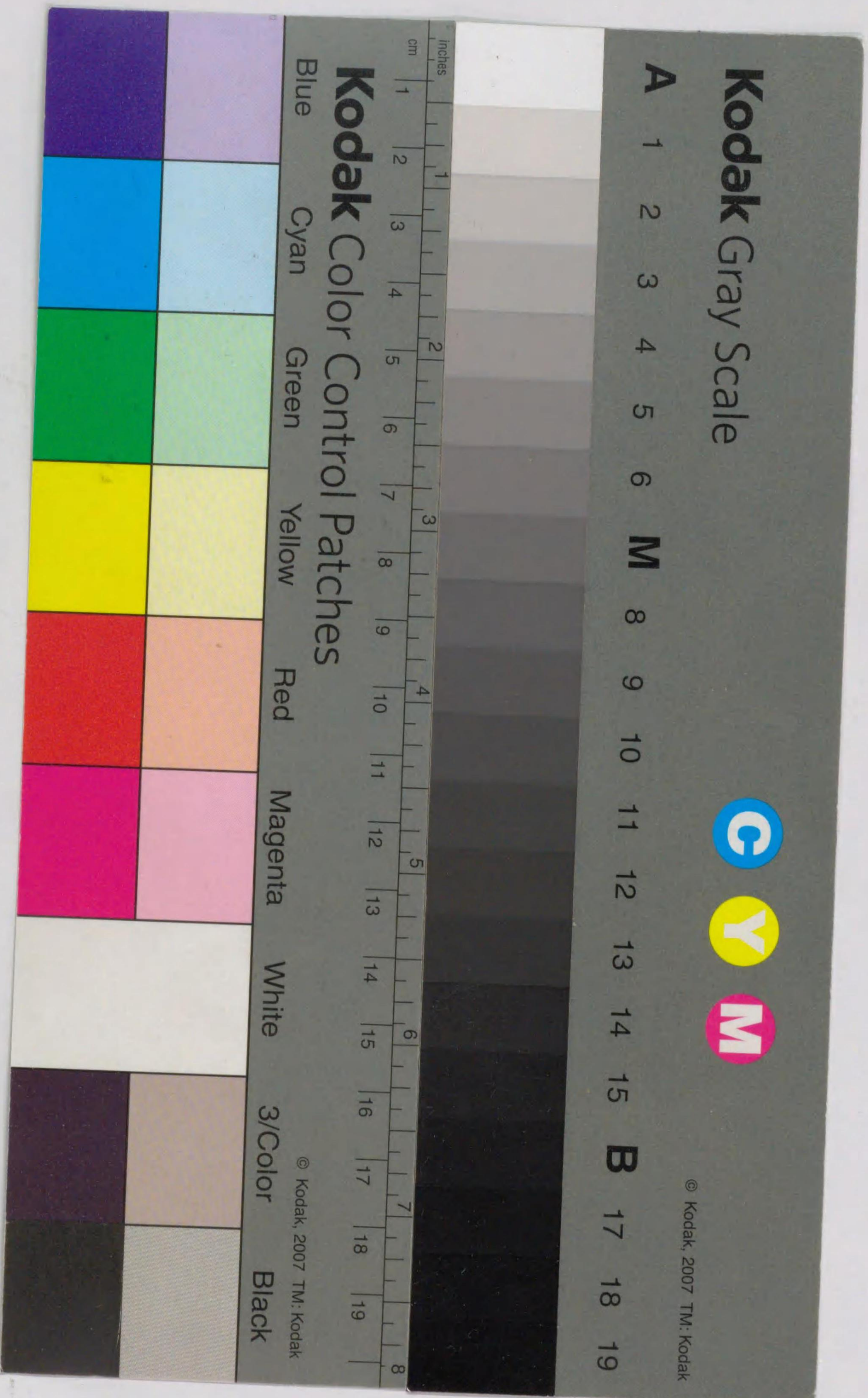



610-132
1200501534349

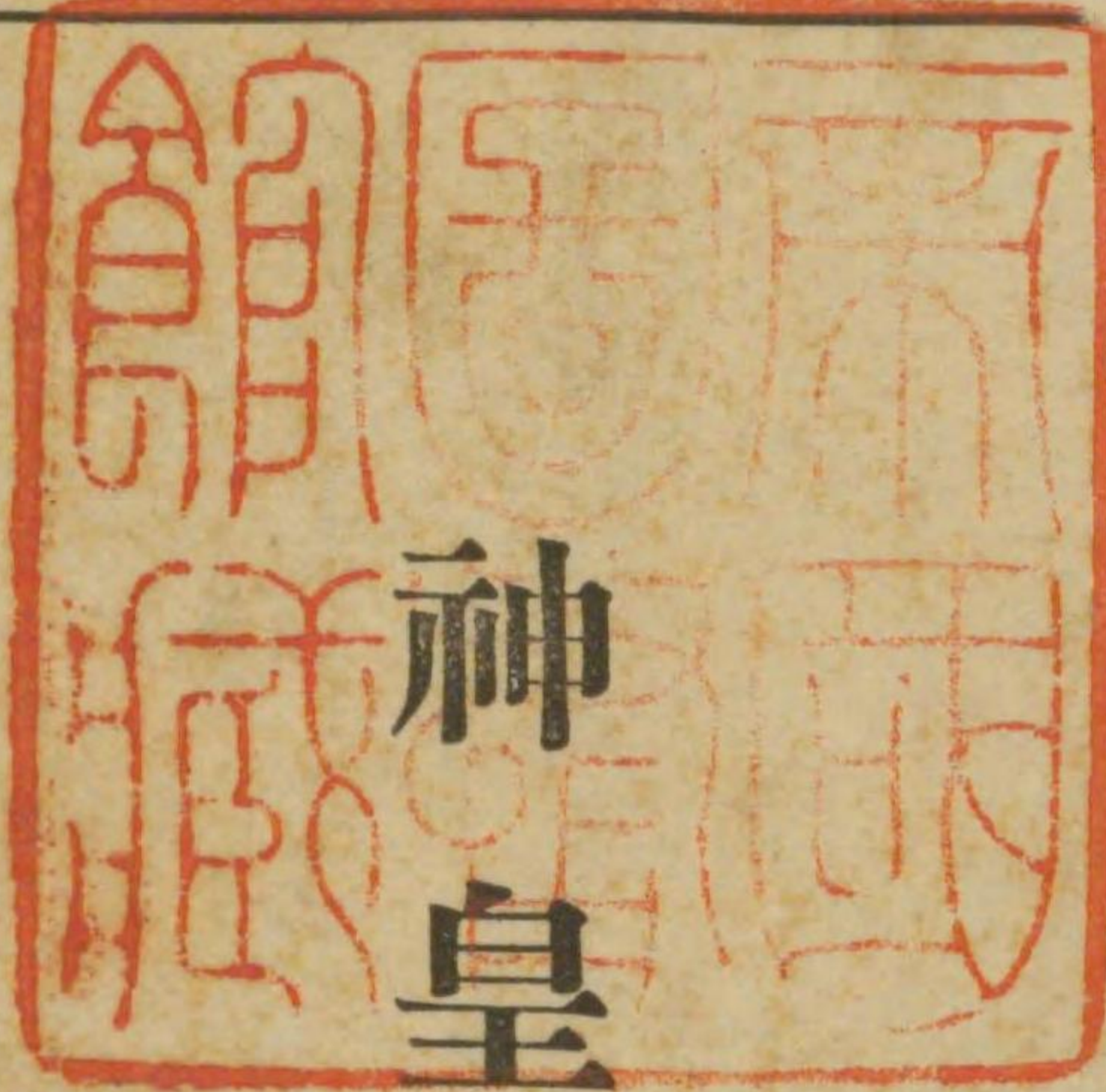
X
複写

事故本
書き込み
多数





山田孝雄著



神皇正統記述義



東京民友社發行

神定正元就一甲
於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳
於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳
於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳

神定正元就一甲

於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳
於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳
於本七神因也天機始一表一湖中神衣新傳
給或明一坡事有與創一表一湖中神衣新傳

神定正元就一甲

此記者去延元四年秋彗示於章家町聖光筆也茲屆之
間不審一卷之文書無尋得最畧之皇記任彼歸
且粗動寸細畢其後未能再見已及五餘不圖有展
轉書寫之輩驚而披見之於錯亂多端矣末秋
七月聊加修治以此可為本以前披覽之人莫嘲嗟
可也

自天祖至地神五代為甲帖
自神武至淳和為乙帖
自仁明至安德為丙帖
自後鳥羽至當為丁帖

神皇正統記一甲帖
於日本者神國也夫祖始於基之爾乎日神長孫傳
給我國此事有與朝之直類也故神國上也神
代豐葦原乎古百瑞穗國乎天地開闢始乎此
名有日天祖國常尊陽神陰神接乎給乎勅諭之乎
天照大神天孫尊諱之也此名有六根本之号
上知之天大洲國上之建陽神陰神此國之生給分
八嶋之依于名之也又邦蘇土是六洲
中國名也考八當之天那靈靈豐秋殊根列于神
生給是也日本豐秋津洲上名今四十八箇國分乎
中別之也神武天皇東征乎代皇孫也仍其各段

第九代伏見院辨、櫻仁後深草才、子軒母云種門院藤
 原情子左大臣實雄女也後嵯峨、所門繼時、龜山黑石達
 六深草、所流上、覺之龜山所噴、後恩召、仁三
 此君、所猶子、于東宮、之給、又其後、所心、子、忍、様、之、夏
 又出來、踐祚、在、于、多、年、即、位、成、子、政、元、康、宮、之、此、天
 皇、御、子、存、給、于、天下、之、治、給、事、十、二年、太子、讓、于、尊、号、例
 如、之、院、中、世、之、知、也、給、以、程、子、時、遷、引、其、六、年、計、在、于、又
 世、之、知、給、于、關、東、之、輩、毛、龜、山、玉、流、之、愛、給、之、事、知、り、時、其
 近、比、成、乎、世、之、疑、之、思、于、六、百、兩、皇、之、所、流、り、凡、之、至、申、之
 相、計、了、上、後、出、表、也、給、五、十、歲、所、在、也

德富氏應永本後伏見院條初

應永四年正月六日書之、此本少年之時書
 子辨才、存、字、小、可、在、之、此、記、有、如、富、之、伯、香、親、秀
 之、於、南方、書、進、後、材、院、之、保、秘、于、西、内、板、勿、出
 四、月、左、之、實、信

德富氏應永本下卷與書

自序

神皇正統記はわが國家必須の至寶にして、上下一般の必讀の經典たることは余輩の贅言を要せざる所なり。余この書につきて衍義の出でむことを冀ふ事多年、或は自ら其の事に従ふことをせむかとも考ふること屢にして多少の準備を施したることもあれど、その事の重くして責の大なるを知るが故に、これを果すこと能はざりき。昭和四年秋蘇峰先生その秘庫に存する古寫の神皇正統記を示して、これが衍義をものせよと勧めらる。余上述の素志を述べ、しかも、輕々しく實行すべき事にあらず、又容易に成就すべき事にもあらざるによりて固辭す。蘇峰先生聽されずして勧めらるること益切なり。ここに於いて意を決してその勧めに應ずるに至れり。かくて著手せむとするにあたり、その本文の上に於いて、從來流布の板本はすべて杜撰にしてとるべからず。茲に古寫本についていづれを基底とすべきかに惑ふこと數ヶ月、研究の結果本書の如きものを作成せり。かくてその述義の著作に筆を執りはじめしは昭和五年夏の頃なり。爾來公務の餘暇を偷みて筆をとり、辛うじて昭和六年一月に至りて略稿を了し、三月に至りて一旦脱稿とした

り。かくてこれを蘇峰先生に呈し、印刷に附し、本年二月に至りて本文の印刷を了へたり。然るにその成れるものを見るに、不備の點頗る多く、心に慊らずとすること深し。一旦はこれを抛ちて更に稿を起さむかとも思ひしかど、恣にさるわざをも爲し得ぬ事なれば、意を決してここに世に公にすることとしぬ。然れども、かくの如き不完全のものは蘇峯先生の期待に背くことの多大なるはいふをまたず、一は著者の英靈に對して冒瀆の譏を免れず、一は讀者各位に罪を蒙らむ。これらは菲才自ら願みず、しかも短時日の間に之を了せむとしたるが爲にして、明かに余の不敏の致す所、責實に余が一身に在り。余は將に憤勵一番、更に努力を加へ、この重大なる責任を果さむことを期す。ここに謹んで罪を上下に請ふ。

昭和七年四月十二日

山田孝雄

例言

- 一、本書の本文は徳富氏應永本を基礎とし、次に梅小路本を以て、これが誤脱を訂し、これに參するに、青蓮院本清家本を以てし、更に白山本、北畠本、群書類従本等を以てしたり。而してその訂せるところは頭注に於いてこれを説けり。但し、その送り假名に至りては便宜加へたる所少からず。
- 一、この書の卷の分ち方は、正しからず。應永本によりて上下二本とし、そのうちを四冊本の如く分ちたればなり。四冊に分たむには、應永本の卷首に示す如く、清家本の分ち方の如くにすべかりしものなり。これ明かに著者の迂濶と疎漏とによる。次に各節目の分ち方は、記事の脈絡によりて便宜分ちたるものなるが、今に至りて見れば、なほ改むべき點少からざるを見る。これらはすべて述者の責任にして、深く罪を謝する所なり。
- 一、目次は述者の試みに加へたるもの、これにもなほ、改修すべき點少からざるを見る。これ亦、世の教を俟つ所なり。

一、本書のよみ方は古寫本に存するものは努めてこれによれり。このよみ方は通途のものとは異なる點少からざるを見る。その他のよみ方は成るべく、この時代若くは以前の古典に證を求めたり。されどもなほ不備少からざるを見る。將來一層の清撰を施さむことを期す。

一、本書の述義は釋と説とより成立す。

一、釋は語句の意義と事實の説明とより成るものなるが、その節全體を一括して釋する時には釋といふ標目をかかへて、その下に釋を施し、然らざるものは釋すべき語句をかかへて、その下に釋を施す。

一、語句の意義は普通の辭書に載するものは敢へてのせず。それらの辭書の解のみにて説かれぬ部分、又普通の辭書に見えぬ語はこれを説き、或は又從來の説に於いての説の當らずと思はるるものはこれを特に説き、その他著者の意を解明するに必要なりと思はるる點はつとめてこれを明かにせり。

一、事實の説明は中小學校の教科書に説く如きことは一々説明せず、又その事實を本書が正しく傳へたるものはその出典を明かに示すに止めて、委しき説明を加へず、蛇足に似たればなり。ただ世に傳ふる所の誤、又世に傳ふる所の説明の誤並に不備は、なるべ

く明かに示さむとつとめたり。又本書にも往々誤謬若くは誤解存するが故に、それらは典據を示してその誤を正しうせり。

一、説と標する部分は述者の意見を以て述べたる部分なるが、これには著者の意を忖度して、その説明の脈絡、又著者の思索上の理路を示し、更に著者の微意の存する所と信ぜらるる所を闡明し、或は著者論旨の要を摘出して讀者の心眼に訴へむとし、更に亦著者の意見について賛同しかぬるものは私見を加へて批評せる所あり。要するに、この説と標する部分は明白に述者の責任に屬する所にして、讀者は自由の境地よりして述者の言を取合せられむことを冀ふ。

一、述義の方法は大體釋を先にして説を後にせるが、時として、釋の間に説を加ふることあり。次の節目を導く所の説を前の節目の末に加ふることあり。これらは便宜によれり。

一、附録として、親房卿の系譜と年譜との略なるもの、及本書を草するに際して披閱したる諸本の説明と、余が正統記論とを加ふ。これ本書の讀者に多少の便あらむと思ふによる。

一、ここに本書を草するにあたりて秘藉を自由に披閱することを許されし各位に謹み

神皇正統記述義例言
て深き感謝を捧ぐ。

昭和七年四月十二日

四

山田孝雄

神皇正統記述義 目次

卷一	一
序論	一
神國の説明	一
國號	二
國の位置	一五
印度震旦の世界建立と比較して國體の特色を説く	二〇
印度の世界建立	二一
震旦の世界建立	三四
日本の神國なる所以	三五
著述の本旨	三八
天神六代	三九
造化の元	三九
伊弉諾伊弉冉の二神	四二
破取盧島	四三
目次	一

目次

神典論

大八洲

日神月神等の出現

天照太神

素戔鳴尊

大國主神

天忍穗耳尊

彥火瓊杵尊

天孫降臨

三種神器論

儒佛二道論

彥火々出見尊

震旦の開闢説

鷓鴣草葺不合尊

寶祚無窮論

卷二

四八

五〇

五三

五八

六〇

七一

七一

七四

七七

七八

八三

八九

九二

九四

九六

九九

神武天皇

綏靖天皇

儒教のこと

安寧天皇

懿德天皇

孝昭天皇

孝安天皇

孝靈天皇

五帝三王の書傳はる

君子不死の國

孝元天皇

開化天皇

崇神天皇

神器の模造、神宮皇居各別になる

垂仁天皇

目次

九九

一一〇

一一一

一一三

一一三

一一三

一一四

一一五

一一六

一一六

一一九

一二二

一二三

一二三

一二四

一二八

目次

四

伊勢皇太神宮の鎮座 一二九

景行天皇 一三一

日本武尊 一三二

熱田の神 一三六

成務天皇 一三七

仲哀天皇 一三九

代と世とかはる初 一三九

神功皇后 一四二

三韓の朝貢 一四六

應神天皇 一五〇

經史の傳來 一五一

支那にてわが國の事を傳ふること 一五一

八幡宮 一五六

神道の説明 一六三

仁徳天皇 一七〇

菟道稚郎子の自決 一七〇

履仲天皇 一七三

反正天皇 一七四

允恭天皇 一七四

安康天皇 一七六

眉輪の變 一七六

雄略天皇 一七七

豐受太神宮の鎮座 一七九

清寧天皇 一八四

顯宗天皇 一八六

飯豐天皇 一八六

仁賢天皇 一八七

武烈天皇 一八八

不徳の子孫宗廟の祭を絶つ 一八八

繼體天皇 一九二

名をつくる事を慎む 一九四

目次

五

中興の祖宗……………一九五

安閑天皇……………一九七

宣化天皇……………一九七

欽明天皇……………一九八

佛法傳來……………一九九

敏達天皇……………二〇二

用明天皇……………二〇三

崇峻天皇……………二〇五

推古天皇……………二〇六

皇太子攝政……………二〇七

隋と交通す……………二〇九

舒明天皇……………二一二

皇極天皇……………二一四

蘇我氏滅ぶ……………二一六

藤原氏興る……………二一七

孝徳天皇……………二二〇

八省百官をおく……………二二一

齊明天皇……………二二二

重祚……………二二三

天智天皇……………二二七

中興の祖……………二二八

天武天皇……………二二九

(弘文天皇)……………二三〇

壬申の亂……………二三〇

持統天皇……………二三二

太上天皇……………二三三

文武天皇……………二三四

唐國の禮をうつす……………二三五

藤原氏の四門……………二三七

元明天皇……………二四一

平城宮……………二四一

元正天皇……………二四二

聖武天皇……………二四四

東大寺建立……………二四四

天皇出家……………二四七

孝謙天皇……………二四八

淡路廢帝(淳仁天皇)……………二四九

稱徳天皇……………二五一

道鏡の非望……………二五九

光仁天皇……………二六二

桓武天皇……………二六四

平安京……………二六六

平城天皇……………二七一

嵯峨天皇……………二七二

天台眞言二宗の流布……………二七四

花嚴三論法相俱舍成實律禪七宗の由來……………二八六

宗教に對する君主の態度……………二九五

學問諸道に對する君主の態度……………二九六

淳和天皇……………三〇六

仁明天皇……………三〇七

文徳天皇……………三一〇

清和天皇……………三一一

人臣攝政の始……………三一二

藤原氏の興隆……………三一六

在位の天皇の法號……………三二三

陽成天皇……………三二六

廢立……………三二七

卷三

光孝天皇……………三三一

關白の始……………三三四

皇位繼承の論……………三三六

藤原氏攝録の家となる……………三四三

宇多天皇……………三四四

仁和寺の法流……………三四七

寛平の御誠……………三五四

醍醐天皇……………三五五

萬機の内覽……………三五六

菅公左遷……………三五七

聖賢の一失……………三五七

延喜の治……………三六二

朱雀天皇……………三六四

將門純友の亂……………三六六

村上天皇……………三七〇

延喜天曆の治……………三七一

神鏡の火災……………三七三

村上源氏……………三七五

源氏の論……………三七八

冷泉院……………三九一

尊號論……………三九二

圓融院……………三九五

花山院……………三九六

一條院……………三九九

前官にて關白の例……………四〇一

三條院……………四〇六

後一條院……………四〇七

後朱雀院……………四一二

神鏡の火災……………四一二

後冷泉院……………四一三

陸奥十二年の戰……………四一三

後三條院……………四一五

託錄所……………四一七

白河院……………四二一

院政の始

四二四

堀河院

四三四

鳥羽院

四三六

崇徳院

四四一

上皇の播遷

四四三

近衛院

四四四

後白河院

四四五

保元の亂

四四七

義朝父爲義を誅す

四四八

少納言通憲法師

四五五

二條院

四五九

平治の亂

四六〇

名行の破れ

四六五

平清盛

四七二

六條院

四七五

高倉院

四七七

平家の非分

四七八

以仁王の擧兵

四七九

安徳天皇

四八四

平家の滅亡

四八五

卷四

四九一

後鳥羽院

四九一

三種の神器なくして踐祚

四九五

三種神器の説明

四九八

源義仲の入京及滅亡

五〇三

頼朝兵權をとり王權衰ふ

五〇六

土御門院

五一二

順徳院

五一五

源氏滅ぶ

五一六

北條氏權を執る

五一六

廢帝(仲恭天皇)

五二八

承久の亂

五一九

承久亂の評論

五二一

後堀河院

五三四

異例の院政

五三四

四條院

五三七

後嵯峨院

五三九

奉時の論

五四二

政道論

五四六

繼體の主

五五三

後深草院

五五六

龜山院

五五七

後宇多院

五六〇

蒙古の入寇

五六一

神明の威徳

五六一

御灌頂

五六三

稽古の君

五六七

帝皇の學問の論

五六八

伏見院

五七八

兩流の迭立

五八〇

後伏見院

五八二

後二條院

五八三

第九十四代の天皇(花園院)

五八四

諒闇の儀なし

五八四

後醍醐天皇

五八六

御學問

五八八

記録所

五九三

笠置蒙塵

五九七

義兵蜂起

六〇〇

六波羅滅亡

六〇四

鎌倉平定

六〇九

天皇還幸

六一二

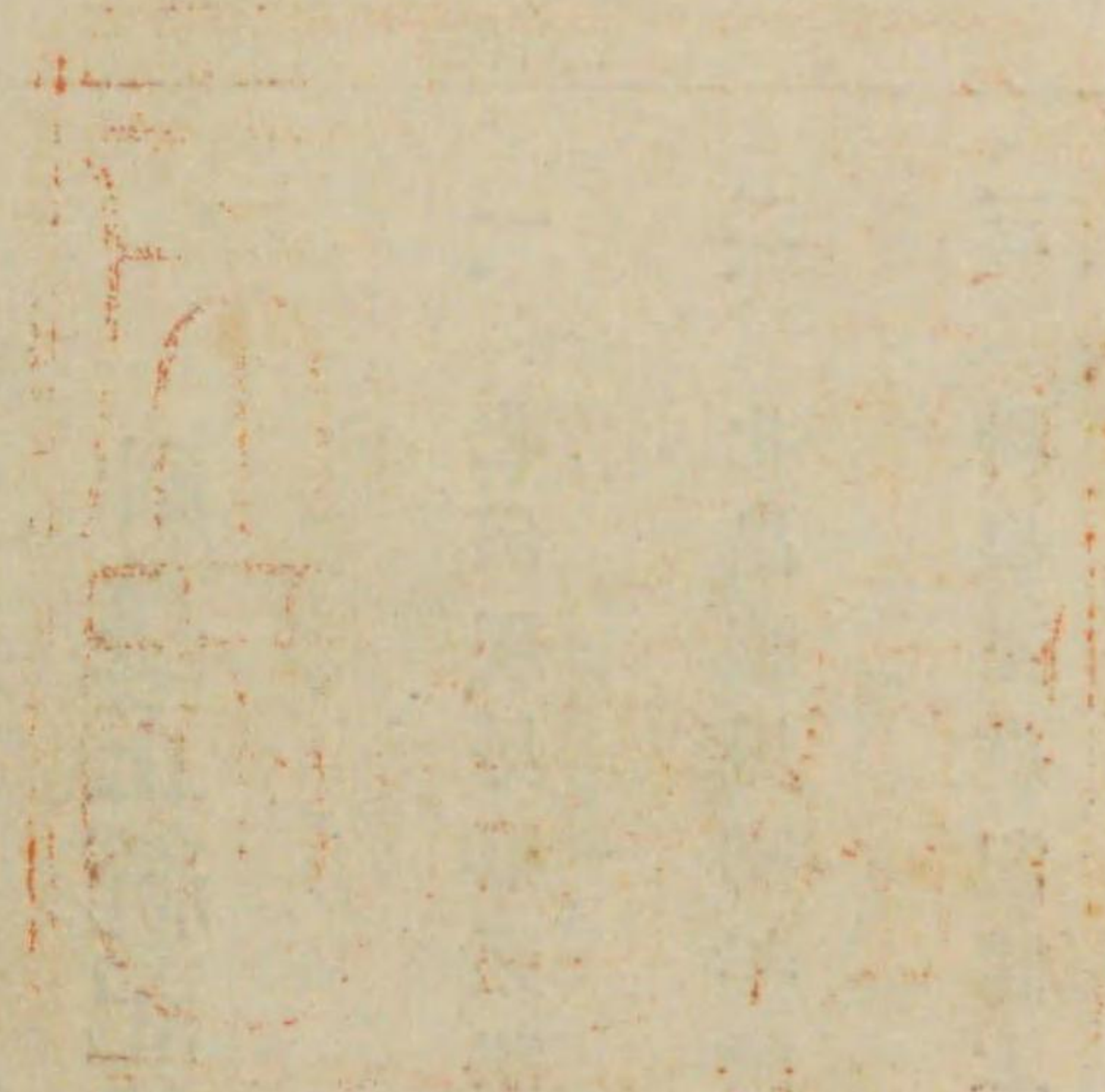
目次

一六

王政復古	六一四
源顯家源直義の奥羽東國派遣	六一六
高氏論	六二一
政道論	六二八
臣道論	六六二
東國叛亂	六七四
高氏叛す	六七七
顯家上洛高氏西國に走る	六八〇
高氏東上	六八三
山門臨幸及還御	六八三
芳野へ御幸	六八六
顯家再度上洛戦死	六八七
義良親王儲君に立ち給ふ	六八九
崩御	六九六
讓位	六九七
神皇正統の斷案	六九八
第九十六代の天皇(後村上天皇)	七〇〇

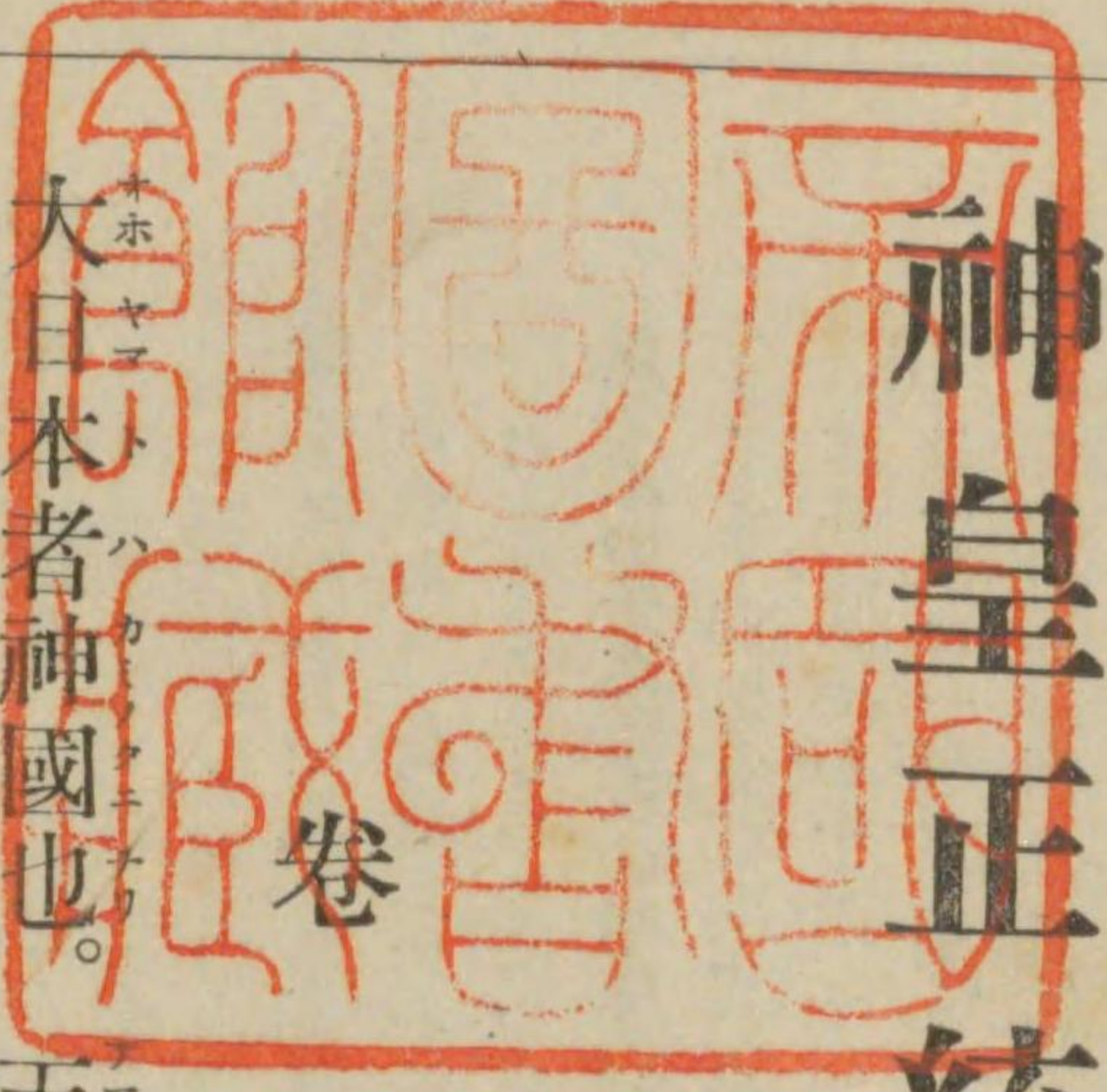
神皇正統記述義 附録 目次

- 一、北畠親房卿系譜略
- 二、北畠親房卿年譜略
- 三、神皇正統記諸本解説略
- 四、神皇正統記論



神皇正統記述義

山田孝雄述



大日本者神國也。天祖始て基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ
此事有り。異朝には其類無し。此故に神國と云ふ也。

(説) これは本書の提綱にして同時にわが國體の本源を喝破したものである。而して本書一篇の精神この一節に約せらるる所である。本篇を讀み了へた後に、顧みれば、述者がいふ所の浮言にあらぬをさとると共に、本書著作の本旨をさとするであらう。

(神國) 意味は著者の説明で明かである。わが國を神國といふ事はこの時に始まつたものではない。日本紀卷九に「新羅王曰く吾聞く東ニ有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇」と見えたのが最も古く、又三代實錄に載せてある貞觀十一年十二月伊勢大神宮及び石清水神社に奉られた告文にはいづれも「我日本朝所謂神明之國、神明之護賜、何乃兵寇加可近來」とあり、それから後には屢見ゆる語である。
(天祖) 次の文にある通り、國常立尊をさす。この説は日本紀の傳に基づくもので、同時に當時の神道説によつたもので

「此」底本ナシ
梅、白、群、
北ニヨル

ある。天照大御神は本書には皇祖と書いてある。

(日神長く統を傳へ給ふ) いふまでもなく。日神は天照大御神である。三善清行の意見十二箇條の序説に「臣伏案舊記我朝家神明傳統云々」とある。

(異朝) 外國の朝廷をいふ。

(説) 我國にのみ此事が有つて異朝にはその類の無いといふことは、これから下數節をへだてて後(三五頁以下)に説いてあるから、そこを讀んだら、著者のかやうに言つてゐる意味が明かにわかるであらう。

神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國と云ふ。天地開闢の始より此名有り。天祖國常立尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞こえたり。天照太神天孫の尊に譲りまししくしにも此名有れば根本の號也とは知ぬべし。

(説) これから神國たる事實を説き進めようとする所であるが、最初にこの國の神代から既に在つたといふことを示したのである。何故といふに凡そ名といふものは實が在つて後につくものである。神代に上のやうな國名がある以上その名を以てされた國の在つたことはいふまでも無いといふことは明かであるからである。

(豊葦原の千五百秋の瑞穂の國) これがわが國の古い名であることは誰も知つてゐる。これは下にある神勅を見てもわかることである。(七八頁) この語の意味は「豊葦原」といふは、釋日本紀に「凡肥美之地葦原多生故取喻之」と云つてあるのわかる。千五百秋の千五百は數の多いことの一例として云つたもので千五百に限るといふ事ではない。秋は一年に一回づゝ來るから、秋で年の意味にもなるが、農業では秋が收穫時で最も大事な季節である。これを以て年をかぞふる語としてゐるのは日本が神代から農業を重大視したことの證據である。瑞穂はうるはしい見事な稻穂のことである。即ち豊かな肥沃な土地でうるはしい稻がよく熟し、しかも、いつまでも、豊年の續くよい國であるといふ

アレシ義

意味の名である。

(天地開闢の始より此名有り) 開闢といふことは漢語で天地のはじめをいふのを借りたまでのこと、天地のはじめからの名があるといふのである。

(天祖國常立尊) 天祖即ち國常立尊といふことである。國常立尊の事は下の文に見えてゐる。

(陽神陰神に授け給ひし勅) 陽神は伊弉諾尊を、陰神は伊弉冉尊をさす。この事も下の文に見ゆる。この時の勅は日本紀一書にも見えて居るが、ここは恐らくは舊事本紀に據つたものであらう。その文は「天祖詔伊弉諾、伊弉冉尊曰有豊葦原原千五百秋瑞穂之地宜汝往脩之、賜天瓊矛詔寄賜也」とある。日本紀一書にも略同じ文があるが、それには「天神」とあつて「天祖」とは書いてない。

(天照大神) 申すまでもなく、人皆知つてゐること、この神の事も下の文に見ゆる。

(天孫の尊に譲りまししくしにも云々) 天孫の尊とは天照大神の御孫瓊杵尊を申す。この時の神勅は日本紀一書に「因勅皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治矣云々」とある。

(説) ここにわが國の極めての古代から在つたことを云はうとして國名の古いといふことを證據としたのであるが、國名をあげたものであるから、その序に、わが國の名稱の説明をせうといふ事に方面を少しくかへたのが次の文章である。

又は大八洲國と云ふ。是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の嶋なりしに依りて、名けられにけり。

(説) 前文に國名の神代より有つた事を云つたによつて、序にわが國に種々の名がある。その名の事を説くのである。これは近頃の學者が、何かの説明をするのに、最初に名義を説くといふ方法にも一致するものであるが、當時でも佛教の學問上の説明の仕方はかやうな方法を取つた。これも著者の學識のすぐれてゐた事を考ふる一端になるであらう。

(大八洲國) これも日本の古名である。名義は八の大なる島から成立つてゐる國といふ事である。その事は下の文に説明してゐるからここではいはいはぬ。陽神陰神のこの國を生みなされた事は日本紀にも古事記にも見えてゐて、誰でも知つてゐるのみならず、下の文にも見ゆるから、こゝにはその文をあげぬ。

又は耶麻土と云ふ。是は大八洲の中國の名也。第八に當るたび天御虚空豊秋津根別と云ふ神を生み給ひし是を大日本豊秋津洲と名く。今は四十八箇國に分てり。中洲たりし上に神武天皇東征より代々の皇都也。仍て其名を取りて餘の七洲をも惣べて耶麻土と云ふなるべし。唐にも周の國より出でたりしかば天下を周と云ひ、漢の地より起りたれば海内を漢と名けしが如し。

(説) この段は「ヤマト」といふ國號を説明した條である。

(耶麻土) これはヤマトといふ音を萬葉假名で書きあらはしただけのものである。「土」の字は釋日本紀には「止」と書いてある。萬葉假名としては「止」の方が正しい。恐らくは寫し傳へた人の誤つたのであらう。

(大八洲の中國) かくいふは今の奈良縣の大和國をいふのである。
(中國) といふのは地勢上からは中央に位する國といふ意で、統治上では政治の中心地である國といふ事である。
(第八に當るたび) 陽神陰神の大八洲を次々に生み給ひし時、その最後の國産の時である。この國産の順序は日本紀と

古事記と一致せぬ。こゝに云つてゐるのは、古事記にある順序によつたものと考へらるる。舊事紀も順序は古事記に似てゐるけれど、下の國の名が違ふから、やはり古事記が本であらう。

(天御虚空豊秋津根別云々) これは上にいつたやうに古事記に國産の最後の條に「次生大倭豊秋津嶋亦名謂天御虚空豊秋津根別、故因此八嶋先所生謂大八嶋國」と見えてゐる文でよくわかるであらう。ここに「神を生み給ひし」とあるのは古は國を即ち神と考へたのであつたからである。三輪山が、官幣大社大神神社の神體であつた事を考へてもわかるであらう。さてこの島は筆者等の今住んでゐる、所謂本州のことである。これらの名義の事は下の文に再びこの名が出るからそこに譲る。

(今は四十八箇國に分てり) この本州を當時は四十八箇國に分けてゐるといふのであるが、この時は本州は五十國に分れてゐた。親房公の誤算であることは大町桂月のいつたやうに、六十六國二嶋といふことを忘れて六十六より、佐渡、隱岐、淡路、四國、九州、壹岐、對島の十八を引ききたる數をあてられたのであらう。

(神武天皇征より云々) 神武天皇の橿原の宮より奈良朝の末まで、千三百年以上の間皇居の在つた地だからその名をよつて、全國の總名としたといふのである。

(唐にも云々) 唐は「もろこし」とよんで古支那をさした語である。唐(タウ)といふ一の時代をさすのではない。

(周の國より云々) 周の土地は今の陝西省鳳翔府の地である。周は文王の時代まではその土地の諸侯であつたが、武王の時天下を一統し、周の名を支那の國號にした。この説明は釋日本紀にも出てゐる。

(漢の地より云々) 漢といふ地は陝西省漢中府である。漢高祖はこの地の住人であつたが、天下を統一して國號を漢といつた。日本全國を「ヤマト」といふのも、一部の名を以て全體の名とした事は同じであるといふ意。ここに「海内」といひ、前に「天下」といふのは同じ意味であるのを文章のあやの爲にことばをかへただけの事である。

耶麻土と云へる詞は山迹と云ふ也。昔天地分れて泥の濕ひ未だ乾かず、山をのみ往來して其跡多かりければ、山迹と云ふ。或は古語に居住を止

と云ふ。山に居住せしによりて山止なりとも云へり。

(説) これは「ヤマト」といふ語の意義の説明で、上の文に附屬した部分であるが、述者が説明の便利の爲に、こゝにわけたのである。

(山迹) この説は釋日本紀に引いた弘仁私記序に見ゆる説である。その文は「弘仁私記序曰天地剖判泥濘未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰耶麻止、又古語謂「居住爲止、言止住於山也」といふのである。しかし、この説は確かとはいへない。本居宣長はヤマトはヤマツホの約つたもので四方に山があつて中が含まつてゐるからいふのであらうといつてゐるが、これも確かであるとは考へられぬ。

大日本とも大倭とも書く事は此國に漢字傳りて後國の名を書くに、字をば大日本と定めて、然も耶麻土と讀せたる也。大日靈の御す國なれば、其義をも取れるか、將日の出る處に近ければ然云へるか。義はかゝれども字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓ぜり。我國の漢字を訓ずる事多くかくの如し。自ら日本など云へるは文字に依れる也。國の名とせるに非ず。又古へより大日本とも若は大の字を加へず、日本とも書けり。洲の名を大日本豊秋津と云ふ。懿德、孝靈、孝元等の御謚皆大日本の字有り。

「名梅、白群北による。底本「名字」とす。「靈」梅、白による。他本は「靈」とす。

底本「孝元」の下に「開化」あり、誤なり。他本になし。省く。

底本「天ノ神」とあり他本によりて「ノ」を省く。

「も」梅、白による。

「靈」上に同じ

垂仁天皇の御女大日本姫と云ふ。これみな大の字あり。天神饒速日尊天の磐船に乗り大虚を翱りて虚空見日本の國との給ふ。神武の御名神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名け奉る。是は大字を加へざる也。彼此を同じくやまと、讀ませたれど、大日靈の義を取らば、おほやまと、讀ても叶ふべきか。其後漢土より字書を傳へける時倭と書て此國の名に用ひたるを即領納して又此字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同訓に通用しけり。

(説) ここは、上に國名を云つた序を以て國號を書くのに用ゐる大日本とか大倭とか云ふ文字についての説明に移つたのである。が、先づ大日本の文字の説明をして次に大倭の説明に移つてゐる。

(大日本とも云々) これはかやうな字を書くのはその音を以てしたのでなくて、字だけかやうに定めたので、よみ方はやはり「ヤマト」であるといふのである。

(大日靈) これは天照大神の御名である。大日靈の神の治めたまふ國であるから日の神の本國といふ意義を以て日本といふ文字を用ゐることとしたのであるか、或は又わが國は東方に在つて日の出る所に近いといふ意味でかやうにしたのか、どちらかであらうといふ意。

(義はかゝれども云々) 日本といふ文字の意義は上にいつたやうであるけれど、よむ時には文字の通に直譯して「ヒノモト」とはよまずして、古からの通り「ヤマト」とよんでゐるが、我が國で漢字をよむことはかういふ風な事が多い。
 (自ら日本など云へるは云々) どうかすると、「ヒノモト」などといふこともあるが、それは、文字によつて直譯的によむのであつてわが國の名としたわけではない。
 (洲の名を大日本豊秋津といふ) これは前に「是を大日本豊秋津洲と名付く」とあるのをさす。
 (懿徳) この天皇の御諱は「大日本彦根友尊」といふ。
 (孝靈) この天皇の御諱は「大日本根子彦太瓊尊」といふ。
 (孝元) この天皇の御諱は「大日本根子彦國牽尊」といふ。
 (御誼) 「誼」は「イミナ」とよませである。「諱」の意義で用ゐたもので「オクリナ」の意で用ゐたのではないやうである。懿徳、孝靈、孝元三天皇の御名に「大日本」の號があることは上にあげた通りである。
 (垂仁天皇の御女云々) この方は伊勢の齋王の第二代として名高い方である。この方の事は下に見ゆる。この方の御名は日本紀には倭姫命とあり、古事記には倭比賣命とあつて大日本姫とは書いてない。この説は何によられたものかわからぬ。
 (天神饒速日尊天の磐船に乗り云々) これは日本紀に「及至饒速日命乘天磐船而翔行太虛也。既而降之、故因目之曰虛空見日本國矣」とあるのによつたことは明かである。饒速日尊の事も下に出でゐる。
 (神武の御名云々) 神武天皇の御名は申すまでもない。
 (孝安を云々) 孝安天皇の御名は「日本足彦國押人天皇」と申し奉る。古事記も文字は違ふが、同じ名に傳へてゐる。
 (開化を云々) 開化天皇の御名は「稚日本根子彦大日日天皇」と申し奉る。古事記も文字は違ふが、同じ詞である。
 (景行天皇の御子云々) これは世人の熟知する日本武尊の事であるが、その御本名は小碓尊と申し上げたのである。この尊の事も下に見ゆる。
 (是等は云々) 上の「虛空見日本の國」から後の方々の御名にある日本といふ語には大の字を加へないといふのである。

「吾國は」梅白、群による底本「吾國ヤマト」と誤れり。

(彼是を云々) 大日本と書いたのも、ただ日本と書いたのも、一樣に「やまと」と讀ませてゐるが、大日靈の御國であるといふ意味にとるならば「おほやまと」とよんでも、その本義に叶ふであらうかと思はれると著者はいふ。
 (其後漢土より云々) さて「やまと」といふ語は上に云つた通りに國名として久しく用ゐられたのであるが、後世になつて支那から漢字の書物(字書といふ語は今もいふ字書の意でもあらうか、正確にはわからぬ)を傳へた時に、その支那の書物にわが國の名を「倭」といふ文字で書きあらはしてゐるのをば、わが國でもそれをそのまま受け入れて、又この「倭」といふ字を「ヤマト」とよんで、「日本」といふ文字の場合と同じ様に「大倭」と書いたり、又ただ「倭」と書いたりして、しかも同じよみ方をして通用してきた。
 (説) 以上は國號を云つた序に國號に用ゐる文字について説いたのであるが、これから一轉してその「倭」と名づけた事情に入り、それから再轉して、本邦と支那との交通のはじめを考へて見る事となるのである。
 漢土より倭名けたる事は昔此國の人始めて彼の土に至りしに汝が國の名をばいかゞ云ふぞと問ひけるに、吾國はと云ふを聞きて即倭と名けたりと見ゆ。
 (釋) これは上よりうけて「倭」といふ文字がどうして本邦の名に用ゐらるやうになつたかといふ事についての考を述べたのである。
 (釋) この説は釋日本紀によると、弘仁私記の序に出でゐる説である。その文に曰く「日本國、自大唐東去萬餘里。日出東方、昇于扶桑、故云日本。古者謂之倭國。但倭義未詳、或云取稱我之音、漢人所名之字也」とある。「倭」の字には「順」といふ意があると字書にはあるけれど、これは意味には無關係で、「倭」の音は「烏和反」と字書にあるから「ワ」である。その「ワ」といふ音を「我」の「ワ」にあてたものであるが、ある國の名をば外國人が呼ぶのにはこれに似た例があるからこの説は大方當つてゐるかと思はれる。

(説) これから、支那と本邦との交通のはじめを考ふることになる。上に「倭」といふ名が支那人の本邦人に逢つて「わ」といふ語をきいて國名としたといふ説が出たから、それではいつごろから本邦人が支那に接觸したかといふ事が問題となるのは自然の勢である。

漢書に樂浪の彼土の東北に海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり。若前漢の時已に通じけるか。一書には秦の代より已に通後漢書に大倭王は耶麻堆に居すと見えたり耶麻堆ハ山と也。是は若已に此國の使人本國の例により大倭と稱するに依りて、かく記せるか。神功皇后の新羅百濟高麗を順へ給ひしは後漢の末まに當れり。即ち漢地には通ぜられたりと見えれば、文字も定めて傳はれるか。一説には秦の時より書籍を傳ふとも云ふ。大倭と云ふ事は異朝にも領納して、書傳に載せられたれば、此國にのみ讚めて稱するに非ず。異朝に大漢大唐など云ふは大きなりと稱する心なり。唐書に高宗咸亨年中に倭國の使始めて改めて日本と號す。其國東に有り、日出處近きを云ふと載せたり。此事我國の古記には慥ならず。推古天皇の御時よろこしの隋朝より使有りて書を送れりしに倭皇と書く。聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしに、東天皇敬白西皇帝と有りき。彼國よりは倭と書きたれど、返牒

「樂浪郡」ラクラウキンと訓せり。

「神功皇后以下」底本本文の如くす。他諸本によりて改む。

「木」底本、本とせり誤なれば、他諸本によりて改む。

「もろこし」底本「モ唐」とす。他諸本によりて改む。

「送り」底本「送ラレ」とせり。他諸本によりて改む。

には日本とも倭とも載せられず。是より上代には牒有りとも見えざる也。唐の咸亨の比は天智の御代に當りたれば、誠に件の比より日本と書て送られけるにや。

(説) わが國の事の支那の史籍に見えたのは漢書が一番に古い。それであるから漢書から説きはじめたのである。

(漢書に云々) 漢書は支那の前漢の歴史で後漢の班固が撰したもので、帝紀、表、志、列傳から成り立ち百二十卷ある。そのうち、この文は地理志下にあるのである。その文は「樂浪海中に倭人、分爲百餘國」といふのである。樂浪は漢の武帝の時朝鮮を討ち平げて置いた四郡の一であつて今の平壤の邊にその政廳を置いてあつた。(この時の朝鮮といふのは今の遼東半島から朝鮮の北部にかけての地で、今の朝鮮南部は三韓であつて、當時の朝鮮ではないのである) 漢書にかやうに書いてあるから、若しかすると、前漢の代から既に支那に交つてゐたのであるかといふのである。これは或はさういふ事實が在つたかも知れないが、朝廷から公に交られたことは無いのである。

(一書には秦の代より云々) 秦は前漢より一代前の朝である。この事は「下に記せり」とあるが、それは孝靈天皇の段に在る。

(後漢書に大倭王は云々) 後漢書は後漢の歴史で六朝の宋の范曄の撰であつて、本紀と列傳と合せて九十卷ある。ここに引いてゐるのは東夷列傳の文で、その文は次の通りである。「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國云々。其大倭王居邪馬臺國」とある。これには「耶麻堆」とはないが、上の文の注に「按今名耶摩堆音之訛也」とあるので、暗記の上で、二者を一にして、本文のやうに書かれたものと思ふ。耶麻堆が「ヤマト」の宛字であることはいふまでもない。

(是は若已に此國の使人云々) 支那の正史にこのやうに、大倭王といふ字を用ゐてゐるのを見ると、日本國の使者が本國に用ゐてゐる例によつて記したものだらうといふのである。

(神功皇后の云々) 神功皇后の三韓征伐の時は後漢の最後の皇帝献帝の建安五六年であつて、あと二十年程で後漢が亡びるのである。

(即ち漢地には通ぜられたりと云々) この三韓征伐の後に支那に通ぜられたといふ説は日本紀の神功皇后三十九年、四十年、四十三年の條に魏志を引いて三十九年には倭女王がその大夫を魏に遣した事、又四十年には魏の使が倭國に詣つた事、又四十三年には倭王が、使を魏に遣した事を載せてゐるによつたものであらう。これは近頃の學者は多く反對してゐる。而してそれは九州の土豪をさすのであらうといふ。いづれにしてもわが國から誰かが、使者を遣つた事は事實であらう。さてさういふ風に使者をやるる以上、文書の交通もあるべきであるから「文字も定めて傳はれるか」といはれた譯である。

(一説には云々) これも孝靈天皇の條に見えてゐる。

(大倭と云ふ事は云々) 大倭王といふ事が後漢書にあるから、大倭といふ事をば、支那でも尤と認めてその正史に載せたのであるから、日本だけで自ら讃めて稱へる譯ではないとの事である。そこで、注に支那で、大漢大唐などいふのは大なりとほめていふ意味であるといふことを示した。

(唐書に高宗咸亨年中に云々) 唐書には新舊の二書がある。ここに引いてゐるのは新唐書である。これは宋の時詔あつて舊唐書を改修したもので、本紀、志、表、列傳の部類を立て二百二十五卷あつて本紀、志、表、七十五卷は歐陽修が撰し、列傳は宋祁の撰したものである。今の文はその東夷列傳の文である。その文は「咸亨元年遣使賀平高麗」復稍習夏音「倭名」更號「日本」。使者自言國近「日所」出以爲「名」とあるのである。

(此事云々) さて咸亨元年といへば、唐では高宗の世で、日本では天智天皇の即位三年である。しかし、この時に遣唐使の在つた事は史に見えないのみならず、この時に日本と改めたといふ事も慥かな證據を見ない。それで著者がかやうにいつた譯と考ふる。

(推古天皇の御時よろしの隋朝より云々) これは推古天皇の十五年に小野妹子を隋に遣はされた其の報答に隋の裴世清が來朝した時の事である。その時の隋の國書には「皇帝問倭皇云々」といふ文句があつたと日本紀にある。この國書の文句について當時本朝に議論のあつた事が、本書推古天皇の段に出てゐる。それはここにはいはないから、その段

を見ていただきたい。

(聖德太子自筆を執りて云々) この事は日本紀には聖德太子筆を執りたまつたと書いてない。しかしわが國より出した國書の文句は「東天皇敬白西皇帝云々」とあつて堂々たるものであつた。返牒とは返事の爲の牒(公文書)である。

(彼國よりは云々) 即ち支那からの國書には「倭」と書いたが、日本からの返牒には上の通り、日本ともかかず、倭とも書き載せられないといふのである。

(是より上代には牒有りと云々) 牒といふものはここでは公式の官文書をさしたものである。上の返牒といふもその意味である。即ちこの推古天皇より上の代にはわが國よりの公文書を支那に送つたといふ事は見えないといふのである。

(唐の咸亨の比は天智の御代云々) 唐の咸亨年中が天智の御代に當る事はいかにもその通りである事は既にいつた。この時に日本といふ文字に改めたといふ唐書の傳は實際であるかも知れぬといふ著者の考へである。注者も恐らくはそんな事かと思ふ。大寶令の公式令には「明神御宇」日本、天皇詔旨」といふのは大事を以て蕃國の使に宣ぶる辭也と規定せられ、朝廷の大事に用ゐらるる詔書には「明神御宇大八洲天皇詔旨」といふ事に規定せられてゐる。これによつても「日本」といふ文字は對外的の文字であるといふ事がわかるが、この大寶令の制は大體天智天皇の近江朝時代の制度を整頓完成したのであるから、天智の頃に日本と改めたといふのは畢竟對外的の官文書の上に日本と改めたといふ事であるから、それは事實として認めらるるものと考ふる。

(説) 以上は「ヤマト」といふ名目から、それを大日本とも大倭とかき、いづれも「ヤマト」とよむといふ事から轉じて倭といふ文字日本といふ文字を用ゐる事情と時代とを推定したのであるが、これから又もとにもどつて、前にいつた秋津洲の名義にうつり、又他の名目にも及ばうとするのである。

又此國を秋津洲と云ふは神武天皇國の形を回らし望み給ひて、蜻蛉の聲
咕の如く有る哉との給ひしより此名有りとぞ。然れど、神代に豊秋津根

「天皇」底本
「天王」とす、
他諸本により
て改む

「神武」底本
「神代」とす
他諸本により
て改む
「始めざる」底
本「始めたる」
とす、白、群
北、宮により
て改む
「秀」底本「委」
とす、他諸本
によりて改む

と云ふ名有れば、神武に始めざるにや。此外も數の名有り。細戈千足國とも磯輪上秀眞國とも玉垣内國とも云へり。又扶桑國とも云ふ名も有るか。東海の中に扶桑の木有り日の出づる處也と見えたり。日本も東に有ればよそへて云へるか。此國に彼木有りと云ふ事聞こえねば悞なる名には非るべし。

(又此國を秋津洲と云ふは云々) わが國をアキツシマといふのは神武天皇の國見し給うた故事から起つたと云ふ説をあげたのである。而してこれは日本紀の神武卷に「皇輿巡幸、因登、腋上、喉間、丘、廻、翠國狀、曰、研哉、乎國之獲矣、雖、内、木、綿之、眞、進、國、猶、如、蜻蛉之、臂、帖、焉、由、是、有、秋、津、洲、之、號、也」とあるによつていはれた事は疑がない。蜻蛉の臂帖といふのは蜻蛉のみづから臂をなめて丸き環の形をしてゐる形を以て大和の國の青山が四周にあつて圓く境を爲してゐる状態にたとへられたのである。

(然れど神代に云々) 秋津洲の名の起りは神武天皇の、上の話に基づくといふ事は一般に唱ふことだが、しかし、上に云つてゐるやうに神代に、天御虚空豊秋津別といふ神名があるのを見ると、神武天皇の事に始つたのではないやうだといふのであるが、如何にも尤もの事である。

(此の外も數の名有り。云々) 以上の外にも多くの名があるといふのであるが、その名は、日本紀神武卷に「昔伊弉諾尊目、此國、日本者、浦安國、細戈、千足國、磯輪上秀眞國、後大己貴大神目之曰玉牆内國」とあるによられた事が明かである。細戈といふのはすぐれた戈の義であるが、「ホコ」には乳があるから、細戈を以て「千足」の「チ」の枕詞にしたものである。千足といふのは何事も足りるとのうてゐるといふ意義である。「磯輪上」は枕詞と思はるが、その意は分らない。

いと先哲も云つてゐるが、今もやはりわからぬ。「秀眞」といふ詞の義は「ホ」は「上」「ツ」は「ノ」をいふに同じ、古語で「マ」は「眞」の義で、すぐれてまことの國といふ意味であらう。玉垣内國といふは玉垣は今神社の垣の一種にいふが、古は神宮も皇宮も一であつて同様であつた。それで、皇宮の御垣の内國といふ意味であらう。即ち支那で帝畿の内といふのに似た意味であらう。

(又扶桑國と云ふ名も有るか) 又日本を扶桑國とも云ふ名も有るといふやうだといふのであるが、それは支那からいつたのが始めのやうである。たとへば王維が朝衡即ち安倍仲磨を送る詩にも文苑英華にある方干が「送僧歸日本詩」徐凝が「送日本使還詩」などにも既に見ゆるが、日本でも、平安朝の初頃には扶桑集といふ詩集が出来、又名高い兼明親王の文にも日本を扶桑といふ事が出てゐる。然らば扶桑といふのは何であるか。そこで扶桑といふ事の説明が次に來る。

(東海の中に扶桑の木有り云々) 扶桑といふのは元來木の名で、淮南子に「立登保之山、搏桑在東方」とある搏桑も、又同書に「扶木在陽州、日之所暎」とある扶木も扶桑である。陽州は東方の事である。又東方朔の十州三島記に「扶桑在碧海之中、地多林木、葉皆如桑、又有椹子、樹長者數千丈、經三千圍、樹兩々同根偶生、更相依倚、是名扶桑」とある。大體これらによつて扶桑の事は世に喧しく傳へらるるので、この文も同様の譯である。

(日本も東に有れば、よそへて云へるか。云々) これは日本を扶桑といふに至つた事情を考へて云つた説であるが、如何にも尤もな事で、確かに日本にその扶桑の木が在つたともいへないが、それが東方の國にあるといふ點から日本をなぞらへていつたと見るのが穩である。

(説) 以上段々説が進んで、支那の説で、日本國の地をどういふ風に説くかといふことになつて來た關係から、次には印度の古傳説に及ぶのである。

凡内典の說に須彌と云ふ山有り、此山を周りて七の金山有り。其中間は皆香水海也。金山の外に四大海有り。此海中に四大洲有り。洲ごとに又二の中洲有り。南洲をば瞻部と云ふ。南洲の

「ことば」梅本
による。底本
「書ハ」に誤

「熱」他諸本
「熱」に誤る。
「三百歩」諸他
本「三百六十
歩」とす
「里」他諸本
による。底本
「量」に作れり

底本「瞻部」の
下に「洲」字あ
り。他諸本に
なきにより省

中心に阿耨達と云ふ山有り。山の頂に池有り。阿耨達此には無熱と云ふ。外書に
傍に此樹有り。周七由旬高さ一百由旬也。一由旬とは四十里也、六尺を一步とす。三百歩を
樹洲の中心に有りて最高し。仍りて洲の名とす。阿耨達の南は大雪山、
北は葱嶺也。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北に依りては震旦
國、西北に當ては波斯國也。此瞻部洲は縱横七千由旬、里を以て算ふれ
ば二十八万里、東界より西海に至るまで九万里、南海より北海に至るま
で又九万里。天竺は正中によれり、仍て瞻部の中國とす。地の周又九万
里、震旦廣しと云へども、五天竺に雙ぶれば、一邊の小國也。

(内典) 佛教の經論のことをいふのである。この語は元來佛教家の側で外典に對していふ事であるが、それが世間通用の語になつたのである。

(須彌といふ山あり) 須彌といふのは梵語(Sumeru)の音譯であつて新譯で蘇迷盧といふ。須彌といふのは舊譯である。この梵語は支那で意譯して妙高と云つてゐる。印度の古傳説ではこの山が宇宙の中央となつてゐて、その周圍に次いふやうな七金山八海等を有し、日月諸天も亦これを中心として回轉するものであるとするのである。

(此山を周りて七の金山あり云々) 以上の世界構造の説は大體俱舍論を見ればわかるが、著者は直接何によられたか分らぬ。七の金山といふのは須彌山を中心としてその外圍を取りまいてゐる七の外輪山であつて、その名は須彌山のすぐ

近くを取りまいてゐるのが持雙山、その外が持軸山、それから次第に擔木山、善見山、馬耳山、障礙山となつて、その外が持地山である。高さはいづれも外に行くに従つて前の山の半減になる。さうしてこれらはいづれも金色で光明がある所から七金山といはるのである。この事は佛祖統記に出てゐる四州九山八海圖を見ればわかる。

(其中間には皆香水海) これは、その須彌山と七金山との間に各一つづつの海が取りまいてゐるが、その海の水には清い香があるといふ所から香水海と名づくる。これも佛祖統記の九山八海圖を見ればわかる。

(金山の外に四大海あり) 七金山の最後の持地山の外に今一の外輪山たる鐵圍山といふのがあつて、それと持地山との間が大鹹水海であるといふ。その中に東南西北の四洲があるによつて、四洲を界として四の大海に分るのである。これも佛祖統記の圖を見れば一目してわかる。

(此海中に四大洲あり云々) 上の大鹹水海中に四の大洲があるといふのであるが、その名は東勝神州、南瞻部州、西牛貨洲、北俱盧洲といふ。その大洲に附屬して、左右各一つづつ都合二つづつの中洲がある。それも、佛祖統記の圖を見ればわかる。

(説) ここまでは大宇宙の構造を説いたが、目的は元來日本にあるから、一轉して日本が屬するといはれてゐる南洲のこまかな説明にうつる。

(南洲をば云々) 上に云つた四大洲の中の南方の洲をば、瞻部洲といふ。又閻浮提ともいふが、これは元來梵語(Jambudvīpa)の音譯の新(瞻部洲)舊(閻浮提)の差だけの事で別の語ではないのである。

(是は樹の名也) 南洲の名の瞻部とか、閻浮とかいふのは元來樹の名であるといふのである。玄應の一切經音義に「瞻部洲從樹爲名。舊言剌浮或云閻浮皆一也」とある。

(説) これからはこの樹の所在と有様と、それが洲の名になつた次第とを述べようとする。

(南洲の中心に云々池有り云々) 阿耨達池といふのは西域記に「瞻部洲之中池者阿那波答多池、唐言無熱惱舊曰阿耨達訛也」とある。これも梵語(Anavatapta)の音譯で、清涼で熱惱のないといふ義だといふ事である。

上有醴泉瑤池とあるが、この阿耨達の説に似てゐる所からかやうな説も生じたのであらう。

(池の傍に樹あり、云々) この事は慧苑の音義に「閻浮提正云瞻部樹名也、提此云洲。謂香山、阿耨達南有二大樹、名瞻部、其葉上闊下狹。此南洲似彼故爲名」とある。この樹の大きさの事は起世經にもあるが、佛祖統記に長阿含經を引いて「有大樹名閻浮園七由旬、高百由旬、枝葉四布五十由旬」とあるによつていはれたのであらう。由旬といふのは梵語で、大な長さの單位をいふ語であつて、その實數については説々あるが、ここには四十里説をとつてある。その一里といふのは支那の一里で、三百六十歩即ち日本の六町である。

(此樹洲の中心にあり云々) これはこの樹の名をとつて南洲の名とした事を説いたのだが、これには上にあげたやうにの樹の葉の形に似てゐるから名づけたといふ説もあるが、普通にはこの説の通りにいはれてゐる。

(阿耨達の南は大雪山北は葱嶺也) 大雪山は今のヒマラヤ山脈で常に雪あるによりて名づくる。葱嶺は大雪山より北に在り亞細亞洲の中央に東西に互る大山脈であつて、その東部の支脈が天山とも崑崙山ともなる。山上到る所葱を自生するによりてこの名をつくる。以上の二大山は實有の山であるが、その中間に在るといふ阿耨達池といふのは事實として存在しないものである。

(胡國) 支那で北狄の通稱で、匈奴を主としたが、今の蒙古、通古斯なども胡の種類であらう。

(五天竺) 天竺は印度で、東、南、西、北、中央の五部に分れてゐるから五天竺といふ。

(震旦國) 支那の事、梵語雜名に「漢國梵名支那泥舍」とある。即ち梵語で支那をさした語である。

(波斯國) 今のペルシア國である。

(此瞻部洲は云々) これは南瞻部洲の廣表をいつたものだが、これも佛祖統記に「長阿含云須彌山南有二天下名閻浮提其土南狹北廣縱橫七千由旬」とある。その七千由旬をば里を以て換算すると、二十八萬里になるといふのであるが、その東西九萬里南北九萬里といふのは何によつたかわからない。

(天竺は正中によれり云々) これは、印度は夏至の日に日正中時に晷(日時計)を立つるに影無し。所謂天の中なればなりといふ事(梁高僧傳に出づ)よりいつたもので、赤道直下の國である事から來てゐる。それで瞻部洲の中國とするといふのである。しかし、元來この瞻部洲といふのははじめは印度だけの事であつたやうである。

(地の周リ九万里) これは西域記に「五印度之境周九萬餘里」とあるのから出てゐる。

(震旦廣しと云へども云々) これは支那は大國であると誇れども、五天竺はそれよりも廣大であるといふのである。

(説) 以上は印度の古傳説による世界を述べて、その説によりての宇宙より南瞻部洲に及び、更にそのうちの印度并に支那に論及し、さて日本に及ぼさうとするのである。

「中洲」概、北に由る。底群本「中國」とせり。

日本は彼土を離れて海中に有り。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中洲也と記されたり。然らば、南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや。華嚴經に「東北の海中に山有り。金剛山と云ふ」と有るは今の大倭の金剛山の事也とぞ。されば此國は天竺よりも震旦よりも東北の大海の中に有り、別洲にして、神明の皇統を傳へ給へる國也。

(南都の護命僧正) 南都は奈良である。護命は奈良の元興寺の僧で、淳和天皇の天長四年に僧正になつた人である。

(北嶺の傳教大師) 北嶺は比叡山延曆寺のことで、傳教大師は、延曆寺の開基最澄の諡である。

(中洲也と記されたり) 護命や傳教がかやうに云つたといふのであるが、護命が勅を奉じて撰進した大乘法相神章の中に「南洲之中有二中洲。二中洲中遮末羅洲者當於日本之國也」といつてゐる。傳教大師の説は、天台法華宗學生問答に「問式曰、今我東州但有小像未關大類者、其東州者何處云々」とあるその答に「答曰其東州者南瞻部洲海、東海之東、勝身州、西海之西、遮末羅州、大唐國語稱猶牛州」とある。これをさしたのであらう。

(南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲) これは佛祖統記南洲の次に「順正理論有二中洲、二遮末羅、二筏羅遮摩羅皆有入住」とあるその東方にある中洲をさしたものであるが、その位置も佛祖統記の圖を見ればわかる。

(華嚴經に云々) これは花嚴經四十五菩薩住處品に「東北方有處名清涼山(中略)海中有處名金剛山(現菩薩名曰法起)とある文をさしたのであるが、その金剛山といふのはわが國の大和河内の界にわたる金剛山の事であるといふ説があるといふのである。さうしてその山にある金剛山寺は寶山とも云つて法起菩薩の住する所と云ひ傳へて古來名高かつたのである。さてこの説はいつ頃から起つたものか、よくはわからぬが、行基菩薩撰と傳ふる大和葛城寶山記などいふものは専らこの思想で書かれたものであつて、それが汎く信ぜられてゐたやうに思はれる。元々集などにもこの寶山記が引用せられてゐる。

(されば此國は云々) 以上の説によると、日本は印度とも支那とも關係のない別洲であつて、それらの國と成立を異にした神國であるといふのである。

(説) ここに「神明の皇統を傳給へる國也」といつてゐるのは本書の最初に「大日本は神國也」又「異朝には其類無し。此故に神國と云ふ也」といつたのと首尾相應じて「神國」の神國たる所以を外國の成立と對照して述べたのである。然るに、著者のこの文の精神を察せずして、或は「少しも我國に關係のなき事なれば、准后の原文にはあらで、佛者などの加筆せしなるべし」といひ「或は卓識の准后にしてなほ此の如き邪説を尙べり」といふ人の如きは撰者の眞意をも文章をも解しないものといふべきであらう。ただ今泉定介氏の講義に「實にこの説の如し、もし前段より述べられし説のみなる時は我が國は天竺などに附屬したらん如くにも見ゆれば、更にかく斷わられたるべし。又儒者のともすれば我が國を支那の支配下にある如くいふと同じく、佛家も我が國の天竺に屬せらんやうにいふをみてかく書かれたるものなるべし」といはれたのが、親房公の精神を知つてゐる人の言だといふべきである。これだけの文章でも今泉氏の時まで誰も心づかずして撰者の本意と反對の事を考へて來たといふ事は頗る粗漏な事で、批難はかへつて論者が受けなければならぬ事で、誠に畏れ慚まねばならぬ事である。自分が、本書の本旨を闡明しようと思つたのも、このやうな誤解が随分世に廣がつてゐるやうであるから、それを正したいと思ふからの事である。

同じ世界の中なれば、天地開闢の始は何くもかはるべきならねど、三國

「かはる」梅、群、北による、底本「替」とす、白「替」と

「至れり」他、諸本「至り」底本「至り」さのみかけり、「大梵天の」の「の」他諸本によりて加ふ、「諸」の下底本「天」あり他削る

の説各異也。天竺の説には世の初りを劫初と云ふ。劫に成住壞空の四有り。各二十の増減を一中劫と云ふ。四中劫を合せて一大劫とす。光音云々天衆空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す。即大雨をふらす。風輪の上に積りて水輪と成る。增長して天上に至れり。又大風有りて沫を吹き立て、空中に擲け置く。即大梵天の宮殿と成る。其水次第に退下して欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鐵圍山を成す。かくて万億の世界同時に成る。是を成劫と云ふ。此万億の世界を三千大千世界と云ふ也。

(説) 前段には空間的に日本が、支那印度と違つた事を述べたから、これからは更に、國の成立から見ても日本は、他國と違ふといふ事を論證しようとするのである。

(世界) これは元佛書の語である。楞嚴經四に「世爲遷流(ト)界爲方位(ト)汝今當知(ト)東西南北東南西南上下爲界(ト)過去未來現在爲世」とある。即ち世は時の遷り流れ行くを云ひ、界は空間の意であるが、世界はこれを一にした語で漢語の國土と云ふに同じ意をあらはす。

(三國) 日本、支那、印度をいふ。當時の智識での中世の國名を盡したのである。

(天竺の説には) これから印度の開闢説を述べようとする。

(劫初) これは劫の初といふだけの事である。劫といふのは梵語(Kalpa)の音譯で、正しくは劫波とかく。長時とも大時とも分別時節とも譯するのである。その時間といふものの最初を劫初といつたのである。劫の事は俱舍論の説により注のべてある。

(劫に成住壞空の四有り) 云々) これはもとより俱舍の説であるが、佛祖統記に要をあげてある。曰はく「過去莊嚴劫此劫有成、住、壞、空各二十小劫」と。この成劫、住劫、壞劫、空劫の説明は下にあるから、ここには述べない。この四劫に各二十の小劫のあるのを「各二十の増減有り」といつたのである。その事は次に説く。

(一増一減を一小劫と云ふ) これは佛祖統記に「以人壽八萬四千歲百年命減二年減至十歲百年增一年後增至八萬四千歲。如是一減一増爲一小劫」といふ説明がある。この説明がなくは分らぬ筈である。著者は自身に分つてゐたから、この計算の基本を示されなかつたのかも知れぬが、これが無ければ、何の増減か分らぬ事である。

(二十増減を云々) これは上の増減の二十回に達すること即ち二十小劫といひ、その中劫が、成劫、住劫等の劫になるといふのである。佛祖統記に「二十増減爲一中劫、惣成、住、壞、空四中劫爲一大劫。今論過去、現在、未來三世各一大劫」とある。

(説) 以上で、劫即ち時間上の過去現在未來を通過したのであるが、これから、各論に入つてその成劫、住劫、壞劫、空劫の仔細を説かうとするのであるが、次には先づ成劫から説を起してゐる。

(光音といふ天衆云々) 古印度の説で光音天といふのは色界第二禪天の最上にある天であるが、そこにある天衆は音聲を絶ち、語らうとする時には口から光を放つて言語の用をするといふのである。この文は佛祖統記によられたものと思はる。次にその文をあぐる。「光音天空中布金色雲遍覆梵天(梵天とは色界初禪天なれば、第二禪天の下にある)注大洪雨猶如車軸積風輪上結爲水輪(上に云つた須彌山の外の七金山の外を圍む小鐵圍山の外に又大鹹水海ありて、その外を圍むを金輪とし、その外輪が、水輪、そのまた外が、風輪で、その外が空輪で空輪を最後の外圍であるとする。その關係は佛祖統記の三千大千世界圖を見ればわかる。それでこれは光音天で起した雲が、その下の梵天を覆うて、それが大洪雨となつて、下界に降り注いで、大千世界の風輪の上に積つて、その水が集つて所謂水輪となるといふのである。)增長至天住界(これはその水が、水輪で止まらず増して高まり、七金山をこえて、諸天の住む邊までを浸したといふのである。)雨斷水退有大風起吹水生沫擲置空中作梵天宮殿七寶間成。水復退下如前風吹、吹擲水沫成魔波旬宮殿。次造他化自在天展轉至夜摩天宮殿。水復退下大風吹沫造須彌山、四寶所成。復吹水沫造三十三天七寶宮殿。復於山腹造四天王宮及日月星天七寶宮殿、及造空居夜叉羅剎宮殿、又於須彌四面作脩羅城七寶莊嚴。又吹水沫作七金山、四大洲、八萬小洲、周匝安置小輪圍山、金剛所成。如是大風吹掘大地漸漸深入置大水池聚成七香水海及大鹹水海。又於地下造閻摩羅宮殿、地獄住處。如是三千世界一時同成。此外更造大輪圍山包裏此大千界。其中六欲、須彌、日月、四洲乃至小鐵圍山各有萬億。此約經歷二十増減次第而成」とある。即ちこれは世界が水を基とし、風の作用をうけて成立つとする説である。

(是を成劫と云ふ) 上のやうにして空劫から世界が成り上るといふので成劫といふ名をつけたのである。

(此万億の世界を云々) 上のやうにして成つた世界を三千大千世界といふ。(万億は一千の三乗でこれを三千大千といふ。)須彌山を中軸として、日月、四大洲、六欲天乃至梵天を附屬したのを一世界とし、その千個集合したの小千世界とし、小千世界の千個集合したのを中千世界とし、中千世界の千個集合したのを大千世界といふのである。これが大千世界の意味である。

(説) これから成劫に次いで起る住劫の説明になる。

「蜜」底本
「密」に作る
ば改むしけれ

光音天衆下生して次第に住す。此を住劫と云ふ。此の住劫の間に二十の増減有るべしとぞ。其始には人の身光明遠く照して、飛行自在也。歡喜を以て食とす。男女の相なし。後に地より甘泉涌出す。味酥蜜の如し。或は地味と是を嘗めて、味著を生ず。仍て神通を失ひ、光明も消えて世界大に暗く成りぬ。衆生報然らしめければ、黒風海を吹て日月二輪を漂出す。須彌の半腹に置きて四天下を照さしむ。是より始めて晝夜晦朔春秋有り。地味に耽りしより顔色憔悴て衰へき。地味又失せて林藤と云ふ物有り。或は地皮と衆生又食とす。林藤又失せて自然の稊稻有り。諸の美味を

「穢」字底本
木屑とせり
他諸本により
て正す。

「さへ」他諸
本による底本
「押へ」に作
る。「争ふ」他諸
本による底本
「争い」に作
る。底本「衆」の
下に「ト」あり、
他諸本によつ
て削る。

備へたり。朝に刈れば夕に熟す。此稻米を食せしにより身に殘穢出來ぬ。
故に始めて二道有り。男女の相各別にして、竟に姪慾の態を成す。夫婦
と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生する者女人の
胎中に入りて胎生の衆生と成る。其後稗稻生ぜず。衆生愁へ嘆きて、各
境を分ちて地田に種を施し植ゑて、食とす。他人の田種をさへ奪ひ偷む
者の出來て、遞に打争ふ。是を決する人無ししかば、衆共に計ひて一人
の平等王を立つ。名けて刹帝利と云ふ。田主と云ふ。其初の王を民主王と號しき。
十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民是を敬愛す。閻浮提の天下
豐樂安穩にして病患及び大寒熱有る事無し。壽命も極めて久しく無量歲
なりき。

(光音天衆云々) 成劫が二十小劫で終ると住劫になるのであるが、それは最初に光音天に住む天衆が、この世界に下りて
人と生るといふことからはじまるのである。この人が世界に住んでゐる間を住劫といふのである。それ故に、この
傳説に従へば、今も住劫であるといふ事になる。この住劫の間も二十小劫があるのである。

(説) 「其始には」云々から住劫に於ける人の生活を説くことになる。

(其始には云々男女の相なし) これも佛祖統記によられたものらしい。「時光音諸天福壽來下化生爲人、或樂觀新地、
光明遠照、飛行自在、無有男女之相、衆共生故名衆生」男女の相といふのは男女の區別を示す外形をいふのである。

(後に地より甘泉を出す。云々) これも佛祖統記にある。「地涌甘泉、味如酥蜜」酥といふのは牛羊の乳の精をいふ。「或
は地味とも云ふ。」は、この事は佛祖統記の下の文にも見ゆるが大和葛城寶山記にこの事を記して「賢劫初地建立以降
地肥地味」とある。

(是を嘗めて味著を生ず) 味著とは美味に執着する心をいふ。佛祖統記に「以指試嘗遂生味著」

(仍て神通を失ひ云々暗くなりぬ) 神通とは通即ち無礙自在なる神變不可思議の力をいふ。これも佛祖統記上文のつづき
に「失其神足及身光」世間大闇」とある。

(衆生の報云々晝夜晦朔春秋有り) (衆生といふことは上の佛祖統記に見えて人間をいふ) 上の如くなるのも衆生の果報
の然らしむる所であるが、その結果黒風吹き荒れたといふ。黒風といふは天地も闇黒になるまで荒れて吹く風。かや
うな風が吹いた爲に、日と月とを空中に漂はし出すといふ結果になり、それが須彌山の半腹に漂ひて四大洲即四天下
を照し、同時に、運行を初めたので(即ち漂うてゐるのである。)一日中の晝夜、一月中の晦朔、一年の春夏秋冬とい
ふ變化が生ずる事になつたといふのである。これも佛祖統記の上文のつづきにある。「黒風吹海漂由日月置須彌山
半腹照四天下。時諸人輩見出則喜見入則懼。自茲之後乃有晝夜晦朔春秋歲數終而復始。」

(地味に耽りしより云々) これも佛祖統記に「由耽地味顔色憔悴」とある。「かじけ」とは衰ふるこ。

(地味又失せて云々) これも佛祖統記に「地味既隱乃生林藤」その注に「樓炭經云兩枝蒲萄」とある。これで見ると林
藤といふものは蒲萄の様なものをいふと見ゆる。

(衆生又食とす云々自然の稗稻有り) 其の林藤を衆生が食してゐたが、それが盡きて自然の稗稻即ちうらちいねが生じた。
これも佛祖統記に「復共耽食林藤復隱、便生自然稗稻」

(諸の美味を備へたり。云々) そのうらちには諸の美味を備へてゐて、自然に生じたが、しかしこれは多少の不純物を含
むによつてこれを食べた爲に、身體の内部に不要の排泄物(残りの穢いもの)が出來た。これも佛祖統記に「無有
穢穢、備衆美味。此食稍粗、殘穢在身」とある。

(故に始めて二道あり) その殘穢物を排泄する爲に、身體内に大小二便を通ずる道が生じた。佛祖統記に「爲欲鑷除便有二道成男女根」とある。

(男女の相各別にして云々共に任みき) さて大小二便の道が通ずると同時に男女の外形が區別を生じ、ついで男女の交りをする事が起り、ここに夫婦共に棲むといふことも起つたといふのである。佛祖統記に「成男女根情慾多者便爲女人宿習力故便生姪欲夫妻共住」とある。

(光音の諸天云々胎生の衆生と成る) このやうに夫婦といふ事が起ると、その後は光音天の天衆が、この世界に來り生るるものも從來のやうに自由でなく、いづれもその母となるべき人の胎内にやどり、ここに胎生の衆生となつた。佛祖統記に「光音諸天後來生者、入母胎中遂有胎生」とある。

(其後杭稻生せず) これは佛祖統記に委しく書いてある。「自然杭稻刈暮熟刈後隨生。米長四寸、時、衆生並取二日糧乃至取五日糧、漸生穰穰刈已不生」とある。即ち衆生が慾心を逞しくした爲に生ぜぬやうになつたといふのである。

(衆生愁嘆きて云々食とす) そこで人々が愁へ嘆いて各その所持の田地を定めて、種を蒔き苗を植ゑて稻を作つて食とすることに成つた。佛祖統記に「衆懷憂惱各封田宅造作田種」とある。

(他人の田種をさへ云々遂に打争ふ) 上の様に初は受持を定めて居たが、後には他人の稻をぬすむものが出來て争が生じた。佛祖統記に「其後多有盜他田種便相拳闘」とある。

(是を決する人無かりしかは云々平等王を立つ) この争を止める爲に衆議の結果一人の平等王を立てた。平等王といふのは、公平無私に田を分つ王といふ意味である。佛祖統記に「便相拳闘無能決者、議立一平等王」(卷三十一)とも「於是議立一人有威德者賞善罰惡號平等王衆共供給遂有民主之名」(卷一)ともある。

(名けて刹帝利と云ふ) 刹帝利といふのは梵語(Kshatriya)の音譯で、略して刹利ともいひ、意譯して土田主といふ。注維摩に「刹利王種也。秦言田主。劫初人食地味轉食自然粳米。後人情漸傷各有封殖、遂立有德者處平分田、此王者之始也。故相承爲名焉」とある。田主といふ意も上の説明でわかる。佛祖統記には「賞善罰惡、便有刀杖殺戮衆共供給。號刹帝利」田主、自後諸王以此爲首」とある。

(其初の王を民主王と號しき) この句の典故は佛祖統記の卷一であることは上の平等王の條に見ゆる。

(説) ここは印度の王といふものはわが國の天皇とは根本的に違つてゐることを一言で明かに示したので、この一節の眼目である。

(十善の正法を行ひて云々) 「十善」とは十戒を完全に保つことをいふ。佛祖統記に「時闍浮提、天下富樂安隱、八萬郡國、人民聚落、雞鳴相聞無有病患大寒大熱、王行十善正法治國、人民愛敬、壽極大久」とある。これはその壽が無量であつて、未だ増減をはじめぬ時を云つたのであらう。

(説) これから、住劫の二十増減の説明に入らうとする。

民主の子孫相續して久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより壽命も減して八万四千歳にいたる。身の長八丈なり。其間に王有りて、轉輪の果報を具足せり。先づ天より金輪寶飛び降て王の前に現在す。王出で給ふ事有れば、此輪轉じ行く。諸の小王皆迎へて拜す。敢へて違ふ者無し、即ち四大洲に主たり。又象馬珠玉女居士主兵等の寶有り。此七寶成就するを金輪王と名づく。次々に銀銅鐵の轉輪王有り。福力の不同によりて、果報も次第に劣れる也。壽命も一百年に一年を減じ、身の長も同く一尺を減じけり。百二十歳に當れりし時釋迦佛出で給ふ。或は百歳の時とも云ふ。是より先に三佛出給ひき。十歳に至らん比ひに小三災と云ふ事有るべし。人種殆ど盡きて唯一万人を

「久しく」梅、群北による。底本「久キ」に作る。白本の字なし。「君たり」他諸本による。底本「君ナリ」とす。

「銀銅鐵の」の「の」底本なし。他諸本によりて加ふ。

「小」字宮本白本によりて加ふ。他本なし。

餘す。其人善を行ひて又壽命も増し、果報も進みて二万歳に至らん時、鐵輪王出でて南一洲を領すべし。四万歳の時、銅輪王出でて東南二洲を領す。六万歳の時銀輪王出でて東西南三洲を領し、八万四千歳の時金輪王出でて四天下を統領す。其報上に云へる如し。彼時又減に向ひて彌勒佛出で給ふべし。八万歳の時、此後十八ヶの減増有るべし。

(民主の子孫云々壽命も減じて八万四千歳に至る云々) 上に述べた所では人の壽命が未だ限られなかつたが、ここに正法の衰ふるにつれて減じて八万四千歳に限らることになつた。これから減じまた増すといふ劫がはじまる。佛祖統記に「後王不行正法、其壽漸減至八萬四千歳、時身長八丈」とある。

(其間に王有りて轉輪の果報を具足せり) これ即ち轉輪王といふものである。果報とは、業因によりて報いらるる結果をいふ。轉輪王とは須彌の天下を統領する王で、王位に即くとき輪寶を感得し、その輪寶を轉じて一切を威服する故に轉輪王といひ、略して輪王ともいふ。その感得する輪寶の種類によつて金輪王、銀輪王、銅輪王、鐵輪王の四の別がある。この事は下の文に見ゆる。

(先づ天より金輪寶飛び降て云々金輪王と名づく) 輪寶といふのは輪王の感得する寶器で、下に見ゆるやうに王の遊行する時は必ず前に進んで、大地の凹凸を平坦にし、一切の障碍を破碎するといふ。それに四種あるうち最もすぐれたのが、金輪寶であつてこれを得た王を、金輪王といひ須彌の四大洲を統領するといふ。この金輪王はその人壽の増減の際、増して八萬四千歳に至る時にあらはるといふのである。佛祖統記に「增至八萬四千歳、名爲増劫之極、二減一増終而復始。增至八萬四千歳、時金輪王出、七寶千子治四天下、國土豐樂、女年五百歳方嫁。此後凡遇劫之初皆有金輪

王出」とある。こゝに七寶といふのは何かといふに、佛祖統記に「至八萬四千歳時、金輪王出治四天下。輪王成就七寶、一金輪寶者、若聖王出、天金輪寶忽現在前。輪有千輻、天匠所造。輪徑丈四、聖王見之、手摩輪曰、可向東方如法而轉。輪即東轉、王將四兵隨其後行、東方諸小王來詣拜云、善哉大王、願於此治。時聖王言、汝等當以正法治化勿使偏枉。諸王聞之、即從聖王巡行諸國、至東海表、南西北方隨輪所至、亦復如是。二白象寶者王坐殿上、忽現在前。即試習乘其上、清且出城周行四海、食時已還。三紺馬寶者忽然現前、清且乘行食時即返。四神珠寶者忽現在前、置高幢上、光照一由旬、城中人民皆起作務。謂是晝日。五玉女寶者、忽然出現、顏色端正、冬溫夏涼。六居士寶者忽然出現、地中寶藏皆悉知見。七主兵寶者忽然出現、智謀勇猛專任討伐。是爲輪王七寶成就」とある。

(次々に銀銅鐵の轉輪王有り云々) 佛祖統記に「增至二萬歳時鐵輪王出、獨治南洲。增至四萬歳時銅輪王出、治東南二洲。增至六萬歳時銀輪王出、治東西南三洲」とある。即ちこのやうに差違の生ずるのは福力(即ち善業の功力)の同じからぬによつて果報も次第に劣るのである。

(壽命も云々一尺を減じけり) この文は稍誤つてゐる。佛祖統記に曰はく「其壽漸減至八萬四千歳、時身長八丈、百年命減一年、身減一寸。如是減至十歳、身長一尺。名爲減劫之極」とあるから「一尺に減じけり」と原文にあつたのを寫傳の際に「に」を「を」に訛つたものに相違ない。それで、この増減は壽命は八萬四千歳から十歳まで、身長は八丈から一尺までの兩極の間を消長してゐるといふ傳説である。

(百二十歳に當れりし時釋迦佛出で給ふ) これは何の説に基づくか不明である。佛祖統記には「減至一百歳時第四釋迦牟尼佛出世」と見ゆる。ここに第四とあるのはその前に三佛があつたといふのである。その三佛は佛祖統記によると、第一、拘留孫佛、第二、俱那含牟尼佛、第三、迦葉佛である。釋迦牟尼佛はいふまでもなく、佛教の開祖である。

(十歳に至らん比ひに小三災と云ふ事有べし云々) 壽減じて十歳に至れば、減劫の極であるが、その頃には小三災といふ恐るべき事が行はる。それは大三災に對して小と云つたものだが、甚だ恐るべき事であるには相違ない。その三の第一は人壽三十歳に減じた時に起る飢饉である。佛祖統記に「減至三十歳、入末法三十一百年、人長三尺。時饑饉災起、由人民皆行十惡、草菜米穀、五種上味悉皆隱沒。唯煎朽骨共爲燕會、若遇一粒粟稗、藏護如寶。六七年來天不降雨、尙不得水。何況飲食。人多餓死。郡邑空荒。七年七月七日其災方息。時有一人、合集男女有福德者、

凡得萬人留爲人種云々。その第二は人壽が減じて二十歳になつた時に疫病の起ることである。これも佛祖統記に「減至二十歳入末法四千一百年。人長二尺。時疫疫災起。由人行惡復盛俱過病死。無人送埋。郡邑空荒。唯少家在。經七月七日。其災方息。唯留萬人爲種云々」その第三は人壽が減じて十歳になつた時に起る争鬭の災である。これも佛祖統記に見ゆる。「減至十歳入末法五千一百年。人長一尺。女人五月便嫁。時刀兵災起。由人行惡轉盛。各起殺害心。能行惡者爲人所敬。隨執草木瓦石。皆成刀劍。更相殘害。橫死無數。亦有厭惡入山隱藏。七日七夜其邪方息。唯留萬人爲種。人從隱處而出。更互相見起。慈愍心共行善法。衣食所須。天即雨下。由能行善壽能增長。復從百年。命增一年。已上謂之小三災。但壞正報」とある。

(其人善を行ひて云々其報上に云へる如し) これは鐵輪王、銅輪王、銀輪王、金輪王出現の事を云つたのであるが、その事は上に云つた。

(彼時又減に向ひて云々) さて金輪王出現の人壽八萬四千歳の時より減に向つて彌勒佛が出るであらうといふ。彌勒は釋迦滅後五十六億七千萬年の後此土に下生して衆生を濟度するといはれてゐるのであるが、その出現の時が、この時に當るといふのである。佛祖統記に「減至八萬歲時第五彌勒出世。云々」とある。

(此後十八ヶの減増有るべし) 此前にいつた二の増減と後の十八ヶの増減とで二十小劫が満ちて、所謂住劫が完結する。(説) これから壞劫を説かうとするのである。

かくて大火災と云ふ事起りて色界の初禪梵天まで焼きぬ。三千大千世界同時に滅盡する、是を壞劫と云ふ。かくて世界虚空黒穴の如くなる。是を空劫と云ふ。かくの如くする事七ヶの大劫をへて大水災あり。此度は

「穴」梅、群、北
「雲」とせり
「をへて」底本
「經」に作る
「白」本「ヲ」經
「本」とし他諸
「本」をへて」と

第二禪まで壞す。七七の火災七七の水災をへて大風災有りて、第三禪まで壞す。是を大の三災と云ふ也。

「此」底本「是」とす。他諸本「により改む」。「火災」の「災」底本、梅本、宮本、清本、脱す。群北によりて補ふ。をへて」上に同じ。

(大火災と云ふ事) この事は下に引く佛祖統記の文に見ゆる。

(色界の初禪梵天) 色界は三界(欲界、色界、無色界)の一、欲界の上にある天界で、欲界の穢惡を離れてはゐるが、まだ、五蘊の色心を有する境界である。大別して四層とするが、すべて禪定の地である故に禪天と名づけ、下よりかぞへて初禪天、二禪天、三禪天、四禪天とし、なほ十八天に細別する。その第一層、初禪天には大梵天、梵輔天、梵衆天の三天がある。この三天を總稱して梵天といふのである。

(壞劫) この事は本文の通りであるが、佛祖統記に「火災壞至初禪、始從地獄終至梵天。有情世間經十九増減。次第壞盡。唯器世間(有情を受け容る、山河大地等の世界即ち依報)空曠而住。乃至三千世界一切有情都盡。最後一増減劫方壞。器世間。有七日從海底出、大海盡竭須彌崩壞。風吹猛。燒上梵天悉成灰燼。乃至三千世界、一時燒盡。此爲依正俱壞。名爲壞劫」とある。

(空劫) 壞劫の後は空劫である。その意は本文でわかる。佛祖統記に「自初禪梵世已下世界空虛。猶如黒穴。無晝夜日月。唯有大冥。如是二十増減之久名爲空劫」とある。

(七ヶの大劫) 成住壞空の四中劫を以て一大劫とするが、それが七回くりかへさるるをいふ。その七劫の間に七の火災があつて、七回初禪天を壞つて、また一大劫を絶て一の大火災が起つて、第二禪天に及ぶのである。

(二禪) 色界の第二層、初禪天の上に位する天で光音天、無量淨天、少光天の三天に分れてゐる。上に云つた大水災はこの二禪天までを壞すといふのである。

(大風災) さて二禪天を壞したあと、又一大劫を経て、今度は大風災が起つて、第三禪天までを壞すといふのである。この事も佛祖統記に見ゆる。

(三禪) 色界の第三層、二禪天の上に位する天で、遍淨天、無量光天、少淨天の三天に分れてゐる。

(是を大の三災と云ふ也) 以上の大火災、大水災、大風災によつて初禪、二禪、三禪の天までが壊さるゝ、この三の災を前の小の三災に對して大の三災といふのである。佛祖統記に「大三災者、一大劫終必一火災起。如是經七大劫一火災。凡七壞初禪復經一大劫有一水災起。壞至二禪。如是七七火災相間七水災。復經七火災凡五十六番火壞初禪七香水壞二禪復經一大劫有一風災起。總之爲六十四大劫。爲大三災始終之相」とある。

(説) 以上で、三禪天以下の相を云つたから、これからは常住不壞の四禪天以上の事を説く點にうつる。

「天」底本「大」とす。他諸本によりて正す

「して」底本なし。他諸本によりて補ふ

「小災大災」他諸本は「小大ノ災」とせり

第四禪以上には内外の過患有る事無し。此四禪の中に五天あり。四は凡夫の住處、一は淨居天とて證果の聖者の住處也。此淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿有り。大自在天。色界の最頂に居して大千世界を統領す。其天の廣さ彼の世界に亘れり。下天も廣狭に不同有り。初禪梵の宮は一四天下の廣さ也。此上に無色界の天有り。又四地を分てりと云へり。此等の天は小災大災に逢はずと云へども、業力に際限有りて、報盡きなば退没すべしと見えたり。

(第四禪以上には云々) 第四禪は色界の最上層で、ここには、色究竟天、善現天、善見天、無熱天、無煩天、無想天、廣果天、福生天、無雲天の九天の區別をする。これらは佛祖統記の圖による。さてこの事は佛祖統記に「四禪内外過患一切皆無」とある。過患はとがやまぢやられふべき事であるが、四禪天にはそれらが一切無いといふのであるから

その上の諸天にはもとよりない事は明かである。

(此四禪の中に五天あり) 四禪天の中に九の天があるといふ事は上に云つたが、ここに五天といふのは、淨居天と他の四天に分けたからである。淨居天といふのは無煩天、無熱天、善現天、善見天、色究竟天の五天の總稱で、三果の聖人の居處であるから名づけたのである。他の四天は外道又は凡夫の居住する處であるといふ。これも佛祖統記に見ゆる。「證果」といふ語は煩惱を斷破して、眞理の果を證得するをいふ。

(摩醯首羅天王の宮殿云々) 摩醯首羅は梵語で支那に譯して大自在天といふ。印度の諸神中首位を占むるものとせられ、これは説々區々たるが、ここには大千世界の統領であるとする。佛祖統記に「華嚴經云大千世界主摩醯首羅。」又「涅槃疏云摩醯首羅居色界頂主大千世」とある。

(此上に無色界の天有り。云々) 色界の頂上に摩醯首羅の住處があつて、その上が無色界の天である。無色界とは色身を離れ、心識のみありて住する故に名づく、三界中の第一なるが故に有頂天ともいふ。これにも空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非非想處の四地を分くる。

(此等の天は小災大災に逢はずと云へども云々退没すべしと見えたり) これらの第四禪天以上の諸天は上に云つた小の三災、大の三災といふ如きものに逢はないが、しかし業力(果報を惹き起す業因の力)に限りがあり、又壽命に限りがあるから、その果報が盡きてしまへばやはりそこを退いて下界に没するであらうと經論に見えてゐるといふのである。

(説) 以上で、印度の創世説から世界變轉の理論を説いて、それらにはなほ一定不變の姿といふものがないといふ事を明かにして、下のわが國體と對照させるやうの精神で書かれたのである。然るにこの精神をさとらずに、印度の思想に迷つてゐるといふ事で、著者を批難する人が往々あるが、これも上に述べたのと同じく當らない事である。大町桂月曰はく「以上印度の世界創造説を擧ぐ。親房は皇祖皇宗以前に遡りて世界の創造を窮む。漫に佛教の知識を振り舞はすものと誤解すること勿れ。親房をして今日にあらしめば、和漢のみならず、歐米の學問實地を研究して世界的なるべし。當時に在りても世界的なりき。親房の所謂三國とは日本、支那、印度也。即ち當時の世界也」といふ。さてここで印度の事は打ち切りにして、次には支那の創世説にうつるのである。

「契」底本「藝」
本に作る。他諸
本により正す
「は」梅、群、北
によりて補ふ

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立を云へる事愆ならず。儒書には伏犧氏云ふ王より以前をば云はず。但、異書の説には渾沌未分の形、天地人の始を云へるは神代の起に相似たり。或は又盤古と云ふ王有りて、目は日月と成り、毛髪は草木と成れりと云へる事も有り。其より下つた天皇地皇人皇五龍等の諸の氏打連きて多くの王有り。其間數万歳を経たりと云ふ。

(震旦は云々) 「書契」は文字のこと。支那は文字を以て事を記し傳ふる國であるが、世界の創造を云ふ事はたしかでない。

(儒書には云々) 儒書は儒教即ち周孔子の道を修むる者の書をいふ。儒教で最初の正史とする史記には所謂五帝から初めて、この伏犧氏をも載せない。これは怪力亂神を語らずといふ孔子の語に則つたものかも知れぬ。

(伏犧氏) この王の事は正史には載せなかつたが、唐に至つて、司馬貞が三皇本紀を作つてその爲に補つた。これには伏犧氏を包犧氏と書いてある。これは三皇のはじめて、蛇の身人の首があつて、八卦を畫し、書契を造り、嫁娶の禮を制し、佃漁を教へたといふ。

(但、異書の説には云々) 異書といふのは異端の書のことであらう。異端とは聖人の道に非ずして別に一端をなすものといふ意で儒教以外のものをいふ。

(渾沌未分の形云々) 渾沌は混沌とも書く。世界の未だ開けぬ以前の象をいふ。騶冠子に「兩儀(陰陽)未分其氣混沌」とあり、易乾鑿度に「太陽者未見氣也、太初者氣之始也、太始者形之似也、太素者質之始也、氣似質具而未相離、謂之



混沌」とある。渾と混とは通用する字であり、未分はその渾沌と意は同じ。さて異書には天地未分の前、天地人の始を説くことが、わが國の神代の起りを説く説に似たものがあるといふのであるが、如何なる書をさしたのであるか、分明でない。しかし淮南子などに云つてゐる語が日本紀の開闢説に似てゐるもの往々見ゆる。たとへば「天地未剖、陰陽未判、四時未分、萬物未生云々」(倣眞訓)といひ、「宇宙生氣、氣有涯垠、清陽者薄靡而爲天、重濁者凝滯而爲地。清妙之合專易、重濁之凝錫難。故天先成而地後定」(天文訓)といひ、「有二神、混生經天營地」(精神訓)といひ或は三五曆記に「天地混沌如鷄子、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢、陽精爲天、陰濁爲地、盤古在其中、一日九變神於天、聖於地」などあるのが、日本紀の開闢説と似通うた點があるのをさしたのであらう。

(盤古と云ふ王云々) 盤古といふ王の事は上に引いた三五曆記にも見ゆるが、述異記には「昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木」とある。

(其より下つた云々) 盤古が人類の始祖で、それより以後天皇氏地皇氏人皇氏五龍氏等の多くの王があると異書の傳をあげたのである。今史記の司馬貞の三皇本紀を見るに、「一説三皇謂天皇、地皇、人皇、爲三皇。既開闢之初、圖緯之所載不可全棄」と云つてゐるし、又「自人皇已後有五龍氏」とあるが、その注に「按、五龍氏兄弟五人並乘龍上下、故曰五龍氏」とある。なほその外に燧人氏以下無懷氏まで十六氏の名をあげ「蓋三皇已來有天下之號」とある。

(其間數万歳を経たりと云ふ) 天皇氏は兄弟十二人立つて各一萬八千歲、地皇氏は十二人で各一萬八千歲、人皇氏は九人凡べて百五十世合せて四萬五千六百年と史記の三皇本紀にある。

(説) 以上は支那の開闢説をあげたのであるが、それからの世代を述べて、わが國との國體の異同を示すべきであるが、文章が平板になるのを嫌つた爲でもあらう。一先づこれで打切つて、次にわが國體を論じ初めて、印度支那の國のすがたをあげつつ比較論斷しようとしてゐるのである。

我朝の始は天神の種を受けて、世界を建立する姿は天竺の説に似たる方

「ただ」梅北
「但し」底本
「群」二本「唯」と
「撰」他本には
「撰」に作る

「選」上に同じ
「なるままに」
「底本」成テマ
「とす」他
「諸本」によりて
「正す」

「しのぎ」底
本「忍」キと
あり「忍」字
不當なれば他
諸本の假名書
なるに従ふ
「かへ」底本
「換」字とし
「群」北二本「替
白」二本の假名
字とす今假
なるに従ふ
「甚」底本「其」
に誤る白本
「甚」に作り
他本假名にて
かけり

も有るにや。されども是は天祖より以來繼體違はずして、ただ一種まします事天竺にも其類無し。彼國の始の民主王も衆の爲に選り立てられしより相續せり。又世下りては其種姓も多く滅されて勢力有れば、下劣の種も國主と成り、剩五天竺を統領する族も有りき。震旦又殊更切しき國也。昔世淳に道正しかりし時も賢を選りて授くる事有りしにより一種を定むる事無し。亂世になるまゝに、力を以て國を争ふ。彼等は民間より出でて位に居たるも有り。戎狄より起りて國を奪へるも有り。或は累世の臣として其君をしのぎ、竟に讓を得たるも有り。伏犧氏の後天子の氏姓をかへたる事已に三十六。亂の甚しき、云ふに足らざる者をや。

(説) これからわが國體の特色を説かうとして、先づ印度との比較からはじむる。
(我朝の始は云々) わが皇朝のはじめ天神の血統にして、しかうして世界を建てられた様子は天竺の説に多少似た點があるけれども、君主が萬世一系でいらせられるといふことは印度にも類がないといふのである。
(繼體違はずして云々) 「繼體」は支那では天子の位を繼ぐことである。漢書外戚傳に「自古受命帝王及繼體守文之君非獨內德茂也蓋亦有外戚之助焉」又同書師丹傳に「陛下既繼體先帝一特重太宗承宗廟天地社稷之祀」とあるが、

その用例である。しかし、わが國では正しい血統を以て天皇の位を繼承することをいふのである。

(ただ一種まします事云々) 皇統一系で、萬世にわたつてかはらぬ事をいふ。これは天竺にかぎらず世界中に類の無いことは古も今も同じである。

(民主王云々) 上にいつた印度最初の民主王もそのはじめは民衆の選舉によつたが、その後は子孫が相續したのである。佛祖統記に、「初民主王號大人。第二王號珍寶」(中略)乃至三十三王名善思」とあつて、その後「此三十三王皆子孫相承」とある。

(又世下りては云々) 然るに後世になると、その種姓(その血統をうけた種族)も多くは他のものに滅されて、勢力があれば、下等なる種姓のものも國の主權者となり、甚しいのは五天竺を統べ領するものも起つた。

(説) 以上印度の國體をあげたから、これから支那の國體を稍くはしく云つて本邦の國體と比較する。

(震旦又殊更切しき國也) この一句にて支那國體の要は盡きてある。

(昔世淳に道正しかりし時云々) これは儒教で、理想とする堯舜の時代をさしたものである。賢者を選りて、王位を授けると云つて、堯が、その子をして舜に譲り、舜もその子をして禹に譲つた事があつて、必ずしも帝王の一系を定むるといふ事がなく、これを賢い事とした。

(亂世になるまゝに力を以て國を争ふ) 夏殷周から後は支那の歴史はただ力を以て國を争ふことの歴史といつてよい。その事は次に

(彼等は云々) と云つてある如く、民間より出で、戎狄から來り、累世の臣が君に迫り又は殺しなどして王位に上るといふ有様である。

(伏犧氏の後、天子の氏姓をかへたる事已に三十六) これは、支那の略史に十八史略といふ名の書があるやうに、支那の主權者のかはつた事は親房卿の時の元まで三十六王朝である。それは支那の歴史を見れば直に分る事であるから證をあげぬ。

(亂の甚しき、いふに足らざる者をや) この一句にて支那の國體の言語道斷なものであることを喝破し去つた。

(説) 以上印度支那の國體の言ふに足らぬ事を明かにして、これからいよいよわが國體に論及しようといふのである。

只我國のみ天地開けし始めより今の世の今日に至るまで日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中に於ても自傍より傳へ給ひしすら猶正に歸る道有りてぞ持ちましくける。是併ら神明の御誓新にして、餘國に異なるべき謂れ也。抑神道の事は容易く顯さずと云ふ事有れども、根元を知らざれば、明しき端とも成りぬべし。其の弊を濟はん爲に聊か勸し侍り。神代より正理にて受傳へつる謂を述べん事を志して常に聞ゆる事をば載せず。然れば神皇の正統記とや名け侍るべき。

「誓」の上に底本「本」字あり他諸本に「オホ」なり「加へし」なり「而」底本「誓」の下に「ヒ」と注す「異」白本「殊」と「底本」に「ヒ」と「白」群、北「顯」白、群、北「彰」とせり「弊」底本「費」とす今白本に「假名」とせり「述」梅本「伸」底本「伸」とし他本「事」をば「梅本」による「詞」葉「ハ」に作る

(只我國のみ天地開けし始めより云々) 只我國だけは印度支那などのみだりがはしい國々とは違つて、天地開闢の始めから今の世の今日の日に至るまで、天皇の御位が正しく一系の皇統によりて傳へられて、同じ皇統の中に於いても時として何かの事情で傍より傳へ給うたものも、いつしか正しい方に歸るといふ道が不知不識の間に行はれてわが皇位が正しく今日まで維持せられて來てゐるといふのである。これが、神皇正統といふ思想で、この書全體を貫いてゐる根本原理である。

(併) 「しかしながら」といふは今日の俗語の意味ではなく、「一切」悉皆」の意味である。

(神明の御誓) 誓は約束のこと、これは天照太神の天壤無窮の神勅をさす。

(新にして) その效驗の當に明かて年月を経てもかはることの無いのをいふ。

(餘國) 他の國々

(神道の事は云々) 神道の事は畏多く且つ神秘なもので明りに述べてはならぬといふ事ではあるが、わが國家の源は神道に存するのであるから、これを知らねば國家の根元を知らず、それが爲にみだりがはしい事の起る基となるといふ處がある。それでさやうな間違をたゞし濟はうと思ふから、神道の重大事をも聊かするすのである。しかしこれはただ神道を傳ふるの目的ではなく、神代から皇位が正しい皇統に、正しい道理によつて受け傳へられた謂を述ぶことを主眼としてゐるから、世間に誰でも知つてゐる様な事で、この神皇の正統に深い關係の無い事は載せないといふのである。それであるから、この書をば

神皇の正統記と名づくるのが適當かも知れぬといふのである。

(説) ここで、本書著述の本旨を明かにした。ここまでが、本書全體の冒頭といふべき部分である。最初よりここまでの間がおのづから二大部に分れて最初の一大部は「大日本者神國也」といふことの説明で、次の一大部はわが國體の總論で、同時に本書を貫いて居る根本原理を示した。

夫天地未だ分れざりし時渾沌として圓かれる事雞子の如し。溟滓りて萌を含めりき。是陰陽の元初未分の一氣也。其氣始めて分れて清く明かなるはたなびきて天と成り、重く濁れるはつづきて、地と成る。其中に一物成り出でたり。形葦牙の如し。卽化して神と成りぬ。國常立尊と申す。又は天御中主神とも號し奉る。此神に木火土金水の五行の徳まします。先、水徳の神に彰れ給ふを國狹槌尊と云ふ。次に火徳の神を豊斟淳尊と

「主」底本「立」とす他諸本によりて正す

二の「煮」字梅本「瓊」とせり

云ふ。天の道獨り成す。故に純男にてます。純男と云へども其相有りとも定めがたし。次、木徳の神を渥煮尊、沙土煮尊と云ふ。次、金徳の神を大戸之道尊、大苦邊尊と云ふ。次、土徳の神を面足尊、惶根尊と云ふ。天地の道相交りて各陰陽の形有り。然れども其振舞無しと云へり。此諸神實には國常立の一神にてましますなるべし。五行の徳各神と彰れ給ふ。是を六代とも算ふる也。一二三世の次第を立つべきには非ざるにや。

(説)

これから本書の主とする所即ちわが國家の事を専ら説く事となるが、こゝにはその最初として、天地未割の時から諸神の出現の事を説いたのである。

(天地未だ分れざりし時云々即化して神と成りぬ國常立尊と申す。)「渾沌」の義は前にある。「鷄子」は鷄卵である。この一文は日本紀の文を主として、著者の信ずる神祇説を交へて説いてある。日本紀の文は次の如くである。

「古天地未割、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟滓而含牙、及其清陽者薄靡而爲天、重濁者滄滯而爲地……于時天地之中生一物、狀如葦芽、使化爲神、號國常立尊、これに對してそのくもりて萌しを含めるをさして「陰陽の元初未分の一氣也」といふ文は日本紀の文ではなく、親房の神祇説より出た説明であるが、これは恐らくは、易の繫辭の「有太極是生兩儀」の説明として孔穎達が疏に「太極謂天地未分之前、元氣混而爲一。一氣既分之後、陽氣居上爲天、陰氣居下爲地。居上者輕清、居下者重濁、如止水於天地位焉、乃謂兩儀」といふに基いたものであらう。(これは度會家行の類聚神祇本源に出で、又元々集にも引いてある)

(又は天御中主神とも號し奉る)

この説は正しい古傳に見えぬ。恐らくは當時の神祇説によられたのであらう。この説をなすものは、神皇實錄であるが、これは種々の説があつてその著者もとり明かでないが、類聚神祇本源に引用してゐるから、相當に古いものである。しかしこれは純神道では認むることの出来ぬ説である。

(此神に木火土金水の五行の徳まします)

これも支那の五行説をわが神道に習合した説で正しい古傳ではない。この説も當時の神道説に基づいたものであるが、この説は類聚神祇本源に「然則國狹槌尊以下五代水、火、木、金、土者國常立尊之具徳」といひ、又元々集にも見ゆる。

(先水徳の神に彰れ給ふを云々次に火徳云々)

この水徳、火徳等の語は當時の神道説によつたものだが、その他は日本紀によつたのである。日本紀の上に引いた「號國常立尊」の文の次に「次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣」とある。こゝの水火の徳の事は下に一括していふ。

(天の道獨り成す。故に純男にてます)

これは日本紀に上の文に引つゞいて、「乾道獨化以成此純男」とある文によつた事は明である。易でいへば、乾は天であるから乾道を天の道とわかり易くしたものである。この文は日本紀にあるが、それは日本紀の原本にはなかつたものであるといふ説がある。その説の第一の證據とするのは、長寛勘文に引いてある日本紀にはこの文が無いといふ點である。然るに、これは根據のない事で、長寛勘文の日本紀の文には明かにこの十字がある。やはり、これは日本紀の原文である。さて乾は易では男にあつたから、純男といつたのである。

(純男と云へども云々)

これは本文に純男といつたのを説明する爲の注である。純男といふからこれらの神が男の形をあらはしてゐるるかといふに、必ずしも男の形をあらはしてゐると決定的にはいひがたいといふのである。

(次木徳の神を云々、次金徳の神を云々、次土徳の神を云々)

これも日本紀の上の文のつゞきに「次有神、渥土煮尊、沙土煮尊。次有神大戸之道尊、大苦邊尊。次有神、面足尊、惶根尊」とあるによつた。その徳の事は次にいふ。

(天地の道相交て各陰陽の形有り)

これは日本紀上文の次に「次有神、伊弉諾尊、伊弉冉尊、凡八神矣。」とあつて、その次に「乾坤之道相參而化。所以成此男女」とある文によられたものであることは著しい。而して易では乾は天、坤は地であるから天地の道といひ、男は陽、女は陰であるから陰陽の形ありといひかへたものである。しかし、これは日本紀の文の説明に止まらないで、やはり一種の哲學説となつてゐる。日本紀の乾坤は、抽象的の乾坤であるが、ここでは天地といつてゐるのは、たゞいひかへただけではなく、多少思想がかはつてゐると思はる。しかし、委しいこと

はこゝにいはぬ。

(然れども云々) 男女の形はあらはれたれど、夫婦の關係を以ての御振舞はないといふ傳説があるといつたのである。これは夫婦の交りは次の伊弉諾、伊弉冉二神から初まつたといふ古傳説に基づくのである。

(此諸神云々) これは、古神典には見えぬ事であつて、中古の神道説から生じた説である。この説は、上に引いた類聚神祇本源に見えてゐる。

(五行の徳云々) これも當時行はれた神道説に見ゆる説である。それは類聚神祇本源、元々集等を見ればわかる。さてこれらの神々を水、火、木、金、土の順序にした事は、支那の五行説の影響であらう。五行大義に「經云天生一始於北方水、地生二始於南方火、人生三始於東方木、時生四始於西方金、五行生五始於中央土」と見え、神風和記に「謂國狹槌尊ハ水徳ノ始、豐斟淳尊ハ火徳ノ始、泥土瓊尊ハ沙土瓊尊ト同ク木徳ノ始、大戸之道尊、大苦邊尊ハ金徳ノ始、而足尊、惶根尊ハ土徳ノ始、仍此五行ヲ堅様ニ開イテ、中ノ五柱ノ神代トハ申也ト次第スレドモ横ニソナフレバズベテ前後ノナキ故ニ或次第モ不問或ハ互ニ異名トモ成レリ」といつてゐるので、その思想が略わかる。

(是を六代とも算ふる也) このかぞへ方は、日本紀に「是謂神世七代者」といふのと趣がちがふ。これは伊弉諾尊、伊弉冉尊を次の一代としてこゝに加へないからである。而してこのかぞへ方も亦、當時の神道説に基づくのである。類聚神祇本源卷一は天地開闢篇であつて、卷二は本朝造化篇である。元々集も同じく、最初は天地開闢篇で、次は本朝造化篇である。さうして、二書とも、本朝造化篇の最初に伊弉諾伊弉冉二尊を叙し奉るのである。それ故に、その前六代を以て天地開闢篇に説くのである。本書も亦この法式に據つたことは明かである。

(二三世の次第を云々) これは世代の次第があるのではないといふのであるが、上の五行の徳云々の下に引いた神風和記の説明をこゝにも注として考ふれば、明かにわかるであらう。

(説) 以上で、わが國に傳はつた天地開闢説を述べたものであるが、この次にいよく本朝の元始を説かうといふのである。大綱を提げて後次第に細目に入らうとする。順序正しい論法である。

次に化生し給へる神を伊弉諾尊伊弉冉尊と申す。是は正しく陰陽の二に分れて造化の元と成り給ふ。上の五行は猶一つづつの徳也。此五徳を合せて万物を生ずる始とす。

分れて造化の元と成り給ふ。上の五行は猶一つづつの徳也。此五徳を合せて万物を生ずる始とす。

(説) 前の天地開闢の説明をうけて、その天神七代の最後の神であつて人類の祖となり賜ふ伊弉諾伊弉冉二尊の事に入る。(次に化生し給へる神云々) この事については日本紀の文を上引いておいた。

(是は正しく陰陽の二に分れて造化の元となり給ふ) 伊弉諾、伊弉冉の二神が、國土萬物を生み給うた事は、日本紀にも古事記にも傳へてゐる所で、この二神が男女の外形を明かに具へ、夫婦の道を行はれた事は古傳説の傳ふる所である。(上の五行云々) これは上述の五行の神はいはば、各一づつの徳で、それづつづつの力を具備せられてゐるが、未だその徳の實行までは進まぬ姿であるといふのである。元々集の本朝造化篇のはじめに「國常立尊以還天神六代之間形器未明、非有、非无、或存否」といつてゐるのをこゝの説明に供する。

(此五徳を合せて云々) これは伊弉諾、伊弉冉の二神に五行の徳が、合せ備りて生々の妙用を生ずることを説いた。(説) 以上は、伊弉諾、伊弉冉二神の徳用を説明したものであるが、これからわが古傳説によつて、わが國のはじめを實地に説明する段となる。

此に天祖國常立尊、伊弉諾伊弉冉の二神に勅しての給はく、「豊葦原の千五百秋の瑞穂の地有り。汝往てしらすべし。」とて即天瓊矛を授け給ふ。此矛又は天の逆戈とも天の魔返の戈とも云へり。二神此矛を授りて天の浮橋の上に佇みて矛を指し下してかきさぐり給ひしかば、滄海のみ有りき。其矛のさきよりしたたり落つ

「秋」の下底本「津」とせり、他諸本により「の」と改む。「しらす」底本「然ス」に作る、他本により「底本」改む。「矛」底本「戈」とせり、上の

し、他諸本によりて補ふ。

「伊弉諾尊」の「尊」字底本の

文字によつて「矛」とすべきなり、白、群、北三本、かくの如し、一、底本「崎」の字とす、今他諸本によつて「たたり」とし、北本「濁」とし、群本「濁」とし、今梅白二本によつて假名とす。

る潮凝りて一の嶋と成る。是を磯馭盧嶋と云ふ。此名に就て秘説有り。神代梵語に通へる歟。其所も明かに知る人無し。大日本の國寶山也と云ふ。口傳有。二神此嶋に降居て即國の中の柱を立て八尋の殿を化作して共に栖み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。

(此に天祖國常立尊云々) これは日本紀古事記の傳に違ふ。舊事記によつたものと思はる。その陰陽本紀に曰はく「天祖詔伊弉諾伊弉冉二尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地宜汝往修之、則賜天瓊矛而詔寄賜也。伊弉諾、伊弉冉二尊奉詔立於天浮橋之上、共計謂有物、若浮膏其中蓋有國乎。廼以天瓊矛而探之、獲滄海、則指下其矛而畫滄海而引上之時自矛末落垂滴瀝之潮凝結而爲島、名曰磯馭盧嶋」とあるのによつたのであらう。この條の事は日本紀には二神の單なる發意としてあり、古事記には天神の命によりて二神がこの漂へる國を修理固成せよと仰せられたとあつて、豐葦原云々はいづれも天孫降臨の時の神勅の語になつてゐる。しかし、これは必ずしも舊事記のつくり事ではないので、日本紀の一書にもある。たゞその文「天祖謂」といひ「二神」の二の字がなく、「則」が「廼」になつてゐるだけの違ひがあるだけである。それ故これも一の古傳であることは疑がない。國常立尊を天祖といふ事は上にも例があつた。(天瓊矛) 瓊は「ニ」といふ。赤玉の事であるが、古、矛に瓊で飾つたものがあつたのであらう。これが「ヌホコ」となるのは熟語となつた爲に音の變じたものであらう。(此矛又は云々) この矛の別名は古傳には見えぬ。中古からの唱であらう。大和葛城寶山記には見ゆる。逆矛は恐らくは宛字で、榮戈の義であらうし、魔返とは惡魔を追ひかへす靈妙な功力があるといふ意味であらう。(二神此矛を授りて云々) これは舊事記によつたものであるが、しかし、日本紀にも、斷章的には出典はある。即ち「伊弉諾、伊弉冉尊立於天浮橋之上」とあると「廼以天瓊矛指下而探之、是獲滄溟、其矛滴瀝之潮凝成一島、名之曰

磯馭盧嶋」とあるとがそれである、天の浮橋といふものは如何なる物か明かにはわからぬ。天に昇る橋だといふ説があるけれど、浮橋といふ名には相應しない。平田篤胤の説には神の天より降り給ふ時に大空に浮べて乗り給ふものであるといふ。先づは空中に浮ぶ船のやうなものと見るべきであらう。青海原は青々と見ゆる大洋をいふのである。その大洋中をかきさぐり給うた天瓊矛のさきより落ちたる潮水の凝り固まつた島であるが、自凝島と名づけたといふのである。

(此名に就て云々) この秘説といふのは何であるか。秘密の傳であるらしいから、今からは分らないが、類聚神祇本源に「或云磯馭盧嶋 唯呼嚙呼嚙、神明召請之國也」とあり、元々集にも同じ趣に見ゆる。これがその秘説であるかも知れぬ。梵語云々と云ふのは「オンコロコロ」といふ梵語が即ち「オノコロ」と同じ語だらうといふ事であらう。しかしこれはもとより附會の説で、信すべき限りではない。(其所も明かに知る人無し) 磯馭盧嶋の所在の明かでないことを云つたものであるが、或は淡路の西南の隅にあるとか、又淡路の東方の海中にある沼島であるとか、淡路の西北隅にあるとか云ふ説々あるが、果して信すべきか、疑はしいものである。(大日本の國寶山也と云ふ) 大日本は今の奈良縣の大和國をさすのである。その寶山といふのは葛城山のことである。神皇系圖にこの磯馭盧嶋の下に注して「社記曰、大日本日高見國神祇寶山今此處也」とある。その社記とは如何なるものかわからないが、行基菩薩撰と傳ふる大和葛城寶山記といふものがあつて、この説を述べてゐる。類聚神祇本源卷三に引いて釋家の説としてゐる。しかしこれも亦僧侶の附會説である。(二神此島に降居て云々) これも恐らくは日本紀の一書によつたものであらう。その文は「二神降居彼嶋化作八尋之殿又化作天柱」とある。八尋殿と云ふのは廣大なる宮殿といふ程の意である。(さて陰陽和合して云々) これは二神が夫婦の交をなしたまふことを云つたのである。(説) これから所謂大八洲を生み給ふ事に説明を進むるべきであるが、その前に、上述の天瓊矛について種々の説があることを述べて、神道について正しい見解を立つべき心得に論及したのが次の節である。

底本「教」の上
に「御本」の
とかけ「オホ
ン」とよます
る爲なり。
「神」の下底本
「ニ」あり、衍
なること著し
他本に「五十
宮の圖形」天
本「鈴」及「天
の」下に「宮」
ありて「宮」の
下に「の」な
し。他諸本に
よつて改む。

此矛は傳へて天孫の順へて天降り給へりとも云ふ。又垂仁天皇の御宇に大倭姫の皇女、天照太神の御教へのままに國々を巡り伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參り逢ひて五十鈴の河上に靈物を守り置ける處を示し申し、彼天の逆矛、五十金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫の命悦びて、其處を定めて、神宮を立てらる。靈物は五十鈴の宮の酒殿に納められきと云ふ。又瀧祭の神と申すは龍神也。其の神預りて地中に納めたりとも云ふ。一は大倭の龍田の神は此の瀧祭と同體にます。此神の預りとも云ふ。仍て天柱國柱云ふ御名ありとも云ふ。

(此矛は云々) 伊弉諾尊の滄溟をさぐりたまひし時の天瓊矛は瓊々杵尊の降臨の時、この國に持ち降り給へりといふ傳説がある。と云ふのであるが、これは古語拾遺に天孫降臨の事を記して、天祖より八咫鏡及草薙劍二種の神寶を授け賜ひて天璽としたまふ事を記し「矛玉自ら従ふ」といつてゐる。これは一種の異傳であるが、三種の神器が二種になつてゐる。しかし、他の一種の八咫瓊曲玉はその自ら従ふといつてある玉に相違ない。その玉と共に傳はつた矛が、こゝにいふ天瓊矛であらう。さうであるとすれば、この説は後世の附會説ではなく、古から在つた一種の異傳である。

(又垂仁天皇の御宇に云々) 大倭姫の事は後に委しく出てゐる。(一八頁)太田命といふは猿田彦神の子孫で、こゝに土著した人である。さてこの傳説は倭姫命世記に見えてゐる。しかし、そこには「從天上帝天授降坐比志天之逆太刀逆

杵金鈴等也」とあつて、天の宮の圖形といふものは見えない。類聚神祇本源には神記といふものゝ説を引いてある。それには「神記曰天之逆太刀、天逆鈴、大小之鈴五十口、天宮之圖形等是也」とある。これらの説が、こゝに記されたものであらう。逆太刀といふものは何をさすか分らない。逆鈴は前に出た天瓊矛で、五十口の鈴は五十鈴川の名に因んで生じた傳説であらうし、天宮の圖形とは天照大御神の宮殿の繪圖であらう。さりながら、上にあげた所の諸の書は中古附會の説によりて生じたもので、著者も云つてゐる通り信すべき限りではない。

(大倭姫の命云々) これは伊勢神宮(内宮)をこゝに齋ひ鎮め奉られた事を云つたので、この事には異説はない。(靈物は云々) 靈物といふのは、上述の逆矛、金鈴、圖形等をさす。それを内宮の酒殿に納められたといふのである。酒殿は神域内に在つて、供進の神酒を醸造する所であるが、これに屬する倉が二字ある。古、神の貢進物はこの倉に納められたものである。そこからこの傳説が生じたものであらう。

(瀧祭の神と申すは龍神也) 瀧祭神といふのは、内宮の神域内に祭らるゝ神であるが、古來神殿がなくて、石疊だけが築かれてある。今は五十鈴川の東岸に祭られてあるが、古代は西岸にあつたといふ。倭姫命世記に瀧祭宮に注して「無寶殿、在下津底、水神也。一名澤女神亦名美都波神」とあるのは虚構ではないと思はれる。かく水神であるから印度の龍神に附會したものであらう。

(其神預りて云々) これもその石疊の下にその靈物を納めてあるといふ傳説が在つた事を記したものである。この説は例の寶山記に見ゆるが、信すべき限ではあるまい。

(一は大倭の龍田の神は云々) 大和生駒郡龍田神社の祭神は風神である事が、延喜式の祝詞で見ても疑はない。それと瀧祭と同體であるといふ事は疑はしいが、中古にこの説が在つたのであらう。これは類聚神祇本源に引く二所太神宮麗氣といふものに載せてある。

(天ノ柱國ノ柱云々) この號は龍田風神の名であるが、その名稱を以て、伊勢神宮でいふ所の心の御柱に附會したものである。これも二所太神宮麗氣に見ゆる。

(説) 以上中古からの附會説をあげたが、これより親房卿のそれについての見解を述べようとするのである。

昔、礮馭盧島に持下り給ひし事は明かなり。世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし。天孫の順へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。指し離れて五十鈴河上に有りけむもおぼつかなし。但天孫も矛玉は自順へ給ふと云ふ事見えたり。然れど、矛も大汝の神の奉る國平げし戈もあれば、何れと云ふ事を知り難し。寶山に留りて不動のしるしと成りけん事や正説なるべからん。龍田も寶山近き處なれば龍神を天柱と云へるも深秘の心有るべきにや。凡神書にさまざまの異説有り。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は末學の輩偏に信用し難かるべし。彼書の中に猶一決せざる事多し。況や異書に於きては正とすべからざる歟。

(説) 上の天瓊矛をば、伊弉諾尊伊弉冉尊が礮馭盧島に持ち下り給ひし事は疑ひないが、それが、この世に傳はるといふことは信じ難いといふのであるが、これは如何にもさうである。而して天孫の順へ給ふならば神代から三種の神器の如く傳へ給ふべきであるに、その事のなくて、それらの靈物が天孫の御身と別になつて五十鈴河の上に在つたといふ

ことも疑はしいといふのであるが、これはわが國體から云つてもさうあるべきで、おぼつかなく疑ふべく從ひ難い異説である。

(但し天孫も矛玉は云々) これは古語拾遺の説で、上にも述べておいた通りである。

(然れど矛も云々) さて古語拾遺に云つた矛が、或は天瓊矛であるかも知れないが、大汝の神が、自己が國平げに用ゐた矛を天孫に奉つたといふことが、日本紀に見えてゐる。その矛の事もあるから、一概にかの矛玉といつた矛を天瓊矛とさむる事も出来まいといふので、これも穩當な見解である。

(寶山に留りて不動のしるしと成りけん事や云々) この事は例の寶山記の説であるが、これも附會であらう。親房卿がこれを正説なるべきといはれたのは首肯すべからぬ事である。

(龍田も云々) 龍田と葛城山とはさほど隔つては居ない。しかし、これらの間に神祕の心在りといふ事はもとより信じ難い。それ故に、これらの説々は今日に於いて信じ難いことはいふまでもない。親房卿がさばかりの人でやはりこの様な事に多少なりと信をおかれた事は時世の然らしむる所であらう。しかしこれからの意見は立派なものである。

(凡神書にさまざまの異説あり) 當時、既に神道五部書はじめ多くの神書があつて、さまざまの異説があつた事である。それらに對しての著者の意見をこゝに述べようといふのである。

(日本紀、舊事紀、古語拾遺等に云々) わが國の正しい古傳説はこれら三書について見るべきで、それらに載せぬものは信用すべからずといふのである。(日本紀は三十卷で、元正天皇の時代、舍人親王等が勅を奉じて撰したもので、古語拾遺は一卷で平城天皇の御世に齋部廣成が古道の衰へを歎いて上奏したものである。舊事紀は十卷で聖德太子の撰であるといふが、これは後世の僞撰である。) しかもこれらの三書の中でも、なほその説區々で、一定しなかつたものも見ゆるといふのである。されば、それら三書以外の異説は正しとすべきであるまいといふのであつて、これは正々堂々の意見である。(但し、舊事紀の僞撰を知らずしてこれを信用した事と古事記といふものに重きを置かなかつたといふ事は當時の學問として止むを得なかつた事と思はるが、しかし、それは大なる缺點で惜むべきことである。さりとしてこれが爲に、その本旨を否定することはもとより出来ぬ) 久米幹文この段の説を評して曰はく「此一段はまことに正しくいはれたり。我古の學は中古いたくおとろへてえせ學者ども愚なる説をつくり出で、却て神典を汚す様な説は幾ばく出たるか知るべからず。こゝに正しといへる舊事紀すら、實は僞り作れるものなり。されば、こゝは古

事記を以て舊事紀にかへたき處なり」と誠にこの言の通りである。
(説) 以上天逆矛についての種々の異説をあげ、最後に多くの神書に異説の少ないことを論じて、正しい古傳説はそれらの神書にあるものでなくて、日本紀、舊事紀、古語拾遺等にあるといふことを示した。それは一見すると傍系に入り込んで、神皇正統記としては多少脱線した気味があるやうに見ゆるが、よく考ふれば決してさやうな事ではない。これは多くの神書に異説紛々であるが、それらに拘泥しては神皇正統の正しい説を述ぶるに甚だ妨になり何事も迷宮に入つた様になる。それ故に、正しい説を述ぶるにはそれらの附會説を一切排除しておかねばならぬ。そこで、天逆矛に事よせて、先づこれを論じ、これから後の神代の事柄は主として上述の三書に傳へたものに據るのであつて、紛々たる雑多の神書の説は一切顧みないのであるといふことをこゝに明かにしたのである。それ故にこゝをば著者が中古附會の神道説に迷はされてかやうな説を述べたのだと見るやうな人は、本書の精神を正反對にとつてゐる近視眼者であるといふべきである。かやうに考ふると、本書の一言一句も漫然と讀んではならぬといふ事になるであらう。

「愛」の「下」に諸
「本」の「止」字あり
「上」の「群」本のみ
「小」の「案」本編
「者」の「古」事記
「ま」の「か」けり
「な」の「む」し
「ら」の「む」し
「上」

かくて此二神相計ひて八の嶋を生み給ふ。先淡路の洲を生みます。淡道
穂之狭別と云ふ。次に伊與の二名洲を生みます。一身に四面有り。一を
愛比賣と云ふ。是は伊與也。二を飯依比賣と云ふ。是は讚岐也。三を大
宜都比賣と云ふ。是は阿波也。四を速依別と云ふ。是は土佐也。次に筑
紫の洲を生みます。又一身に四面有り。一を白日別と云ふ。是は筑紫
也。後に筑前筑後と云ふ。二を豊日別と云ふ。是は豊國也。後に豊前豊

は上聲の符號
「に」白群北三
「本」によりて補
「書」底本「書」
「白」作「北」本
「速」とせるは
「編」者の正せる
「誤」のまゝなる
「が」本來の姿な
「津」底本「脱」
「す」他諸本に
「よ」つて補ふ。
「悉」底本「書」
「に」作「他」諸本

後と云ふ。三を晝日別と云ふ。是は肥の國也。後に肥前肥後と云ふ。四
を豊久士比泥別と云ふ。是は日向也。後に日向、大隅、薩摩と云ふ。筑紫
肥國日向など云へるも二神の御
代の始の名には有らざるか。次壹岐の洲を生みます。天比登都柱と云ふ。次對馬の
洲を生みます。天之狹手依比賣と云ふ。次に隱岐の洲を生みます。天之
忍許呂別と云ふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別と云ふ。次大日本豊
秋津洲を生みます。天御虚空豊秋津根別と云ふ。惣べて是を大八洲と云
ふ也。此外も數の嶋を生み給ふ。後に海山の神、木の父、草の父まで悉
く生みましてけり。何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作
り給へるか。はた洲山を生み給ふに神の彰れましくける歟。神世の態
なれば、眞に計り難し。

(説) これから大八洲國生の説話に入るのであるが、これからの説は専ら、日本紀、舊事紀、古語拾遺等に據つて、他の
神書の異説には觸れないのである。

(かくて云々惣べて是を大八洲と云ふ也) こゝの文は何に據つたかと考ふるに、大體舊事紀に據つたものと考へらる。
もとより舊事紀とは多少の出入があるけれど、日本紀ではこの様な説はない。さて舊事紀はこの國生の傳は二様あつ

て、はじめのはその順序だけを示して、島の神名はあげない。次のは一々神名をあげてあるが、その順序ははじめの分と一致しない。この書の記事は順序ははじめの分により、次の分によつて神名を加へたものである。この神名の記事も舊事紀の文そのまゝでなくて異同がある。しかし、やはり舊事紀から出たものであると考ふる。即ち「讃岐國謂飯依比古」とあるに、こゝには飯依比賣とある。これは古事記にもない事で、全く撰者の記憶違ひに相違ない。土佐國を速依別といふのは、舊事紀以外には無い事である。又「愛上比賣」の上字を加へてあるのは古事記にこの神の名の發音を示したのに據つたのであらう。筑紫島の記事も大體舊事紀に一致する。そのうち肥國を晝日別といふ事は如何なる古典にもない。舊事紀に「肥國謂速日別」とあるのは誤記であらう。但し、舊事紀には別に「次熊襲國謂建日別」といふのを採らない。これはこの一項を加ふると、筑紫が五國になつて、而四ありといふのにはあはれない。これは舊事紀の矛盾であるから採らぬ方がよい譯である。又佐渡島の神名は舊事紀の本文にはなくて、「熊襲國謂建日別」の下に「云佐渡島」と注した説を採用したものと考へらるる。

(後に海山の神木の父、草の父まで云々) これは日本紀に八州國産の次に「次生海、次生川、次生山、次生木、神句句廻、次生草、草野野、赤名野槌」とあるのに大體據つたものであらう。海の神は大綿津見神であり、山の神は大山津見神である。

(何れも神にませば云々) この見解について久米幹文が曰はく「この國土の事に付いてはさまざまの異説あれども、准后のかくの給へるは實に卓見なり。天地を鑄造し、萬物を生成する天神の御わざを我々凡下の輩が百分の一もはかり知るべきにあらず。然るに凡慮を以て今の世中に神代をくらべて論ふは愚なりといふべし。矛盾より滴る潮の沫の凝て島となりし例をも思ふべし。國と成べき元質を生み給はんは何の難き事かある。其元質に種々の物の寄付て數十萬年ふる間に大なる島と成り、國となるは理の當然なり。然るに國魂の神在りて、其國をまもり助け給へれば神異なる國とはなれるなり。其他も皆この例なり。さて此八嶋まづ成たる故、我國の古名を大八洲國といふなり。其後海山草木の神を生給へるが、其萬の神たちもみな祖神を助け奉て、島をも山をもつくれるなるべし。または洲山をつくり給へる時に神たちあらはれたるか、神世の事なれば、今の凡慮を以ては計りがたしとなり」と云つてゐるが、こゝの撰者の心をよくいひあらはしてゐると思ふ。

「如何して」梅本「イカテカ」北本「如何して」北本「何ソ」に作る。「御子」底本「尊」とし、梅本「白本」北本「玉」とし、今群本によりて「の」は「は」他本によりて加ふ。「まませ」底本「在」字をかきり。「底本」筈に作る誤なること著し、他諸本によりて正す。下皆同。

二神又計ひての給はく、「我已に大八洲國及び山川草木を生めり。如何して天下の君たる者を生まざらんや」とて先づ日神を生みます。此御子光り麗しくして、國の中に光り透る。二神悦びて天に送り上げて天上の事を授け給ふ。此時天地相去る事遠からず。天の御柱を以て上げ給ふ。是を大日靈尊と申す。靈の字は靈と通すべき也。陰氣を靈と云ふとも。又は天照太神とも申す。女神にてまします也。次に月神を生みます。其光日に次げり。天に上せて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三年に成るまで脚立たず。天磐樟船に乗せて風のまに／＼放ち捨つ。次に素戔嗚尊を生みます。勇み猛く不忍にして父母の御心に叶はず。根國にいねこの給ふ。此の三柱は男神にまします。仍りて一女三男と申す也。惣べて有ゆる神皆二神の所生にまします。國の主たるべしとして生み給ひしかば、殊更此の四神を申し傳へけるにこそ。其の後火神軻俱突智を生みましし時陰神焼かれ

「したり」底本「溜ハ」とせり。他本に「そむいて」底本「洒テ」による。他本に「まで」底本「ニテ」による。他本に「の」底本「人」の上になくして「國」の上にある。他本に「梅」の上底本「河」の字あり。白本「阿意」に作りて「アハキ」と訓す。群本北本は「橋」に作る。今これによる。

て、神退給ひにき。陽神恨み怒りて火神を三段に切る。其の三段各神と成る。血のしたたりそいで神と成れり。經津主神今の機取の神也。健甕槌神武甕槌神とも申す。今の鹿島の神也。の祖也。陽神猶慕ひて黄泉までおはしまして、さまくの誓チカヒ有りき。陰神恨みて此國の人を一日に千頭殺すべしとの給ひければ、陽神は千五百頭を生ずべしとの給ひけり。仍りて百姓をば天の益人とも云ふ。死する者よりも生ずる者は多き也。陽神返り給ひて日向の小戸の橘櫛チカヒ原と云ふ處にてみそぎし給ふ。此時又數の神化生し給へり。日神月神も此にて生れ給ふと云ふ説もあり。伊弉諾尊神功已に終りにければ、天上に上り、天祖に報命申して即天に留まり給ひけりとぞ。或説に伊弉諾、伊弉冉は梵語也。伊舍那天、伊舍那后也とも云ふ。

(二神又計ひて云々)

この段の事は日本紀によられたものと思はる。曰はく「既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主者歟。於是共生日神大日靈貴此子光華明彩照敬於六合之内。故二神喜曰吾息雖多未有一若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠故以天柱舉

於天上也」とある。「天の御柱」といふのは何であるか、中古の説ではその柱を登橋とするのであると云ふので、その柱は上にある國中の柱であるとするのであるが、又一説には天の御柱は風神の名であるから、風氣に乗じて天に昇るのであるといふ。いづれにしても今日では確定した事はいひえない。

(大日靈尊)

天照大御神の御名であることは申すまでもない。日本紀の本文では大日靈貴となつてゐるが、その注に「書云天照大日靈尊」とある。

(雲の字は云々) この注は雲の字は普通に見なれぬ字であるから特に説明する爲に加へられたものであらう。この字は説文に「女ノ字」とあれば、元來深い意味は無いのであらう。しかし靈字と通用するといふ證據を知らない。恐らくは靈字に似て「女の字」とあるから神名の「メ」といふ語にあてたのであらう。陰氣を靈といふ事は大戴禮に「陰之精氣曰靈」とある。されば、女神に靈といふ字を用ゐたのも自ら適ふといふのである。

(次に月神を生みます云々)

これも日本紀によつたものである。その文に「次生月神其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天」とある。「夜の政を授く」とは夜を司り賜へと仰せられたのをいふ。

(次に蛭子を生みます云々)

これも、日本紀によられたものである。天磐櫛樟船といふのは樟で造つた船である。磐は堅固な事をほめた稱である。

(次に素戔嗚尊を生みます云々)

これも日本紀であるが、文意の要をとつてある。「不忍」を「イフリ」とよませてあるが、日本紀には「安忍」とある。「安忍」は左傳にある字面で「不仁に安んず」といふ意で、その「忍」は廣韻は「安忍仁曰忍」とあつて、「殘忍」といふ熟語をなす字である。それ故に「不忍」ではその反對になる。恐らくは著者が誤つたか、寫傳の際に誤つたもので、やはり「安忍」の意であらうが、しかもそれは「安忍」といふ文字の示す意よりも「イフリ」といふ語をあらはす爲に用ゐたものであらう。「イフリ」といふ語の意は明かに分らないので、從來種々の説がある。神代口訣には「安忍憤也」とあり、類聚名義抄に「逸」字に「イフリ」の訓をつけてゐる。これらによると、心のはやりかたで憤り易いのをいふ語ではなからうか。若しさうだとすると、「常以哭泣爲行」とあることがその説明として役立つことになる。さうすれば、「不忍」の字も忍耐力なく怒り易い意として通用せぬでもない。

(根國にいね云々)

根國は私記に「根國謂黄泉」とある。黄泉とは地中の事であるから結局地底をさすことであらう。

(一女三男云々)

一女は天照大御神、三男は月神、蛭子、素戔嗚尊をさすのであるが、かく並べて唱ふるのは古傳説には

ない。これも中古からの事であらう。

(惣べてあらゆる神云々) 神といふ神皆伊弉冉二神の生きました神であるが、そのうちにも國の主とせうとて生きました故に、上の四神をとりわけて別に申すのである。この事は日本紀の書きぶりを見てもいひうることである。

(其の後火神軻突智を生みましし時云々) これは日本紀の一書によられたものであらう。陰神は伊弉冉尊である。神退とは崩御せられたこと。

(陽神恨み怒りて云々) この事は日本紀にも舊事紀にも見ゆるが、日本紀によつたものであらう。

(其の三段各神となる云々) 日本紀の一書に「遂拔所帶十握劍斬軻突智爲三段。此各化爲成神也。」とある。しかし、その三段の成つた神の名は傳へてゐない。舊事紀には「三段各化爲神一段爲雷神二段是爲大山祇二段是爲高靈」とある。

(血のしたゞりそいて神と成れり云々) これも日本紀一書上文のつゞきに「復劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖也。復劍鐔垂剉激成爲神號曰速日神、次煖速日神。其速日神是武甕槌神之祖也」とあるによつたものであらう。

(經津主神云々) これは今下總國香取に鎮座す官幣大社香取神宮の祭神である。この神の事は下に見ゆる。(健甕槌神云々) これは今常陸國鹿島に鎮座す官幣大社鹿島神宮の祭神である。この神の事も下に見ゆる。

(説) この軻突智神を斬り給ひし際に化り給うた神は、上の文のつゞきにまだ澤山あるが、香取鹿島の祖神だけをあげて他を略したのは、この二神が、後に活躍せらるるから、豫め、その下地としてこの二神の出自を示しておいたのである。これを以てもこの記の文字にむだの無い事を考ふべきである。

(陽神猶慕ひて云々) この事は日本紀の一書でも舊事紀でも古事記でも委しく出てゐるが、それは略していはれぬのであるが、今もそれを委しくいふのは撰者の本旨であるまいから、必要の人はそれらの書を見られよといふ事に止めておかう。

(陰神恨みて云々仍りて百姓をは天の益人とも云ふ云々) この事は日本紀の一書に「時伊弉冉尊曰愛也吾夫君、言如此者吾當殺汝所治國民日將千頭。伊弉冉尊乃報之曰愛也吾妹、言如此者、吾則當産日將千五百頭」とあるのによられたのであらう。

百姓をは天の益人とも云々) 百姓とは支那で庶民即ち人民をいふ語であるが、こゝでは汎く人類といふ程の意に用ゐてある。「天の益人」といふ語は延喜式祝詞の大祓詞に見ゆる語であるが、死する者よりも生るゝ者が多いから益人といつたのである。即ち生々發展の本義がこゝにあらはれてゐるので、尊い詞である。

(陽神返り給ひて云々) 伊弉冉尊が黄泉から歸り給うて、その穢をすゝがうとてみそぎし給うた事を記したのである。「日向の小戸の橋樑が原」これも日本紀によられたものである。古事記には「笠紫日向之橋小門之阿波岐原」とあり、舊事紀には「日向橋之小門樑原」とある。この地は今の宮崎市附近にあるといふ説があり、又今の筑前國那珂郡住吉社の邊にあるといふ説など種々あるが、日向とある以上、筑前説はうけられぬものであらう。但し、正しくここである

と今日では斷言できない。「みそぎ」は「身滌」で、海川の邊に出で、水を以て身を清むるわざをいふ。

(此時又數の神化生し給へり云々) これは古傳説いづれにもある事であるが、日本紀の一書によつて、その化生し給うた神の名をあぐれば、八十枉津日神、神直日神、大直日神、底津少童命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少童命、表筒男命の九神である。

(日神月神も云々) この注は上の日神、月神等の出現と異なる傳のあることを示したものであるが、これらの神がこのみそぎの際に現れ給うたといふ事は日本紀の一書にある。それは「然後洗左眼因以生神號曰天照大神復洗右眼因以生神號曰月讀尊、復洗鼻因以生神曰素戔鳴尊凡三神矣云々」とある。これは古事記の傳と同じである。

(伊弉冉尊神功已に終りにければ云々) 伊弉冉尊が天祖の勅をうけて行はれた事業が、既に完成して復命せられた事をいふのであるが、これは日本紀に「是後伊弉冉尊神功既畢、靈運當遷。是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣。亦曰伊弉冉尊功既至矣、德亦大矣。於是登天報命。仍留宅於日之少宮矣」とあるによつて約め書かれたものであらう。

(或説に伊弉冉尊云々) この説は神皇系圖といふものに「伊弉冉尊則東方善持藏愛護善通由賀神梵所名之伊邪那天也伊弉冉尊則南方妙法藏愛護善行識亦名之伊舍那后也」とあるのをさしたものであらう。これは類聚神祇本源にも、元々集

にも引いてある。しかしもとより附會の説である。

(説) 以上で伊弉冉伊弉冉二神の御事は終つた。説明はこれから所謂地神の御事に遷つて行く。

「の」を「群本
北本によりて
補ふ。」

地神第一代大日靈尊是を天照太神と申す。又日神とも皇祖とも申す也。
 此の神の生れ給ふこと三説あり。一には伊弉諾、伊弉冉の尊相計ひて天
 下の主を生まざらんやとて先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に
 素戔嗚尊を生み給ふと云へり。又は伊弉諾尊左の御手に白銅の鏡を取り
 て大日靈尊を化生し、右の御手に取りて月弓尊を生じ、御首を回して顧
 み給ひし間に素戔嗚尊を生むとも云へり。又は伊弉諾尊日向の小戸の河
 にてみそぎし給ひし時左の御眼を洗ひて天照太神を化生し、右の御眼を
 洗ひて月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて素戔嗚尊を生み給ふとも云ふ。日月
 神の御名も三有り、化生し給ふ處も三有れば凡慮計り難し。又御在す處
 も一には高天原と云ふ。二には日小宮と云ふ。三には我日本國是也。八咫
 の御鏡を執らせましまして、我れを見るが如くせよと勅し給ひける事
 光の御誓も彰れて殊更に深き道有るべければ三所に勝劣の義をは存すべ

「には」の「に」
他諸本により
て補ふ。

からざる者也。

(説) これより天照太神の御代の事を申すのであるが、こゝには先づ、この神の出現について説く。

(地神第一代) これは、俗に所謂天神七代地神五代といふ説に依られたものであるが、この説は何時から有るか。古典には全く見えないことである。中古の神道説でいひ出した事であるらしいが、神皇系圖には明かにこの區別を立てゝある。これは類聚神祇本源にも元々集にも引いてゐるから、親房卿以前の書である。久米幹文曰はく「この地神といふ事下にも説あれど心得ず。神代巻にも天祖とはあれど、地神としたる處はなし、作者の意にはこの御國にて生れ給へれば地神なりといふ説ならめど天上に上せて天ツ國の事を掌らしむとあるからは既に天神になり給へるなり」といふ。最もこの説である。但しこれを作者の發意のやうにとつたのは正しいとはいはれぬ。

(此の神の生れ給ふこと三説あり。云々) この三説の第一は日本紀の本文で、上にあげてゐる。第二は日本紀の一書の説である。第三の説も日本紀の一書の説で、古事記もそれであることは既にいうた通りである。

(日月神の御名も三有り云々) 御名も三あるといふのは、日本紀本文に日神の御名に大日靈尊一書云天照大神、一書云大日靈尊とあり、月神の御名に月弓尊、月夜見尊、月讀尊とあり、素戔嗚尊に又神素戔嗚尊、速素戔嗚尊といふ名を注してあるのを云つたのである。化生し給ふ處も三あるといふのは、上述の三の傳をいつたのである。凡慮とは凡人の思慮といふ事で、凡人の考へでは推測が出来ぬといふのである。久米幹文曰はく「かくさま」に傳へたるはあやしき様なれど、古人はみだりに我意を以て決断せず、ありのままに傳へたるは却て古へを重く尊びたる故なり。今人のかけても及ぶべき事にあらざるなり」と。誠にこの説の通りである。

(又御在す處も云々) 天照太神の御し座す所も、本文にいふ如く説々あつて三處となるのである。高天原は汎く天をさしたるもの、日小宮は太陽中の宮殿といふ事である。かやうに御名も三、化生の傳も三、御在處も三説あれば、これらすべて凡慮の計り難い事といふのである。

(八咫の御鏡を云々和光の御誓も彰れて云々) この神勅の事悉くは下に出てるが、かやうに勅せられたのは所謂御光を和けて、世を助け給はうといふのは深い道理のある事であらうといふのである。和光といふのは老子に「和光同塵」

といふ語から出た語で、いつもその意を以て用ゐられてゐる。即ちその神威を和けて、假に種々のさまに現れたまふのであるから、そのあらはれ給ふ所に三所の異傳があつてもそれに勝り劣りの差別を立つべきでないといふのである。
(説) この説は實に最も其事であつて、神の妙用から見れば機に應じて然るべく現れたまふのであらうから、凡人の浅い慮ではその本旨はわからう筈がない。久米幹文はこれについて「實に此説の如し。神は御魂を分ちて、いづくにもおはしますべければ、千里の外も眼前も同様なれば、處異なりとて異志を抱くべからずといへるなり」と云つてゐる。誠にその通りである。

此に素戔嗚尊父母二神にやはられて根の國に下り給ふべかりしが。天上に詣でて姉の尊に見え奉りてひたぶるにいなんと申し給ひければ許しつとの給ふ。仍りて天上にのぼります。大海轟き山岳鳴り吠えき。此神の性猛きが然らしむるになん。

(説) こゝに端を改めて素戔嗚尊の事を述べてあるのは或は傍系的の説話に紛れてゐるやうに見ゆるかも知れないが、この素戔嗚尊の天上に於いての振舞が皇統のはじめなり、神道の種々の行事の起源なりを説明する爲に重要な關係を有するのであるから、これは決して傍系に入つてゐるではない。
(此に素戔嗚尊父母二神にやはられて云々) これは日本紀に「故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙固當遠適之於根國矣。遂逐之」とあるのによられたらしい。
(天上に詣て姉の尊に見え奉りて云々) これも日本紀に「於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國。故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣。勅許之。乃昇詣之於天也」とあるのによられたのである。この永字をば「ヒタブルニ」とよま

せてゐるが、この意は御會して後永久に根國に退かうといふことであらう。
(大海轟き山岳鳴り吠えき云々) これも日本紀に「始素戔嗚尊昇天之時溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴响。此則神性雄健使之然也」とあるによつたのである。

天照太神驚きましくて兵の備をして待ち給ふ。彼尊黒き心无き由をおこたり給ふ。さらば誓約を爲して、清きか黒きかを知るべし。誓約の中に女を生せば黒き心なるべし。男を生せば清き心ならんとて素戔嗚尊の奉られける八坂瓊の玉を執り給へりしかば、其玉に感じて男神化生し給ふ。素戔嗚尊悦で正哉吾勝との給ひけるによりて御名を正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申す。此は古語拾遺の説。又の説には素戔嗚尊天照太神の御頸に懸け給へる御統の瓊を乞ひ取りて天の眞名井に振り濯ぎ是を噛み給ひしかば、先吾勝尊生れます。其後猶四柱の男神生れ給ふ。物の核我物なれば、我子なりとて天照太神の御子に爲し給ふと云へり。是は日本紀之一説也。此の吾勝尊をば太神めぐしとおぼして常に御腋もとに座給ひしかば腋子と云ふ。今の世

「ける」底本「けれ」に誤る。他諸本によりて正す。「に」底本なし。他諸本によりて加ふ。「頸」底本「項」に作る。梅本「クヒ」とす。今、白、群、北三本による。「神」の下底本「ラ」あり。他本によりて削る。「生れ給ふ」の下底本更に「あり、他諸本あり」とあり。

になし、衍なること明なり

に幼き子をわか子と云ふは僻事也。

(天照太神驚きまし〜云々) この事日本紀の本文に委しく記してある。即ち女神にましまして丈夫の装をなし、弓矢を

携へ劍の柄をかたく握りて、責め問ひ賜うたとある。

(彼尊黒き心无き由を云々) これも日本紀の本文に委しく記してある。

(さらば誓約を爲して云々) これは日本紀には委しい事を記してあるのを單に要を摘んで書いたのである。「ウケヒ」とい

ふのはその禱る所の神に誓ひて其のしるしを得む事を乞禱り申して、そのしるしによりて吉凶、是非、眞偽、成否、當

否等を徴する神事である。さてこの條の説話は天照太神によつてあるが、その眼目たる男神化生の件は日本紀の傳

とは異なるものである。これは下に注した通り古語拾遺の説である。古語拾遺には「於是素戔嗚神欲奉辭日神昇

天之時、櫛明玉命奉迎以瑞八坂瓊之曲玉。素戔嗚神受之轉奉日神仍共約誓即感其玉一生天祖吾勝尊」とある。

(素戔嗚神悦て云々) この「正哉吾勝」といふ語は日本紀の一書にあるもので古語拾遺にはない。その文は「則稱之曰正

哉吾勝。故因名之曰勝速日天忍穗耳尊」とある。

(正哉吾勝々速日天忍穗耳尊) この御名は日本紀の本文の傳である。御名の正哉吾勝々速日の意義は素戔嗚神が正哉吾勝

ちぬと勝速ひ給うたより加へられた稱號で、天忍穗耳尊が根本の御名であらう。

(又の説には云々) これは日本紀本文の説である。下の注に日本紀一説とあるのは日本紀に傳へた説で、他書の説に對

して一説と云つたのと考へらるる。日本紀の内の一説といふ事ではあるまい。その要を略取して云つてみると、素戔

嗚尊に對して天照太神がどうして汝の心を證明する事が出来るかと問ひ給うた時に、素戔嗚尊が姉尊と共に誓約をし

ませう。誓約の中に必ず子を生むべし。もしわが生む子が女ならば濁つた心の有るのだと思召せ、又その子が男なら

ば清い心の有るのだと思召せ、といはれた。そこで天照太神が素戔嗚尊の十握劍をとりて三段に折つて咀嚼して吹き

棄てたまはれた氣息に後に宗像神社に祭らるる三女神があらはれた。又素戔嗚尊が天照太神の八坂瓊の玉を乞ひ取つて

咀嚼して吹き棄てられたその氣息に男神五柱あらはれたまうたといふのである。

(物の核我物なれば云々) これも日本紀本文のまゝである。

(此の吾勝尊をば云々) これは古語拾遺の説である。「是以太神育吾勝尊特甚鍾愛常懷腋下稱腋子今俗號稚子謂和可

古是其轉語也」とある。しかし「ワキコ」と「ワカコ」とは語の成立が違ふから古語拾遺の説は誤である。なほ又准

后が「幼き子をわか子と云ふは僻事也」といはれたのは一層の「僻事也」(間違つた事)である。しかし、これらは枝

葉の問題で、本文には何等關係のない事である。

(説) この天忍穗耳尊は皇室の御祖にましますが故に、特にこれを委しく記し奉つたのであつて、たゞ素戔嗚尊の事を記

しただけの事ではない。この短篇の中に、わが國體の本旨を洩さず説かうとする撰者の苦心を察すべきである。

かくて、素戔嗚尊猶天上にましけるが、さま〜の過ををかし給ひき。

天照太神怒りて天石窟に籠り給ふ。國中長暗に成りて晝夜の辨へ无かり

き。諸神たち、愁へ嘆き給ふ。其時諸神の上首にて高皇產靈尊と云ふ神

まし〜き。昔天御中主尊の三柱の御子おはします。長を高皇產靈と云

ふ。次をば神皇產靈、次を津速產靈と云ふと見えたり。陰陽二神こそ始

めて、諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子と云ふ事おぼつかなし。

此の三柱を天御中主の御子と云ふ事は日本紀には見えず、古語拾遺の説なり。此神天の安河の邊にして、八百萬神をつどへて

相議し給ふ。其御子思兼と云ふ神のたばかりに依りて石凝姥と云ふ神を

「をかし」底本
「段」とす
今梅白二本
よりて假名と
す。

「神皇產靈次
を」底本脱す
他諸本により
て補ふ。

「議」底本儀と
す。他本によ
りて正す。

と注してあるけれど、古語拾遺には「又天地剖判之初、天中所生之神名曰天御中主神、次高皇產靈神、次神皇產靈神」とあるだけで、父子の關係を示すこともないし、津速產靈の御名も見えない。たゞこゝにいはれたやうな事は神皇系圖に出てゐる。即ち、この書の系圖に高皇產靈神、神皇產靈神、津速產靈神をあげた次に「件三柱靈神者天御中主神所化神、名爲子、父子道今時露現矣」とある。さうして見れば、これは神皇系圖の説であつたのを撰者が、古語拾遺だつたと思ひこせられたのであらう。

(陰陽二神こそ云々) これはその神皇系圖の父子説を信すべからずといはれたので妥當な見解と評して可なりである。これを見ても、撰者の見識が高かつた事を知るべしである。

(此神天の安河の邊にして云々) この事は、古語拾遺の傳である。その文に曰はく「高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方」とある。他の古典には高皇產靈神が會議の長たることが見えない。

(其子思兼神と云ふ神のたばかりに依りて云々) 思兼神が高皇產靈神の子であるといふ事は、古語拾遺には見えないが、古事記にある。「たばかり」は思ひはかること、「た」は接頭辭で深い意味はない。この段も古語拾遺によつてしかも要を採られたものと思ふ。その文をあげると、「爰思兼神深慮遠謀曰、宜令天玉神率諸部神造和幣。仍令石凝姥神取天香山銅以鑄日像之鏡令下長羽神種麻以爲青和幣、令天日鷲神津咋見神殺木種殖之以作白和幣、令天羽槌雄神織文布、令天棚機姬神織神衣所謂和衣、令備明玉神作八坂瓊五百箇御統玉、令手置帆負、彥狹知二神以天御其伐大峽小峽之材而造瑞殿兼作御笠及矛盾、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸」とある。この記事の中、御鏡の事と曲玉の事とが、後の三種の神器となるものであるから、重要なのである。その他を多く省かれたのも、その本意がうかゞはる。

(其の初成りし鏡は云々) これは神鏡の由來について委しく述べたのであるが、これも古語拾遺に次のやうに云つてゐる。初度所鑄少不合意是紀伊國日御神也。次度所鑄其狀美麗是伊勢大神也」とある。かくてその鏡についてこゝに説明を注してあるのは、これが、三種の神器の一であることを明かにしたのである。この神鏡ははじめ崇神天皇の御代までは宮中に祭られたが、その御代から別の宮に祭られ、後に伊勢の神宮にまつられてましますといふのである。

(其物已に備りにしかば云々相共に歌ひ舞ふ) 神祭の設備が出来上つたから、これから祭祀を行ふ事になつた、ここにその次第を記した段となつた。これも亦古語拾遺によつたものである。その文に曰はく「其物既備備天香山之五百箇(掘はサネコジノネコジニシテとよむ)而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣令天玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命以眞辟葛爲靈以蘿葛爲手櫛、以竹葉、飲釀木葉爲手草、手持著鐸之矛而於石窟戸前覆誓槽、舉庭燎、巧作俳優、相與歌舞」とこれを以てその由來する所を知るべしである。五百箇の眞賢木とは枝の多く繁つた榊をたゞへた語、根こじとは根附のまゝに掘り取ること。

(天太玉命) は齋部氏の祖であるが、高皇產靈神の子であることは古語拾遺の説である。

(天兒屋根命) は中臣氏の祖であるが津速產靈神の子であるといふことは舊事紀の説であり、興台產靈神の子であるといふことは日本紀一書の説である。

(天細目命) は猿女君の祖であるが、この神意は後世の神樂の起源である。眞辟葛は常緑木質の蔓草に今も「つるまさき」といふものがあるが、それであらう。蘿葛は今もこの名で通つてゐる石松科の蔓性植物である。飲釀木は何か、詳かでない。著鐸の矛とは鐸(鈴の一種)を飾につけた矛で突く度毎に音響を立つるものであるらしい。

(石窟の前にして俳優をして云々) 俳優は滑稽のわざをして人を笑はしむるをいふ。

(又庭燎を明かにして) これも石窟の前の神意であるが、神樂に庭燎の曲のあるのもこれに基づくのである。

(常世の長鳴鳥をつどへて云々) これは古語拾遺には見えぬ。日本紀の本文に「故思兼神深慮遠謀遂乘常世之長鳴鳥使互長鳴」とあるのが、その據である。この鳥は鶏の事である。

(天照太神きこしめして云々) 天照太神が、その石窟戸の前に天鈿女命が俳優をなし、八十萬神の集ひて各が面白さうに笑ひさいめき、又鶏が多く集つて互に長鳴するのを聞き給ひて不審に思しめすといふのである。

(我れ此の比云々) これは天照太神の思召す御心の内を押しはかり申したのである。この所は日本紀の本文によられたものである。それは「是時天照太神聞之曰、吾比閉居石窟、謂當靈草原中國必爲長夜。云何天鈿女命嘘樂如此者乎。乃以御手細開磐戸窺之」とある。

(此時に天手力雄神と云ふ神な歸りましそと申す云々) これも日本紀の本文によつたものである。「時手力雄神則奉承天照太神之手引而奉出。於是中臣神、忌部神則界以端出之繩。乃請曰勿復還幸」とある。天手力雄命が思兼神の子であるといふことは正しい古典には見えないで神皇實錄に見ゆる。尻くべ索といふのは後世いふしめ索である。その注に書いてある事は、いづれも原本に一致する。

(上天始めて晴れて云々) これは古語拾遺によつたものである。その文に曰はく「上天初晴、衆俱相見、而皆明白。伸手歌舞。相與稱曰阿波禮言天降也阿那於茂志呂古語事之甚切皆稱阿那 言葉由明白也 阿那多能志 言神乎而舞 今指言葉謂之能志此意也 阿那佐夜意竹葉之舞也依意 木名也無其葉之謂也」とある。これは一々解せずとも明白であらう。而してこれは神樂の起源である。

(説) 以上、素戔嗚尊のすさびより高天原の大事變を起したのを叙したが、そのうちに三種の神器中の鏡と玉との出現と祭祀の儀式又神樂の起源とを説いてある。この二大事は實にこの大事變を説くにあらざれば明かにすることの出来ぬものである。従つてこの段の説明の中心點がこゝにあることはいふまでもない。撰者が、他の事件はなるべく簡単に叙しつゝも、この二事件を委しく述べた精神を推察してみるべきである。次にはこの大事變を起した素戔嗚尊の處分問題に入るが、それをも委しく述べてある。その理由はその條下でいはう。

かくて罪を素戔嗚尊に寄せて、おほするに千座の置戸を以て、首の髮、手足の爪を抜きて贖はしめ、其罪をはらひて神やらひにやはられき。

「おほする」底本「仰スル」とかけり、當らされば他諸本によりて假名にす。「首の」の「の」他諸本によりて加ふ。「はらひ」底本「北本」掃じ、とす。他三本によりて假名にす。

(釋) この條も古語拾遺によつたものである。その文は「仍歸罪過於素戔嗚神而科之以千座置戸令拔首髮及手足爪以贖之仍解除其罪遂降焉」とある。「おほする」とは負はする意で今の語では負擔させる事である。「千座の置戸」の置戸とは、置所の意で、被物を座を置く所である。その置所をかぞふるに幾座といふのであるが、千座とは極めて多い由を示したのである。被物は罪過ある人が、その罪科を被ひ贖ふ意で解除の爲に出すものであり、その罪過の重大なものほど、その量を多く置くのである。被除の爲に髮爪等を出すは釋紀に「身代の義也」とあるのが當つてゐると思はれる。「神やらひにやはられき」といふ「神やらひ」は神わざとして「神」の語を冠したものだが「やらひ」といふは「やらふ」といふ語の體言化したもので、永久に追放することである。

(説) これから素戔嗚尊の地上の活動がはじまらうとする。これがまたわが國體の上に大關係があるのである。

「出雲の」底本「出雲」の「の」他諸本によりて加ふ。「乙姫」とか「梅白」二本によりて假名にす。「かきなでつ」他諸本に「撫」の二字とす。「國ノ神」底本「國ノ神」とす。白本によりて改む。「をとめ」底本「姫」とす。他本によりて改む。下同じ。「つまくし」の「つ」底本脱す。他諸本によりて補ふ。「みづら」底本「自ら」に作りて正す。他本によりて正す。「の」他四本によりて補ふ。梅「つねに」梅

彼尊天より下りて出雲の簸の川上と云ふ處に至り給ふ。其處に、一の翁と嫗と有り。一のをとめを居るて、かきなでつつ泣きけり。素戔嗚尊誰ぞと問ひ給ふ。我れは是れ國神也。脚摩乳、手摩乳といふ。此のをとめは我が子也。奇稻田姫と云ふ。先に八ヶの小女有り。年ごとに、八岐の大蛇の爲に吞れき。今此をとめ吞まれなんとすと申しければ、尊我にくれんやとの給ふ。勅のまゝに奉るご申しければ、此のをごめを湯津ののつまくしに取り爲してみづらにさし、八しほりの酒を八の槽に盛りて待ち給ふに、果して彼大蛇來れり。頭各一の槽に入れて吞み酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劔を抜きてつたゞに切りつ。尾に至りて劔の双少し缺けぬ。割きて見給へば、一の劔有り。其上につねに雲氣有りければ、天叢雲劔名く。日本武の尊に至りて改めて草薙の劔是れあやしき劔也。我何ぞ敢て私に置けらんやとの給ひて、天照太神に奉り上げられにけり。

本によりて補ふ。「あやしき」底本「怪」に作る。今白梅二名によりて假

其後出雲の清の地に至りて宮を立て、稻田姫と栖み給ひ、大己貴神も云ふ。を生ましめて、素戔嗚尊は竟に根の國に出でましぬ。

(彼尊天より下りて云々一つの劍あり) これは日本紀の本文を多少要約して書かれたものである。今原文を略してあげな
い。「出雲の簸の川上」は出雲に「ひ」といふ地あつて、そこを流る川を簸川といふのであるが、その川上の地は古事記
に「肥河上在鳥上地」とある。この遺蹟は今分明には知られない。「八岐の大蛇」は八の頭ある大蛇だといふ。「湯津のつま
ぐし」湯津とは五百箇で敷の多いことをいふ。爪櫛は爪の形した櫛の意で、竹の薄い歯を多く並べて、半より折り合
せ編んで爪の形にした櫛で、古墳から時々發掘する。その櫛は太古男女共髪に刺したものである。「みづら」は上古の男
子の髪結び方で、髪を左右に分けて、各角のやうに耳の上の邊に結んだもの。「八しほりの酒」は日本紀に「八醞酒」と
書いてある。「しほ」は酒を醸すことをいふ。八しほりとは八度折りかへし醸した酒といふことで、醇厚な酒をいふ。「十
握劍」その劍の身の長さが、十握許ある劍といふ意で、美稱である。

(其上につねに雲氣ありければ云々) これも恐らくは古語拾遺に依つたものであらう。
(是れあやしき劍也云々) これは日本紀に「素戔嗚尊曰是神劍也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也」とあるによつたの
である。さてこの劍が、三種神器の一となるのである。

(其後出雲の清の地に至りて云々) これは日本紀の本文の要を摘んであげたものである。「出雲の清の地」出雲風土記に大
原郡須我山とあり、又須我社とある。その須我社がその宮の遺址かも知れぬ。「大己貴神」は日本紀の本文では素戔嗚
尊の子とあるが、同書や古事記には素戔嗚尊六世とある。

(説) 以上で素戔嗚尊が、父母二神の命ぜられた根國に落ちつき給うた事になり、これからはこの尊の事は出で来ない。
しかしこれらの叙事の主眼は三種の神器の由來と皇孫瓊々杵尊の御父天忍穗耳尊の出現とを説くことにあるといふ事
は明かな事であつて、その他の事はなるべく略筆してあるのである。

大汝の神此國に留りて、天下を經營し葦原の地を領し給ひけるに
依り、是を大國主の神とも申す。其の幸魂奇魂は大倭の三輪の神にます。

(説) 上に大己貴神の事が出た序を以て、この神の事を略説した。この神も亦わが國の神としては偉大な神であり、又國
體の由來を説く上に重大な關係のある神であるから、略する事の出来ないのは當然である。

(大汝の神) 「汝」は「ナムヂ」で「己貴」とかくと同じ意義で、即ち上に云つた大己貴神である。これは出雲大社の祭神
であることは今更いふに及ぶまい。

(大國主神とも申) 大國主神とはその偉大なる功績によつて稱へた神號である。この神はその功績によつて、多くの稱號
がある。日本紀の一書に「大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉
神、亦曰顯國玉神」とある。その國土經營の事は同じ書に委しく見ゆる。

(幸魂奇魂) 幸魂とはその人を守りて幸あらしむる魂の作用をいひ、奇魂とは靈妙の功用を有する魂の作用をいふので、
結局これは靈魂の作用を云つたものである。

(大倭の三輪の神) 大和國三輪町鎮座の官幣大社大神神社の祭神である。この神は大物主神といふ御名を以て祭られてあ
るが、大己貴命の幸魂奇魂である事は日本紀一書に見えてゐる。

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊は高皇産靈尊の女栲幡千千姫命に逢ひ
て饒速日尊瓊々杵尊を生しめ給ふ。吾勝尊葦原中洲に下りますべかりし
が、御子生れ給ひしかば、彼を下すべしと申し給ひて、天上に留ります。

正哉吾勝々速日天忍穗耳尊は云々 この記事は日本紀の本文を基としたものである。その文は「天照太神之子、正哉吾勝速日天忍穗耳尊娶高皇產靈尊之女栲幡千千姫生天津彦火瓊杵尊」とある。しかしこれには饒速日尊の事は見えない。この尊の事は舊事紀の傳によつて加へられたものであらう。

(吾勝尊葦原中洲に下りますべかりしが云々) この事は日本紀には明かにかいてなく、古事記には明かに見ゆる。しかし古事記は引かぬが故に、ここは舊事記によつてかゝれたものと思はる。いづれにしても、この古傳は、異議の無い事である。

「の」梅本によつて加ふ。底本数字を上により改む。

先饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇產靈尊十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是也。此尊早く神去り給ひにけり。凡國の主とは下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は天照太神三種の神器を傳へ給ふ。又後に瓊々杵尊にも授けましくしに、饒速日尊は是を得給はず。然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし。此の事舊事本紀の見えず。

(説) 以上の饒速日尊の記事はこの注の如く日本紀に見えぬ事で、古事記にもなく、舊事紀にだけ見ゆる所である。しかし、かの十種の神寶の事は後世まで鎮魂祭の起源をなすものであるから、中世の虚構ではあるまい。舊事紀といふ

書そのものは偽撰であるが、その中の記事には正しい古傳も存するのである。つまり、種々の古傳説を集めて、綴つた偽書で、その内容には玉石混淆してあるものといふべきである。その記事は「天神御祖教詔、授天靈瑞寶十種。謂(名日本文に同じ)是也。天神御祖教詔曰、若有痛處令致十寶謂一二三四五六七八九十而布瑠部、由良由良止布瑠部。如此爲之者死人反生矣。是則所謂布瑠之言本矣」とある。この十種の神寶については久米幹文の説明が簡明であるからそれを次に引く。曰はく「おきといひ邊といふも海の縁語なれば、さる所由ある鏡なるべし。生玉足玉といふも只稱へたる名ばかりにはあるまじく、實地の生く足る所由あるべし。死反玉は死去を引かへす義なるべし。道反玉はあしき道に陥るべきを引かへす義にや、蛇比禮蜂比禮は蛇蜂を攘ひ鎮るものなるべし。品物の比禮はいかなる義ともしらねど、さまゝはらひ鎮る用の物にやあらん。上代の物なればはしく知るべき様なし。さて舊事紀によれば此寶物授給ひて天神の教へ給へるは如し、痛む處あらば、この十種の寶を一二三四五六七八九十といひてふるへ、ゆら〜とふるへ、斯くせんには死人も生かへらんと勅給ひきとあり。これ即ち禁厭の法にして後に物部氏が此術を相傳して鎮魂の御祭仕へ奉る事のもとなり」と云つてゐる。

(凡國の主とは下し給はざりしにや云々) これは撰者の意見である。即ちかやうに神寶を授けられ、又舊事紀によれば三十二神、五部の造、二十五部の天の物部をそへ給うたとあれば、その儀は盛大であつたと思はる。然るに三種の神器は吾勝尊又その御子の瓊瓊杵尊には傳へ給うたに關せず、その前に降臨せられた饒速日尊には授け給ふといふことは、いづれの古傳にも一切見えない。されば重大な意義が有つたとしても天日嗣ではなかつたと考へらるるといふのである。

(説) こゝに饒速日尊の記事あるは、神皇正統の記としては傍系に屬すると考へらるるが、これは古來この尊の事に就いてその御名に「尊」の字を用ゐる程に重く考へてゐる一部の考へ方があるによつて、皇統とのまぎれを生ずる虞がないでも無い。それであるから、こゝにこれを明かに斷じ去つたので、決してこれは餘計な言を弄したのでない。

天照太神吾勝尊は天上に留り給へど、地神の第一、第二に數へたてまつ

る。其の始は天下の主たるべしとて生れ給ひし故にや。

(説) これは天照太神吾勝尊を地神としてかぞへ奉ることについての論であるが、その理由をこゝに推論したのである。これについての久米幹文の論が参考とするに足るから次にあげる。曰はく「又天照太神吾勝尊を地神の一二にかぞへ奉るは初め天下の君たるべしとて伊弉諾大神の生み給へる故にやあらんといへるなり。されども前に申せる如く、天照太神を地神とする事は古書に證例なければ信じ難し。但し第一代の始祖として、吾勝尊より以下第二第三と天皇の御世代数にかぞへ奉るは卓見なり。後世神武天皇を始祖とするはあやまりなるべし」といふ。但し、この地神説は撰者の時代以前から行はれたのであるから撰者の創意ではない筈である。

第三代天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照太神、高皇産靈尊いつき恵みましくて、葦原の中洲の主と爲して、天降し給はん。此に其國の邪神荒れて容易く下り給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せしめ給ひしに、大汝神の女下照姫に嫁ぎて返事申さずして三とせに成りぬ。仍りて名無し雉を遣して見せられしを天稚彦射殺しつ。其矢天上に上りて、太神の御前に有り。血にぬれたりければ、怪み給ひて擲け下されしに、天稚彦新嘗して臥せりける胸に當りて死ぬ。

世に返し矢を忌むは此の故なり。



(天津彦々火瓊々杵尊云々) 皇孫とも天孫とも申すのは、天照太神の御孫にましますからである。この二語は日本紀にも古語拾遺に同じ意に用ゐてゐるから古くから同義であつたと思はれる。皇孫は國語に「スメミマ」とよみ、天孫は「アメリマ」とよむ。嚴密にいへば、瓊々杵尊をさし奉り、汎くはその後の代々の天皇をも申すのであるが、こゝはもとより瓊々杵尊をさし奉る。

(皇祖天照太神は云々) これは正しい古傳一切の傳ふる所であるが、書によつて多少の異傳があつて、日本紀では、皇祖高皇産靈尊一柱の御事とし、古事記では天照大御神高木神二柱の御事とする。こゝは恐らくは古語拾遺によつたものであらう。即ちその文は「既而天照大神高皇産靈尊崇養皇孫欲降爲尊葦原中國主」とある。

(此に其國の邪神荒れて云々) この事も正しい古傳にいづれも同じく傳ふる所である。邪神とは日本紀に「彼地有螢火光神及蠅聲邪神後有草木成能言語」とあるなどをさしたものである。

(天稚彦云々) 日本紀の本文によれば、天稚彦よりも前に天穗日命を遣はされたが、三年まで復命しなかつたから、更に遣されたのが、天稚彦であるといふのである。日本紀の一書には最初から天稚彦を遣されたとある。しかしそれは、たゞ國神の女子を多く娶つて八年まで復命せぬとある。それであるから、こゝは撰者の思ひ違が多少あるのである。しかし大局には大きな關係はない。「とつぎて」は婚姻すること。「新嘗してふせりける」新嘗の祭をなしてきて臥してゐたのをいふ。

(返し矢を忌むは云々) わが古代の風習に返矢を忌んだのであつたらう。その風習の由来をこゝに求めて説明したのであるが、これは日本紀以下の古典にあるのを傳へたのである。返矢といふのは先方から放しこした矢を更に此方から射返すことである。

「えらび」底本

更に下さるべき神をえらび給ひし時、經津主命（機取の神）武甕槌神（鹿島の神）御

本による。「扶け」の下底本「テ」あり、他本によりて削る。

は舊事紀に饒速日尊降臨の條に「高皇產靈尊勅曰、若有葦原中國之敵拒神人而待戰者、能爲方便誘欺拒而令治平。令三十二人並爲防衛天降供奉矣」とあつて、天香語山命、天鈿寶命、天太玉命、天兒屋命、天櫛玉命以下すべて三十二神の名をあげてゐる。これ以外には倭姫命世記には天孫降臨の記事中に「三十二神前後相副從、天各闕天闕披雲路天云々」とあるだけである。撰者は舊事紀の傳を誤として倭姫命世記によつたのであらう。これについては撰者の見識を窺ふべきであらう。後世、大日本史の兵志も亦撰者と同じ意見を述べてゐる。

(五部の神) 上の三十二神中の特に主立つた神をさすのであるが、日本紀の一書に「又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神使配侍焉」とある。古事記の趣もこれに同じい。

(此中にも中臣忌部の二神は云々) 中臣の神は天兒屋、忌部の神は天太玉命であるが、この二神がその五部神のうちでも更に重任を託せられたのは神祇の祭祀を司るが爲である。それであるから、日本紀の一書には「故以天兒屋命、太玉命及諸神部等悉皆相授」といひ、なほ他の一書には「汝天兒屋命太玉命二神宜持天津神降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉。又曰はく「復天兒屋命太玉命惟爾二神共侍殿内善爲防護」とある。むねとの神勅とはこれをさしたのである。「むね」とは重要なことをいふのであるから「むねとの神勅」とは重要な神勅といふ義である。

又三種の神寶を授けまします。先豫め皇孫に勅しての給はく、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王地也宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。又太神御手に寶鏡を以て皇孫に授けて祝きて吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡との給ふ。八坂の曲玉、天の藁雲の劍を加へて三種ごす。又此鏡の如くに分明なるを以

「靈」字白本「慮」とし北本「寶」とす。梅、群二本底本におなじ「傳はる」底本とす。梅本傳「一字」とす。

て天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如くに曲妙を以て天下をしろしめせ。神劍を提げては不順る者を平げ給へと勅しまししくけるとぞ。此國の神靈にして、皇統一統正くまします事誠に是等の勅に見えたり。三種の神器世に傳はる事日月星の天に有るに同じ。鏡は日の體也。玉は月の精也。劍は星の氣也。深き習ひ有るべきにや。

(三種の神寶を云々) この三種の名目は下に示してある。この神寶を授け給ふ時に同じく次の神勅を下されたのである。(皇孫に勅しての給はく云々) この神勅は日本紀の一書の語そのまゝである。この勅語の意味は世間に周知された事であるが、これを譯すれば「葦原の千五百秋の瑞穂の國は天照太神の子孫が君としてしるしめすべき國であるから、爾皇孫はその國にゆきましてしるしめせ、さらば、分れむ、幸くいませ。天日嗣のさかえん事は天地のあらん限は窮りないであらう」といふのである。

(又太神御手に寶鏡を以て云々) これも日本紀の一書にある神勅をそのまま記してあるのである。寶鏡とは大神の御靈代として齋き祭る鏡といふことであつて、床を同うし、殿を共にするといふのは、天皇の宮殿内に天照太神を祭り奉り、それには神鏡を以て神體とせられよといふことで、この神勅が、賢所又伊勢神宮の起源をなすものであつて、國體上甚だ重大な事を示してゐる。

(八坂の曲玉云々) 上の神鏡に、こゝに云ふ曲玉と劍とを加へて三種の神寶とも神器ともいふ。この三種の神器はわが國體の特異を表する重大な神器であること、これまたいふをまたない。

(又此鏡の如くに云々) この三種の神器について賜はつたといふ神勅は古典に明記してはない。しかしこれは古くからいひ傳へられたのであらう。元來このやうに、これら三種を以てある精神を表明したのはわが太古の風儀であつたので

あらう。日本紀を見ると、葦行天皇が筑紫に巡狩せられた時に、豊國の渠帥神夏磯姫が神に、八尺鏡、八咫鏡、八咫瓊を掛けて、船に樹て參つて歸順の意を表した事が見え、又日本武尊が東夷を征せられた時に、大鏡を御船にかけられた事が見え、又仲哀天皇が筑紫へ巡狩せられた時に伊賀縣主五十述手が神に八尺瓊、白銅鏡、十握劍を掛けて、船の舳に立て、獻つた事がある。この時に五十述手がそれを獻つた時に奏した言がある。それは「臣敢所獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握劍平天下矣」といふのである、さてこれと略同様の語が、神皇實錄にこの神器を授けました時の記事に出てゐる。その文は「惟皇天御中主神與大日靈尊盟宣又天皇孫尊如八坂瓊之勾、以曲妙治天下、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是靈劍平天下矣」とある。神皇系圖にも天口事書にも元々集にも略同じ文が出てゐる。これらは大體日本紀の五十述手の語と同じである。思ふに、これは五十述手がはじめていひ出した事ではなくて、太古からかやうに傳へて來たものが、五十述手の語としてそこに登録せられたものであらう。それ故に中古以來の神道家の説は虚構ではあるまいと思はれ、撰者もそれを正しいと信じたわけであらう。さてこの神勅の意味はその語でも明かなのだが、そのうち「八坂瓊のひろがるが如く」といふのは、前にあげた曲妙の文字に相當すべき語の筈であるが、曲妙はツバラカといふ語にあてたものらしいが、「ひろかれる」といふのは、多くの玉を一の緒に貫いたのが行渡らぬ所のない點をとつていつたものと、思はるのである。

(此國の神靈にして云々) 三種の神器がわが國の神靈であるといふのである。が、これは重大な事柄であつて神器が神聖なる皇位の標徴である以上にこれを神靈と崇め奉る事が、國體の尊嚴を示す所以である。さてこのやうに三種の神器がわが國家の神靈であるといふ事と、それが傳へらるることによつて保證せられてゐる一系の皇統が正しく傳はりましますといふ事は上にあげた神勅に明かに見ゆるといふのである。

(三種の神器世に傳はる事云々) 三種の神器の世に傳はる事は日月星の天に有るに同じく神のなしのまに傳はるものであつて人力の左右しうる所でないといふのが、この一節の本旨である。それについて、今是を以て三種の神器にあて説かうとしたのであらう。

(説) この段は本書中最も重大な段であつて、わが國體の尊嚴を明かにする最第一の段である。即ち所謂天壤無窮の神勅は宇宙間唯一の神聖なわが國體の本旨を明かにせられたものであり、三種の神器はこの國體の神聖を表明する神聖無上であつて説かうとしたのであらう。

比の唯一の證據であり、この神器に附隨した神勅は天皇が國家を統べ治しめす政事の要道を示されたものである。それであるから、わが國家はこの神勅の事實上の展開であり、又その證據でもある。即ちわが國家發展の原理と、政治の本義とがこゝに示されたものである。爾下の記事は即ちこの一段を樞軸として運用した結果の記録であり、爾前の記事はこの一段を導き出す爲の誘導篇であるといひるのである。神皇正統記の本旨がこの一段に存するといふ事は決して過言ではない。

以上は事實についての撰者の記述であるが、これから次はそれについての撰者の見解を述べようとする。

「の命」底本なし。他諸本によりて補ふ。

抑彼寶鏡は先に記し侍る石凝姥の命の作り給へりし八咫の御鏡、八咫は口玉、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命の天明玉と作り給へる也。八坂にも、劍は素戔烏尊の得給ひて太神に奉られし藁雲の劍也。

(説) まづこゝに三種の神器の由来する所を述べた。これらの事實は既に上の段々に述べてあるのをこゝに一括して説明したのであるが、それらの段々の記事の意味がこゝに至つて明かになる。

此三種に就きたる神勅は正しく國を持ちましますべき道なるべし。鏡は一物を貯へず、私の心無くして萬象を照すに、是非善惡の姿彰れずと云ふ事無し。其姿に順ひて感應するを徳とす。是れ正直の本源也。玉は柔

「旨」底本「宗」とす。白山本によりて改む。
 「宗」の下に底本「ノ」あり。割れり。
 「うつし」底本脱せり。他本によりて補ふ。
 「制」底本「製」とせり。他本によりて改む。
 「靈」底本「靈」に作れる誤なること著し。他本によりて正せり。

和善順を徳とす。慈悲の本源也。劔は剛利決斷を徳とす。智慧の本源也。此の三徳を翕せ受けずしては天下の治らん事誠に難かるべし。神勅明かにして詞約かに旨廣し。剩へ神器に彰れ給へり。いと、忝なき事にや。中にも鏡を本として、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷は其中に有り。又正しく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけんかし。天に有る物日月より明かなるは無し。仍りて文字を制するにも日月を合せて明とす云へり。我神、大日の靈にましまして、明德を以て照臨し給ふ事陰陽に置きて計り難し。冥顯に付きて憑み有り。君も臣も神明の光胤を受け、或は正しく勅を受けし神達の苗裔也。誰か是を仰ぎ奉らざるべき。此理を覺り其道に違はずば、内外典の學問も此に窮るべきにこそ。されど、此道の弘まるべき事は内外典流布の力也と云つべし。魚を得る事は網の一目によるなれど、衆目の

「さかり」底本「壯り」とかけり。他本によりて假名とす。
 「我國の道」底本「我が道」とせり。他本によりて改む。

力无ければ、是を得る事難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖徳太子の御時より釋教をさかりにし給ひし、是皆權化の神聖にましまして、天照太神の御心を受けて我國の道を弘め深くし給ふなるべし。
 (説) これより撰者の三種神器についての見解を述ぶるので、撰者の見識、ことに、政治上の要諦を述べようとするのである。
 (此三種に就きたる神勅は云々) この神勅は上にあるが、それを敷衍して、次下に撰者の見解を述べてゐる。
 (鏡は云々) 鏡は一の物をも自身には貯へない、即ち虚心で私の心が少しもなくして、萬の外物の象を照す時にはよしあしの姿があらまゝにあらはれ、一もその間につくるひかざることはない。其の對象の姿に順つて感應するのが鏡の徳である。これが正直と名づくるものゝ本となるのであるといふ。
 (玉は云々) 玉は柔和にして温順なるを徳とするが、これが慈悲といふことの本となるのであるといふ。
 (劔は云々) 劔はその質が剛く鋭利で、その作用としては物を決斷するのであるが、この徳が智慧の本となるのであるといふのである。ここにいふ智慧とは單なる知識ではなくて、佛教にいふ所の一切事理の正邪を辨別し惑障を斷つ心の作用をいふのである。
 (此の三徳を云々) 正直、慈悲、智慧の三徳をあはせ有せずしては天下の治まらん事が困難であるといふのであるが、元來この三種の神器は天位のしるしであるから、それについて神勅は、天皇の御心得として下されたものに相違ない。それ故にここに天下の治まるか否かの分れめが、この三徳を具へ給ふか否かに關するといふ事になる譯である。されば、この點から見ると、この著は天皇乃至治國の位置に立つ方々の心得となるやうに論じてあるといふべきで、この本旨が、全卷に通じてゐると考へらるる。

「住」底本「柄」に作り、白本による。他は假名にてかけ

(説) 以上は天孫の此の國に降臨しましたし事を叙したものであるが、大體は日本紀によつて略説したものである。しかもそれはある所々を要をとつて記してある。次にそれを分解して説く。
(此の瓊々杵尊天降まし〜しに、云々伊勢の五十鈴の川に至るべしと申す) これは日本紀の一書によつて要をとつてかいたものである。

(猿田彦と云ふ神云々) この神の事は上の一書に「有二神居天八衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、當言七尋、且口尻明耀眼如三八咫鏡、而絶然似赤酸醬」とあるから、頗る異様な容貌であつた事であらう。この神をちまたの神といふことは天八衢に待ち奉つて居たからの名で、日本紀にも御神と書いてある。

(日向の高千穂の穗觸の峰) この地の所在については古來、定説がない。そのうち日向國臼杵郡の高千穂山であるとする説と大隅國(この國は奈良朝の初まで日向のうちであつた) 恰良郡の霧島山であるといふ説とが有力である。

(彼神の申のまゝに云々) これは日本紀の他の一書によつたのである。
(事勝國勝と云ふ神) この神の名は日本紀の本文に「事勝長狭」といひ一書に「事勝國勝長狭」とあり第四の一書には「事勝國勝神者是伊非諾尊之子也、亦名鹽土老翁」とある。本書はこれによつたのである。
(吾田の長狭の御崎) これは事勝國勝の本居であつたのを天孫に奉つたのであるが、その地は日本紀本文には「吾田長屋笠狭之崎」とあると同じ地で、今の薩摩國川邊郡加世田港の邊であるといふ。

「磐石の」の「梅群二本」による。

此に山の神大山祇の二の女有り。姉を磐長姫と云ふ。此れは磐石の神妹を木花開耶姫と云ふ。是は花の木二人を召し見給ふ。姉は形醜かりければ歸しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をも召さましかば、世の人は命ながくて磐石の如く有らまし。只妹を召したれば、生らん子は木の花

「居」底本なし、他本によりて加ふ。

の如くに散り落ちなんと詛ひけるによりて人の壽短く成れりとぞ。木花開耶姫召されて一夜に姪みぬ。天孫怪め給ひければ、腹立ちて無戸室を作り、籠り居て自火を放ちしに、三人の御子生れ給ふ。焔の起りける時生れますを火闌降命と云ふ。火の熾りなりしに生れますを火明命と云ふ。後に生れますを火出見尊と申す。此三人の御子をば、火も焼かず、母の神も傷はれ給はず。父の神悦びましましけり。

(説) 前段に天孫降臨しましてこの土に都を定められたことを述べたれば、こゝに御婚姻の事を述ぶる。これが、また神皇正統の上に重大事であることはいふまでもない。

(此に山の神大山祇の二の女あり。云々) これも日本紀の一書によつて要を摘んだものである。

(磐長姫云々) この神は磐の精といふ傳説ありて、伊豆國賀茂郡伊波乃比賣神社の祭神であるといふ。

(木花開耶姫) 木花とは櫻の花でサクヤ即ち櫻の義であるといふ。官幣大社富士淺間神社の祭神であり、天孫の皇后で、わが皇室の祖神である。

(詛ひける) トコフとは人に凶事あれと祈り請ふことである。この詛ひから人の壽命が短く成つたといふ古傳があるから、こゝにそれをもあげたのである。

(無戸室) 室は塗り籠めたる部屋で、それに出入の戸口がなく、中がウツロであるものをいふ。

(火闌降命) 日本紀に衰能須素里と云ふとあるが、古事記には火須勢理命と書いてある。名の義は焔の起り進む意である。

この命は日本紀に「隼人等始祖也」とある。

(火明命) 日本紀の本文には第三の御子としてある。このやうに第二の御子とするは日本紀の一書の説である。名の義は火が燃え進んで明くなる意である。この命は日本紀に「尾張連等始祖也」とある。

(火出見尊) 日本紀本文には第二子として彦火々出見尊といふ。この名は火の方に關係のないので、この神の一名を火折尊と日本紀一書にあるのが、火の勢の衰へた意の命名である。この神は第四代にまします。なほその條にいふ。

此尊天下を治め給ふ事、三十万八千五百二十三年と云ふ。是より先天上に留ります神達の御事は年序計り難きにや。天地分れしより以來の事幾年を経たりと云ふ事見えたる文無し。

(此尊天下を治め給ふ事云々) この三十万八千五百二十三年といふことは古典には證のない事であるが、かく書されたのは據る所があつたであらう。弘仁歴運記には次下二代を合せて一百七十九萬二千四百七十餘歳としてゐるが、それらより算出したのもあらう。倭姫命世記には三十一萬八千五百四十三年としてゐる。それによれば、本書の年数には誤寫があるとせねばならぬ。されど、これらはもとより信ずべき限りではない。

(是より先云々) 神代の年数の明かならず、はかりがたい事は本書にいはれた通である。

抑天竺の説に人壽无量なりしが、八万四千歳に成り、其れより百年に一年を減じて、百二十歳の時、釋迦佛出で給ふと云へる、此佛の出世

「尊」底本脱
りて補ふ
底本「年」の
下に「辛酉」
あり

は鷓鴣草葺不合尊の末まの事なれば、神武天皇辛酉、佛滅の後二百九十年に百年に一年を増して此れを計るに、此の瓊々杵尊の始つ方は迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん。人壽二万歳の時佛は出で給ひけりとぞ。

(説) 上に神代の年数の明かでない事を云つた序に、印度の説を参照して考へて見ようとせられたのである。

(抑 天竺の説に云々釋迦佛出で給ふと云へる云々) この釋迦佛出世の説は上に出でゐるが、それが、鷓鴣草葺不合尊の末の御代の事といふ説があるから、(それは神武天皇元年辛酉が釋迦滅後二百九十年に當るといふ事から逆算したのである) それから印度の説により百年毎に一年を増してはかるとこの尊の始の頃は印度でいふ迦葉佛の出た頃に當るといふのである。

(迦葉と云ふ佛云々) 迦葉佛は賢劫千佛の第三、過去七佛の第六で、釋迦佛の前佛である。人壽二萬歳の時世に出るといふのである。それ故にこの説があるのである。

第四代彦火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ます。此の尊は山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、各其幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の命の釣鈎を換へ給へりしを、弓箭をば返しつ。弟の尊鈎を魚に食はれて失ひ給ひけるをあながちに責め給ひしに、すべき方なくて、海邊に吟

「あひすみ」底本「相染」に作る。梅白二本によりて假名とす。群北二本「あひ住」に作る。

「女」底本「魚」に作る。他諸本によりて改む。「けり」底本「けり」とす。他諸本によりて改む。

ひ給ひき。鹽土の翁此の神の事 参り逢ひて憐み申して、謀を回して、海神綿積命の小童とも 處に送りつ。其女を豊玉姫と云ふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。竟に其女とあひすみ給ふ。三年ばかり有りて、故郷をおぼす御氣色有りければ、其女父に言ひ合せて返し奉る。大小の鱗をつどへて、問ひけるに、口女と云ふ魚病ひ有りとして見えず。強ひて召し出づれば、其口腫れたり。是を搜りしに、失せにし鈎を搜り出づ。一には赤女と云ふ。又此の魚は名吉と云ふと見えたり。海神戒めて口女今より鈎くふな。又天孫の饌に参るなごなん云ひ含めける。又海神乾珠満珠を奉りて兄を順へ給ふべき形を教へ申しけり。さて故郷に歸りまして、鈎をば返しつ。満珠を出してねぎ給へば、鹽満ち来て、兄溺れぬ。惱されて俳優の民と成らむと誓ひ給ひしかば、乾珠を以て鹽を退け給ひき。是より天日嗣を傳へましましける。

(第四代、彦火々出見尊) 古事記には「御名火遠理命亦名天津日高日子穗穗出見命」とある。本居宣長はこの御名は火の縁の御名でなくて、天津日嗣しろしめしての御稱號で天津日嗣に由ある稻穗を以て稱へ奉つた御名であると云つてゐる。

(御兄火聞降命云々) この事も日本紀によつて要をあげられたものである。

(海の幸) 海での漁撈をいふ。

(山の幸) 山野での狩獵をいふ。

(幸) 得物をいふ。

(海神綿積命云々) 小童は支那で、海神を海童といふことから出た文字で、日本紀にワタツミに借り用ゐてゐる。

(大小の鱗) 「イロクツ」は魚のことである。

(口女と云ふ魚) 日本紀には赤女とあつて「鯛魚名也」と注してある。こゝは舊事記によられたと思はる。口女といふのは鯛魚であると注してある。

(乾珠満珠) 日本紀には潮満瓊潮満瓊とある。潮を満させ又は乾さする靈妙な作用の珠といふことであるが、如何いふ物であるか、今日では分らぬ。

(俳優の民) 俳優をなして人を慰むるを業とするもの。

(是によりて天日嗣を傳へましくける) 兄の命がはじめ無理をせられた結果、弟命の従順な奉仕者となり、弟命が天日嗣を傳へたまふ事になつたのである。

(説) この一段も皇統の傳を明かにするのが本旨であるが、これを縁として次の一段が一層必要なものとなる。

海中にて豊玉姫カイチウ トヨタマヒメ 給ひしが、産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。果して其妹玉依姫を率て海邊に行き逢ひぬ。屋を作りて鷓鷯の羽にて葺れしに、葺きもあへず、御子生れ給ふによりて、鷓鷯草葺不

合尊ご申す。又産屋をうぶやと云ふ事も鷓鴣の羽を葺きける故也となん。さても産の時見給ふなご契り申ししをのぞき見ましければ龍に成りぬ。愧ぢ恨みて我に恥見せ給はずは、海陸をして相かよはし隔つる事無らましとて御子を捨て置きて海中へ返りぬ。後に御子のさらしくまします事を聞きて憐み崇めて、妹の玉依姫を奉りて養ひまらせけるとぞ。

(説) これも日本紀に見えたのを要約してあげられたのである。而して、これまた皇統のかゝる所であるから、これを主としてかゝれたものである。

此尊天下を治め給ふ事六十三万七千八百九十二年と云へり。

(説) この年数も古典に明かな證據が無い。たゞ倭姫命世記にこの通の数字が見ゆるだけである。しかしこれは信ずべき限りでないことは前の場合と異ならない。

震旦の世の始を云へるに、万物混然として相はなれず。是を混沌と云ふ

「はなれ」底本「分れ」とす諸

本によりて改む

「なり」底本「し」他諸本によりて補ふ

「在世」底本「世」に作る。他諸本によりて改む

也。其後軽く清き物は天と成り、重く濁れる物は地と成り、中和の氣は人と成る。是を三才と云ふ。此れまでは我國の始を云へるにあらざるなり。其始の君盤古氏。天下を治むる事一万八千年。天皇、地皇、人皇など云ふ王相續して九十一代、一百八万二千七百六十年。先に合すれば一百十万七千六百六十年。是は一説なり。實にはふ書には開闢より獲麟に至るまで二百七十六万歳と云ふ。獲麟とは孔子の在世、魯哀公の時也。日本の懿徳にあたる。然らば、盤古の初は此の尊の御代の末つ方に當るべきにや。

(説) 前の御代の條の末に天竺との年代の比較を試みられたから、この年代の條の末に支那との年代の比較を試みようとしたのであるらしい。

(震旦の世の始を云々) 支那の開闢説は既に述べてあるが、その混沌といふのは開闢以前の狀態をさしたもので、鷓鴣子に、「兩儀未分、其氣混沌」とあり、又その他の事は略上に述べた通りである。而してこゝにあげた年数も實は明かでない事は撰者の注に見ゆる通りである。

(廣雅と云ふ書には云々) 廣雅は魏の張揖の著した字書である。「獲麟」とは春秋に魯の「哀公十四年春西狩獲麟」とある事をさすので、周の敬王三十九年で、わが懿徳天皇の三十年に當る。それで開闢より獲麟の年まで、二百七十六萬年といふのは廣雅ばかりでなく、春秋命歴序などにも見ゆるのである。その年数を以て逆算してこの説をせられたと見ゆる。

所至大であつたであらう。それ故に、群小は大抵この限定思想に毒せられてゐたと思はる。日蓮の如きも豪語はするけれどもこの百王説を唱へてゐる。かやうな世の中であつたから、後醍醐天皇が、九十五代だとすると残り五代で日本國の運命は終るといふやうな心細い思想を生ずることは必然である。自分は南北朝の大混亂はかやうな思想の導き出した世相であると思ひ、この意見を世に公にした事も既にある。かやうな思想は何處から生じたかといふに、その源は第一が、佛法の末法濁亂の思想であると思ふ。即ちこの鎌倉時代は佛教の正像末三時の説に従へば、末法に入つてしまつた時である。今一つは支那の尙古主義の累である。支那の尙古主義は事毎に三代文武周公孔子を完全な理想として、古人には企て及ぶべからずとするのであるが、この思想が後の世を濫季と考へさせるに力あるものである。この二の思想相合してこの世は末世濫季で濁惡な世と考ふことが、百王の誓が八十代九十代の帝王を經過して殘少になつたといふ果敢ないあはれさを感じさせたのであると思ふ。かやうな時世に當つて、その弊を救はうとして、「窮なきを百といへり」といひ「寶祚之隆當與天壤無窮」といひ「天地日月は昔にかはらず」といひ、「三種の神器世に現在し給へり」といつて、世の迷妄を覺まさせようとせられたのは實に言語に絶した偉大な事功といはねばならぬ。而して儒教にも佛教にも人一倍に造詣の深かつた撰者が、その弊をば、少しも受けずして、彼々としてその弊を矯め世道人心を正しきに導かうとせられたのは眞に驚嘆すべき事であつて千古に輝く偉人といふべきである。

甲帖

卷二

人皇第一代、神日本磐余彦の天皇と申す。後に神武と名け奉る。地神鷄草葺不合の尊の第四の子。御母玉依姫、海神小童の第二の女也。伊弉諾の尊には六世。大日靈の尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは神代よりの大倭ことばなり。神武は中古に成りて唐の詞によりて定め奉る御名也。

(人皇第一代)

神代に對してこの天皇より後を人の代とし、その人の代となりての天皇といふ義で人皇といひ、この天皇を第一代とかぞへ奉ることとしたのである。この人皇といふ語は何時何人が云ひ出したものか明かでないが、日本紀の編纂の時に既にこの區別を立ててゐられた事は明かに考へらる。神皇系圖には人王といふ文字を用ゐてゐる。
(神日本磐余彦の天皇) これは日本紀の書法によられたものである。御名の義は日本の國を平げて神聖の位につきましたからの稱辭である。天皇は「スメラミコト」といふ國語にあてた漢字である。儀制令によるに、天皇に關して用ゐる

「尊の」の「の」
補本によりて

「ことは」底本
「詞葉」とかけ
るは誤なり。
梅本によりて
假名とす。

文字を列擧して天子、天皇、皇帝、陛下、太上天皇、乘輿、車駕をあげたが、天皇の下に注して、「詔書所稱」とあり、「天子」の下の注に「凡自天子至車駕皆是書記所用。至風俗所稱別不依文字。假如皇御孫命、及須明樂美御德之類也」とある。詔書といふのは漢文で書かるものであるから、それは書記の上で天皇とは書くが、よむ時は「スメラ」「スメラミコト」とよみ來つたものである。されば、天皇は文字の上でかやうに書くだけで、よむ方は古來「スメラミコト」とよみ來つたものと考へらるる。それが、神武天皇など支那風の諡號が起つてから、それにつづけて「テンワウ」と音讀にすることになつたものと思はるる。それで、ここでも「カミヤマトイハレヒコノスメラミコト」とよむべきである。

(神武) この御稱號は後世になりて奉られたものであるといふのである。この事の説明は下にある。

(地神鷓鴣草蓋不合の尊の第四の子) これは日本紀本文によられたのである。

(御母云々) この玉依姫が海神の第二女であるといふことは、正確かどうかかわからない。日本紀には「海童之小女也」とある。

(神日本磐余彦と申すは神代よりの大倭ことばなり) この國語の尊號は神代よりの遺風で、日本固有の風であることを明言したのである。「日本」は大倭國で磐余は大和の地名であるが、神といふ語は神聖なる事を示す爲に冠したのである。

(神武は中古となりて云々) 神武と申し奉ることは支那の風に倣つた諡號で、古くはなかつた事であつて、中古に奉られた稱號だといふのであるが、これが定まつたのは何時頃か明かでない。釋日本紀に引いた日本紀私記の説では「神武等諡號淡海御船奉勅撰也」といふ事である。これには種々異説もないが、今は略する。但し略その頃(御船は延暦四年、六十四歳で歿した)に成つたものといふ事に疑ひはない。

「御」字白山本北本群本によりて補ふ。「移されしか」の「し」底本脱

又此御代より代ごとに宮所を移されしかば其處を名けて御名ともす。此天皇をば樞原の宮と申す、是也。

す。他諸本によりて補ふ。

(釋) 此天皇より後、奈良朝までは代毎に宮所を移されたから、その御宮所を以て天皇の御名ともしたといふのである。この天皇を樞原の天皇と申し、仁徳天皇を難波の帝と申し、欽明天皇を磯城島の宮と申し、天智天皇を淡海の御門と申すなどがこれである。

(樞原) この天皇の宮所は畝傍山の東南樞原に定められた。

「神」の上に底本「天」あり。諸本なし。行なること著し。

又神代より至て尊きを尊とは云ひ、其次を命と云ふ。人の代と成りては天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣宿禰臣などと云ふ號出で來にけり。神武の御時より初れる事也。上古には尊とも命とも兼ねて稱しけると見えたり。世下りては天皇を尊と申す事も見えず、臣下を命と云ふ事もなし。古語の耳なれず成り侍るゆるにや。

(神代より至て尊きを云々) これは日本紀のはじめに「至貴曰尊、自餘曰命、並訓美譽等こと注してあるのをさされたことと思はるるが、これは別に神代からの習はしといふ事でない。ただ日本紀の記載法としてこの方針によつたといふのに止まるのである。ここにいはれた事は思ひ違ひであらう。

(人の代と成りては云々) 人皇の代になつては至尊を天皇と申し奉る事になつたといふのであるが、これも天皇と書く字面は必ずしも古いものでなくて、國史では推古天皇の時に隋に遣はされた國書に「東天皇」と書かれたのを初見とする。但し「天皇」といふ熟字は本邦の創意ではなくて、支那の古書に既に見ゆる。それをかりてわが「スメラミコト」をあらはす文字としたのである。

(臣下にも朝臣宿禰臣など云々) この朝臣宿禰などいふ臣下の號が、神武天皇の御代に初まつたといふ事は證を見ない。ただ道臣命、吉野首、又國造縣主などいふ名稱が見ゆるだけである。さればこれは「神武の御時より以後に初まれる事也」といふ意であらう。

(世下りては云々) 天皇に某尊と申し奉ることは、奈良朝の頃から段々に少くなり、仁明帝の時に淳和天皇に「日本根子天高讓彌遠尊」といふ謚を奉られ(これは類聚國史に見ゆる)又仁明天皇に「日本根子天靈聰慧尊」(これは一代要記等に見ゆる)といふ謚を奉られてからは略絶えた事になる。臣下を命といふことは、神武帝の時にはまだあるが、その以後には殆ど見えない。神武天皇以後某命とあるは皇族に限られてゐるやうに思はる。それも大體推古天皇以後には見えぬやうになる。これは撰者の言の如く古語のやうやくに耳なれず成つた偽であらう。

(説) 以上主として、稱號につきての説明をしたのであるが、これが一往片づいたから、次に又史實に入るのである。

此の天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ。今年辛酉の歲也。

「かはり」底本「換り」とし梅本「換り」とし白本「替り」とし假名本「北二本」とす。

(年十五にて太子に立ち) これは日本紀の傳である。

(五十一にて父の神にかはりて皇位に即かしめ給ふ) 日本紀によるに、この天皇四十五歳で東征の途に上られ、六年かかりてその功を終へられ、辛酉の年に即位せられたから、五十一歳で即位せられたのである。しかし、父の神の位をうけられたのがその即位の歲であるか否かは明かでない。何となれば、東征の途に上られた事の紀事に「是年也太歳甲寅」とある。日本紀の例によるに太歳と云ふのは天皇即位の歲をさすのである。それ故にこの甲寅の歲が神武天皇の實際の皇位繼承の歲であるといはねばならぬ。それによると今の紀元々年より七年以前に神武天皇紀元が無ければならぬ道理である。

(今年辛酉の歲也) この橿原宮に即位の式をあげられた歲が辛酉の歲であるといふのである。これは日本紀によるのであ

つて、今の紀元の元年がこの年である。

筑紫日向の宮崎の宮に御座しけるが、兄の神達及皇子群臣に勅して、東征の事有り。此大八洲は皆是王地也。神代幽昧なりしによりて、西の偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。

(筑紫日向の宮崎の宮)

古事記には「神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀬命二柱坐高千穗宮而議云」とあつて宮崎宮とは見えぬ。日本紀にも宮崎宮の名が無い。しかし、これはその土地に昔から傳へてゐた事があつて、そこに神武天皇を祭つて宮崎宮と稱へてゐたが、明治の御世に官幣大社、宮崎神宮とせられた。この宮の名の古書に見ゆるのは、現今ではこの正統記を最古とする。これは古來の傳説をこの書に採録せられたものであらう。

(兄の神達及皇子群臣に勅して云々) これは日本紀によりて要をとり、且敷衍せられたのである。

(此大八洲は皆是王地也云々) 大八州はすべて王地であるからいづこの國にもますべき道理であるが、神代は幽昧(物の隠れて朗からぬさまをいふ)であつたによつて日向といふ西の偏の國に於いて多くの年所(本書には年序とあり、舊事紀にも年序とあるが、普通には年所といふ。年序といふ語は出典があらうと思ふが、未だ據を知らぬ。萬葉集や三代實録に見ゆるから切りに作つた語ではあるまい。支那に「歳序」といふ語があるから「年序」とも云つた事と思ふ。その意味は日本紀に「年所」とかいてあるがそれと同じく年數といふに同じい支那の熟語であらう)を送られたのであらうといふのである。「にこそ」といふ語の下に「あれ」といふ語を略してある。

(説) これは日本紀の中の天皇の語に「時鐘草昧」「治此西偏」「多歴年所」といふ文字を用ゐられた文ではあるが趣旨は撰者の意見を述べたものである。

天皇舟楫を調へ甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道の次の國々を平
 げ大日本に入りまさんとせしに、其國に天の神饒速日の尊の末字間志間
 見の命と云ふ神有り。外舅を長髓彦と云ふ。天神の御子兩種有らむやと
 て軍を起して防ぎ奉る。其軍強くして皇軍しばしば利を失ふ。又邪神毒
 氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せりき。

(天皇舟楫を調へ云々) これは事實の要をあげて書かれたものである。大日本洲といふのは「ヤマトノクニ」のことであ
 る。

(道の次の國々云々) 日本紀によれば、日向から豊前の宇佐へ、次に筑前の阿の水門へ、次に安藝國を経て吉備の高島に
 三年ましまし、次に難波を経て河内國より膽駒山を経て大和國に入らうとしたまうたのである。

(其國に天の神饒速日の尊の末字云々) この事は日本紀に長髓彦が天皇に申させたといふ語に明かに出てゐる。その言は「昔
 有天神之子、乘天磐船自天降止。號曰櫛玉饒速日命。是娶吾妹三炊屋媛。遂有兒息、名曰可美眞手命。故吾以饒
 速日命爲君而來焉。夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神子以奪人地乎。吾心推之未必爲信」といふのであ
 る。

(饒速日の尊) この神は舊事紀によれば、天忍穗耳尊の長子であつて皇孫瓊々杵尊の兄に當る。しかしながら、日本紀に
 も古事記にも古語拾遺にも饒速日命の名はあるけれども、その系統は明記してはない。日本紀の他の記事によれば、
 天神の子孫であることは疑ふべきでないけれども、舊事紀の説は信じがたいのである。

(字間志間見の命) これは日本紀には上にあげた通り、可美眞手命と書いて「ウマシマデ」とよむことを注してゐる。古
 事記には宇麻志麻遲命とある。ここにあるのは舊事紀に「宇麻志麻治命」に注して「亦云味間見命」とあるのによ
 る。

つたものであらう。この神は後の物部氏の祖である。この命の母が長髓彦の妹であることは日本紀に見えた通りであ
 る。

(天神の御子兩種有らんと云々) 長髓彦は饒速日命を天神の御子と信じ忠誠を以て奉事してゐた所へ、天皇が出でたま
 ふに依つて、他に天神の御血統がある筈がないと疑つたのであつた。それ故に、その軍隊も力強く反抗して皇軍もこ
 れになやまされた。

(其軍強くして云々) 長髓彦は上の様な信念が有つたから、どこまでも抵抗した。従つてその軍も強力であつた。膽駒山
 の戦は皇軍利を失ひ、皇兄五瀬命が流矢に中りたまひ、退却せられなければならぬやうになつた。それからして天皇
 は方略をかへて海路に沿うて紀伊國から伊勢國の方面に至り、東方より大和國に入らうとせられたのである。

(又邪神毒氣を吐きしかば云々) これは天皇が熊野から東して丹敷浦に出でました時に起つた事であつて、日本紀に出て
 ゐるが、古事記には熊野での事としてゐる。これは土地を大略にいふのと精しくいふのとの違いであらう。

「に」梅本白
 本によりて補
 「みこと」のり
 底本「御事ノ
 リ」とかけり
 他本によりて
 假名とす。

底本「武津之
 身ノ命」の下
 津ノ命ト武

此に天照太神健甕槌の神を召して、葦原の中洲に噪ぐおとす。汝行きて
 平げよとみことりのりし給ふ。健甕槌の神申給ひけるは、昔國を平げし時
 の劔有り。彼を下さば、自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に高倉下
 の命と云ふ神に示して此劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒の病み
 臥せりけるも、皆起きぬ。又神魂の命の孫武津之身の命大鳥と成りて、
 軍の御前仕る。天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ。又金色の鷗下りて皇弓

云とあり、他人の加筆ならん。本になし。後

「居て」底本に作す。他本に「居りて」假名とす。白本、群本北本によりて加ふ。

「し」底本なし。他本に「しりて」補ふ。白本「産」とす。梅本「彦」とす。群北三本に「群北」と訂す。「持タリ」底本「持タル」に作す。他諸本によりて訂す。

のほすに居たり。其光てりかゞやけり。是によりて皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見の命其舅のひがめる心を知りてたばかりて殺しつ。其軍を引きゐて随ひ申しにけり。天皇甚だ讚めて天より下れる神劍を授けて、其大勳に答ふとぞの給はせける。此劍をば豊布都の神と號す。初は大和の石上にましくき。後には、常陸の鹿島の神宮にまします。彼宇麻志間見の命又饒速日の尊天降りし時、外祖高皇産靈尊の授け給ひし十種の瑞寶を傳へ持たりけるを天皇に獻る。天皇鎮魂の瑞寶なりしかば、其祭を始められにき。此寶をも即ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。又は布瑠と號す。此瑞寶を一つつ呼びて、呪文してふること有るによれるなるべし。

〔此に天照太神云々〕この事も日本紀にも古事記にも見えて大體同じである。〔昔國を平げし時の劍〕これは日本紀には「劍」といふ名であると出てゐるし、古事記にはこれを佐士布都神亦の名布都神又布都御魂と云つて石上神宮の祭神であると云つてゐる。

〔紀伊國名草の村に高倉下の命云々〕高倉下の命は天香山命の一名であると云ふ。これは日本紀には熊野高倉下とあり、古事記も同様であるから名草村の人といふのは誤である。撰者の思違であらう。

〔又神魂の命の孫云々〕八咫鳥の事は日本紀古事記には神としては見えてゐない。しかしこの鳥が嚮導として熊野から險難の道をこえて、大和の中州に出でますやうになつた趣は諸書すべて一致してゐる。

〔武津之身の命云々〕この事は姓氏録に出てゐるのである。それは山城神別鴨縣主の祖であるが、その文に「神日本磐余彦天皇謚神武欲向中洲之時、山中險絶、跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津之身命化爲大鳥翔飛奉導遂達中洲、時天皇嘉其有功特厚褒賞。八咫鳥之號從是始也」とある。八咫鳥は尋常と異なる大きな鳥といふ意の名稱である。

〔金色の鴉下りて云々〕この事は大和に入りまして後長髓彦の本居を攻めて對陣ありて苦戦の時に突發した事件である。日本紀に見ゆる。この故事に基づいて今の金鷄勳章の制定があつたのである。

〔宇麻志間見の命云々〕日本紀にこの時の事が委しく見ゆる。長髓彦は前にあげた様に天神の子二種あらんやといつたによつて、天皇の方から、そちらが實際天神の子といふなら然るべき證據があらうから見せよと仰せられたら、饒速日の天羽々矢と歩鞞とを御目にかけて、天皇は如何にもこれは天神の御子といふに違はないと仰せられ、やがて、天皇の方からも同じものを見せられたのである。長髓彦はそれを見て、心に恐縮したのであるけれど、騎虎の勢頑冥の態度をとつたのである。そこで、宇麻志間見命が、天神の本宗たる天皇に抵抗するのは不條理であるにより、止むを得ず、長髓彦を殺して歸順せられたのである。この宇麻志間見の命が忠誠を以て奉仕せられたから、上の御靈の寶劍を授けてこれを任せられた。これが物部氏の祖先である。

〔此劍をば豊布都の神と號す云々〕此劍はかの武甕槌神が天照太神の神勅によつて、高倉下命に授けて天皇に奉らしめた御靈である。この事は上にも云つたが、豊布都神といふ名は舊事紀にはあるが、日本紀には無い。しかし、古事記に「建御雷神」の一名とあるから、この傳も強ち誤ではあるまい。しかしながら、この劍が、後に常陸の鹿島にましましたといふのは如何かと思はれる。但し、これも、釋日本紀に「先師之説、云石上社者鹿島神宮同體也」といひ、舊事紀には「建甕槌之男神」の條に「今坐常陸國鹿島大神、即石上布都大神是也」とあるから、中比からこの説が起つたものと思はれる。元來石上神宮は物部氏の奉仕した社で、この寶劍を主神として多くの武器を尙藏せられた社であるが、物部氏の社である所から次の傳説も生じたのである。この石上神宮は今官幣大社で昔のまゝ大和國山邊郡に

在る。

(後宇麻志間見の命又饒速日の尊天降りし時外祖高皇產靈尊の授け給ひし十種の瑞寶を云々) この十種の瑞寶の事は上にも述べた所であるが、その瑞寶を石上神宮に納められた事は日本紀にも古事記にも見えない。舊事紀にはこの瑞寶とかの靈寶とを共に齋き奉るとあつて、それははじめ宮中にあつたのを崇神天皇の朝に石上に神宮をたてて遷し奉つたとある。廿二社本縁には宇麻思間見尊が石上に奉祀せられたとある。いづれにしても物部氏の齋き祭る神であるからこの事が在つたものと思はるる。

(又は布瑠と號す云々) これは石上の社を布瑠社といふ事につきての説明であるが、これは事實さうであるであらう。廿二社本縁の説がこの進りである。

かくて天下悉く平ぎにしかば、大倭國樞原に都を定めて、宮作りす。其制度天上の儀の如し。天照太神より傳へ給へる三種の神器を大殿に安置し、床を同じくします。皇宮神宮一なりしかば、國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきたため无かりき。天兒屋根の命の孫天種子の命、天の太玉の命の孫天富の命専神事を主とる。神代の例に殊ならず。又靈時を鳥見山の中に立てて天神地祇を祭らしめ給ふ。

(かくて天下悉く平ぎにしかば云々) 樞原に都を定めて宮作りあつたことは日本紀、古語拾遺に委しく見ゆる。

「調」底本假名とす。群北二本によりて漢字とす。
「一」に「底本」によりて補ふ。
「時」底本「時」とす。他諸本によりて改む。

(天照太神より傳へ給へる三種の神器を云々) これは崇神天皇の時にそれまでの三種の神器を奉安せられたさまを以て説明せられたものであるが、これを簡明に示したのが、古語拾遺である。その文に曰はく「當此之時帝之與神其際未遠同殿共床以此爲常。故神物官物亦未分別、宮内立藏號曰齋藏令齋部氏永任其職」とある。これによつてかゝれたものと思はるる。

(天兒屋根の命の孫天種子命云々) 天種子命は天兒屋命の子天押雲命の子で中臣氏の祖であり、天富命は天太玉命の孫で齋部氏の祖である。この二氏が神事を掌ることも古語拾遺に見ゆる。

(靈時を鳥見山の中に立て云々) 靈時は祭場といふにおなじ。鳥見山の所在は諸説あるが、大和國磯城郡にあるといふ説が普通に信ぜられてゐる。この事は日本紀に委しい。曰はく「詔曰我皇祖之靈也、自天降靈光助朕窮、虜已平、海内無事、可下郊祀天神申大孝者也。乃立靈時於鳥見山中。其地號曰上小野榛原、下小野榛原用祭皇祖天神焉」とある。

此の御代の初、辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君、惠王の十七年也。五十七年丁巳は周の廿一代の君、定王の三年に當れり。此の年老子誕生す。是は道教の祖也。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは二百九十年に成れるか。

(説) この和漢年代の比較は當時行はれた年代記に記入してあつたものに主として依られたものと思ふ。扶桑略記や愚管抄やにも同じ趣に見ゆる。

(老子) 支那楚の人、姓は李名は耳、その著に老子二卷ある。

(道教) 支那の民族的宗教であつて、今日にも勢力を有して居る。老子をその開祖として仰ぐ。

「七」底本「八」に作る。他本によりて改む。
「の」白本、北本によりて補ふ。
「は」底本によりて補ふ。

「此底本」此
「他本」によりて
「ノ」を削る。

「は」群北二本
「ふ」によりて補
「の」白、群北
三本によりて
補ふ。

此天皇天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳御座しき。

(釋) これは日本紀の傳である。古事記には、御齡百三十七歳として治世の年數を傳へない。

二代、綏靖天皇 是より和語の尊號をばのせず。神武第二の御子。御母は韃五十鈴姫、事代主の神の女也。父の天皇かくれまして三年有りて即位し給ふ。庚辰の年也。大倭葛城高岡の宮にまします。

(綏靖天皇云々) この天皇は國語の尊號は神、淳、名、川、耳、天皇であるが、ここにはそれを略してはいない。下の注文はその事を斷つたもので、この天皇以下は和語即ち大倭語の尊號をば本書としては載せないと云つたのである。この國語の尊號のことは、既に神武天皇の御代の條に大略のべておいた通りである。

(神武第二の子) これは日本紀には「神日本磐余彥天皇第三子也」とある。これは、手研耳命と神八井耳命とこの天皇とをあげ奉つて第三子とかぞへたものであらう。然らば、本書は誤かといふに、必ずしもさうではあるまい。これに恐らくは皇后の所出だけについてかぞへ奉つたのであらう。手研耳命は最年長者であつたが、皇后册立以前に生れたまうたのであつたから別にし奉つたものであらう。さうすれば、第二子といふかぞへ方も強ち誤ともいはれぬ。

(御母は韃五十鈴姫云々) 御母は前に云つたやうに正后にまします。この皇后は日本紀には事代主神が三島溝檉耳神の女玉櫛媛に婚して生れた兒で、媛踏躑五十鈴媛命と云ふとある。古事記には大物主神の女としてある。御名はここには媛踏躑云々の「媛」を脱してあるのは異例である。故意に脱したものか、或は思ひ違ひか、いづれにしても正しいとはいはれぬ。

(父の天皇かくれまして云々) 日本紀によれば、この天皇は神武天皇の四十二年に皇太子に立ちたまひ、神武天皇崩御の年には四十八歳にましました。が、御性質純孝にましく、悲慕已むことなく、喪にましますこと三年その間庶兄手研耳命に大政を委任せられてあつたが、手研耳命があらぬ望を懷いて禍を起さうとせられたから御兄神八井耳命と力を併せてこれを滅して皇位に即き給うた。神武天皇崩御は丁丑の年で、この天皇の御即位あつたのは庚辰であることは日本紀に見ゆる。その間に三年を隔つる。久米幹文曰はく「上古の風俗は上も下も同じ様に父母をしたふ情のいと切なる故に、御父天皇神さりまして三年の間は御かなしみのあまりに御位にのぼらせ給はざりし當時のさまを思ひやるべし」と。或はさやうな事でもあらうか。

(大倭葛城高岡の宮) これ日本紀古事記一致して傳へてある。その宮址は今の和歌山南葛城郡田郷村宇森脇にあると傳へられてゐるが、その地は東の方大和國の平野を一陣の下にながめ、高岡の名にふさはしい土地である。

二十一年庚戌の歲、唐の周の二十四代の君靈王の二十一年也。此年孔子誕生す。是より七十三までおはしけり。儒教を弘めらる。此道は昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周の始の文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし、身を直くし、家ををさめ、國を治めて、天下に及ぼすを宗とす。されば殊なる道にはあらねども、末の世に成りて人不正に成れりし故に、其道を治めて儒の教を立てらるゝ也。

「の」梅、群、北青四本によ
りて補ふ。本
「一」の「底本
し、同上「底本
「此年」に作
「卅年」に作
「卅」は「此」
「冊」は「此」
訛なること著
「おはし」底本
「テカシ」とあ
りて他本によ
りて訂す。底本
「給ひし」底本
「給フ」とす。底
他諸本により
て改む。

(説) ここに孔子の生誕を説かれたのは儒教の祖であるが爲である。その儒教はわが國の文教として重大な位置を占めてゐるものであるから、これを心得ることは爲政者の一大任務であるからである。されば、この節は決して空言を弄せられてゐるのではない。心をとめて讀むべきである。

(二十一年云々此年孔子誕生す云々) 孔子は支那周末春秋の頃の魯の人、姓は孔、名は丘、字は仲尼といふ。孔子とはその門弟子よりして呼ぶ尊稱である。周の靈王の二十一年に生れ、敬王の四十一年に歿す。年七十三。儒教の祖である。この周の靈王の二十一年がこの天皇の三十一年に當るといふのである。扶桑略記にはこの天皇の三十二年周の靈王二十二年に孔子が生れたとある。しかし、それは誤つた説に依つたのでこの説が正しい。本書に廿一年と上にあるのは三十一年とあるべきであつて、誤りである。

(儒教をはじめらる云々) 孔子は儒教の開祖といはる。然し、それは孔子の創意では無いので、ここにははれてある通り支那人の所謂先王の道を祖述したものである。その先王の道といふのは、支那の昔の聖人賢人といはれた堯舜の二帝、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王又武王の時の政を助けた周公などの國を治め、民を安んじた道であつて、孔子はそれを祖述して、一の教を開いたのである。それを儒教といふのである。

(心を正しくし、身を直くし云々) これは儒教の要をあげたものであるが、これは大學に、「古之欲明明徳於天下者先治其國、欲治其國者先齊其家、欲齊其家者先修其身、欲修其身者先正其心、欲正其心者先誠其意云々」とあるによつてその意をとり要を記したものである。儒教の要を簡明にあげてあると云つてよからう。

(されば殊なる道にはあらねども云々) 儒教はまことにここにははれた通り、世の常の道であつて、佛敎が來世を説くのととは違つて、異なる道ではないが、世が亂れて、人が不正に成つた故に忠孝仁義などいふ名目を立て、教へられたのであるといふのである。これは孔子の本旨をいつたのであるが、當然の言だと考へらる。

(説) ここに儒敎の大意をいつたのは、前にもいつた通り、この敎はわが道徳の敎の助として採用せられたものであるから、その大意を知るといふことは國民たるもの、ことに社會の上位に立つ人の知らねばならぬ事であるといふ見地から出た事は疑ひがない。

天皇天下を治め給ふ事、三十三年、八十四歳おはしましき。

(釋) この御治世と御年齢とは日本紀によられたものである。古事記では御年四十五歳とある。

第三代安寧天皇は綏靖第二の御子。御母は五十鈴依姫、事代主の神のおとむすめ也。癸丑の年即位。大倭の片鹽浮穴の宮にまします。天下を治め給ふ事、三十八年、五十七歳御座しき。

(安寧天皇は綏靖第二の御子) 日本紀にも古事記にも綏靖天皇の御子はこの天皇御一柱だけしか傳へてゐない。而して、

その他の書にも本書と同じ傳はない。これは撰者の思ひ違ひであらう。

(御母は五十鈴依姫云々) これは日本紀の傳であるが、日本紀には「母曰五十鈴依媛命事代主神之少女也」とある。これは綏靖天皇の御母に「事代主神之少女也」と記したのに對して曰つたものである。古事記には御母を「師木縣主之祖、河俣毘良」と傳へてゐる。

(癸丑の年即位) 綏靖天皇崩御が五月でその年の七月に即位あつたのである。

(大倭の片鹽浮穴の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の趾は今の大和國北葛城郡浮孔村三倉堂に大殿といふ所だといふ説がある。が、この浮孔村といふのは明治になつてからの命名であるから、信ぜられない。帝王編年記には大和國高市郡畝火山北也と注してゐる。その場所は不明であるが、その説は容易に棄て難いものである。古事記傳に河内國だといふ説があるが、それはもとより論の外である。

(天下を治め給ふ事三十八年云々) これは日本紀の傳によつたものである。古事記では御年四十九歳とある。

第四代、懿德天皇は安寧第二の子。御母淳名底中媛、事代主の神の孫也。

「は」群北二本によりて補ふ。
「おとむすめ」底本「乙女」とし、梅本「ト女」とし、白本「オトメ」とす。今群北二本による。

辛卯の年即位。大倭の輕の曲峽の宮にまします。天下を治め給ふ事。三十四年。七十七歳御座しき。

(懿德天皇は安寧第二の子) これは日本紀も古事記も同じ傳である。

(御母、淳名底中媛云々) これは日本紀の傳によられたものである。曰はく「母曰淳名底仲媛命事代主神孫鴨王女也」と。古事記は河俣毘賣の兄師木縣主波延の女阿久斗毘賣を御母であると傳へてゐる。

(辛卯の年即位) これも日本紀の傳である。安寧天皇崩御の翌年の即位である。

(大倭の輕の曲峽の宮) これも日本紀の傳である。この宮の趾は樞原宮よりも東南の地で、今白樺村大字大輕といふ地である。古事記では輕之境岡宮とあるが、畢竟同じ宮の名が異つて傳へられたものであらう。

(天下を治め給ふ事三十四年) これも日本紀の傳である。

(七十七歳御座しき) この事は日本紀に明記してない。古事記には四十五歳とある。七十七歳といふのは水鏡や、皇代記や、皇年代略記にあるが、日本紀に安寧天皇の十一年に十六歳で皇太子に立ちたまつた時から計算したのである。

第五代、孝昭天皇は懿德第一の子。御母は天豐津姫、息石耳命の女也。父の天皇かくれまして、一年有りて、丙寅の年即位。大倭の掖上池心の宮にまします。天下を治め給ふ事、八十三年。百十四歳御座しき。

(孝昭天皇は懿德第一の子) この事は古事記によれば事實である。日本紀には懿德天皇の御子はこの天皇一柱だけになつてゐる。

(御母は天豐津姫云々) これは日本紀の傳である。古事記には師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命とある。

(父の天皇かくれまして云々) この事も日本紀によつたのである。

(大倭の掖上池心の宮) これも日本紀によつたのである。古事記には葛城掖上宮とあるが、實は同じ所である。この宮の址は今の南葛城郡掖上村玉手の北にある。

(天下を治め給ふ事八十三年) これも日本紀の傳である。

(百十四歳御座しき) 御年は日本紀に記してない。古事記には九十三歳とある。この百十四歳は水鏡や皇代紀の一説や、皇年代略記にあるが、それは日本紀にある立太子の時に年十八とある所から推算したのである。

第六代孝安天皇は孝昭第二の子。御母世襲足姫、尾張の連の上祖、瀛津世襲の女也。乙丑の年即位。大倭の秋津島の宮にまします。天下を治め給ふ事、一百二年。百二十歳御座しき。

(孝安天皇は孝昭第二の子) この事は日本紀も古事記も一致してゐる。

(御母世襲足姫云々) これは日本紀も古事記も一致してゐるが、ただそれらによれば「女也」とあるのは「妹也」の誤であらう。

(乙丑の年即位) これは日本紀の傳である。孝昭天皇崩御の翌年の即位である。

(大倭の秋津島の宮) これは日本紀に「遷都於室地是謂秋津島宮」とあり、古事記に「葛城室之秋津島宮」とあるが、同じ地である。この宮の址は今の南葛城郡秋津村字室の宮山と云ふ地である。

(天下を治め給ふ事一百二年) これは日本紀の傳である。

(百二十歳御座しき) この御年は日本紀に明記しない。古事記には百二十三歳とある。この百二十歳説は何に據つたもの

「乙」底本「已」とす。他本によりて訂す。

か明かでない。日本紀の立太子の時の年二十の文によつて推算すれば、百三十七歳となる筈である。水鏡、皇代記、皇年代略記にあるのがそれである。本書の據る所は明かでない。

第七代、孝靈天皇は孝安の太子。御母は姉押媛、天足彦國押人の命の女也。辛未の年即位。大和の黒田廬戸の宮にまします。

(孝靈天皇は孝安の太子) これは日本紀も古事記も一致してゐる。

(御母は姉押媛云々) これは日本紀のこの天皇の條には「母曰押媛蓋天足彦國押人命之女乎」とあり、孝安天皇の條には「立姪押媛爲皇后」とある。この「蓋云々」といふ文字は、後人の挿入であるといふ説もあるが、姪なる押媛とあるから、それは孝安天皇の御兄の天足彦國押人命の御女だらうかと云つたので、後人の挿入であるとしても其の説には誤があると云ふ譯ではない。古事記の孝安天皇の條には姪忍鹿比賣命を娶りて云々とある。御名の傳は違ふが姪といふ點は一致してゐる。本文の「姉」といふ文字は上の理由によつて疑ふべきである。「姪」といふ字を後世の人が誤つたか、若くは「姉押媛」といふを一の人名と考へられたかのうちを出でないであらう。正しくは「姉」の字は除くべきである。

(辛未の年即位) 孝安天皇崩御の翌年の即位である。

(大和の黒田廬戸の宮) これは日本紀も古事記も一致してゐる。この宮の址は今磯城郡都村の字に黒田宮古の二部落が相接してゐるが、そこである。

三十六年丙午に當る年、唐の周の國滅て秦に移りき。四十五年乙卯、秦

この上に底本あり、他本に

削る。よりて

の始皇即位。此の始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三王の遺書を彼國に求めしに、始皇悉く是を送る。其後三十五年有りて、彼國、書を焚き、儒を埋みにければ、孔子の全經日本に留まると云へり。此事異朝の書に載せたり。我國には神功皇后三韓を平げ給ひしより、異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりこそ申しならはしたる。孝靈の御時より此の國に文學有りとは聞かぬ事なれど、上古の事はたしかに記し留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも今は皆見えず。聖武の御時吉備の大臣入唐して、傳へたりける本こそ流布したれば、此の御代より傳へけん事もあながち疑ふまじきにや。

「傳はれり」底本「れる」とせり、他本によりて改む。

(説) ここに又支那との交渉の事を説かねばならぬ事實があるによつて、又支那との年代の比較からはじめたのである。

(三十六年丙午に當る年云々) この丙午の前年乙巳に周の赧王が秦の昭王に降つてその國家を亡したのであるが、秦の天下に完全に號令したのはその翌年からであるによつてここに丙午の年をあげたのであらう。

(四十五年乙卯秦の始皇即位) 秦昭王は周を亡したが、なほ周の遺民が東周といふを立てて七年ほど、續いてゐたが、それもやがて秦に亡ばされた。秦は昭王の後に孝文王(一年)莊襄王(三年)等を経て始皇帝に及ぶ。その始皇帝が秦王の

位に上つたのが、乙卯の年である。その即位當時はまだ所謂六國があつて、秦は天下を壓倒したといへ、まだ統一してゐたのではない。そこで始皇の十八年に韓を滅し、二十二年に魏を併せ、二十五年に趙と楚とを亡し、二十六年に燕を亡して皇帝と稱へ二十七年に齊を滅して天下を統一したのである。

(此の始皇仙方を好みて長生不死の薬を日本に求む) 仙方とは仙人となる方術である。仙人とは老いても死なざるものといふのである。長生不死の薬といふのはその仙方の主なるもので、これを飲めば永久に死なぬといふ仙薬である。秦の始皇が仙方を好んだ事は史記の始皇本紀に明記してある。又方術の士徐市(又徐福とも書く)といふ者を海に入つて不死の仙薬を求めさせた事も始皇本紀に見ゆる。但しそこには徐市の上書中の言として「海中有三神山一方曰蓬萊、方丈、瀛洲、僊人居之、請得齋戒與童男女求之」とあり、なほ史記の封禪書には「蓬萊方丈瀛洲三神山在渤海中諸仙人及不死之藥皆在焉」とある。しかし、この三神山が日本であるといふ事はそれらの書に見えない。この徐市はその地に止まつて還らなかつたといふ。括地志によれば徐福の至つて止まつた地は賣洲といつて東海の中にあり、その洲人が會稽の地に至つて交易する者が在るといつてゐる。ここにはその地を日本であるとしてゐる。この説は次に述ぶる。

(日本より五帝三王の遺書を云々) この事は支那の正史には見えない事であるが、後世の書に載せた事かも知れぬ。(其後三十五年有りて彼國書を焚き儒を埋みにければ) これは有名な事であるが、それは始皇帝の三十四年に詩書百家の書を焚き、三十五年に儒生を坑にして殺したのであるから日本に書を傳へて後三十五年といふ意味であるならば、事實ではあるまい。

(孔子の全經日本に留まると云へり。此事異朝の書に載せたり。) この事は既に述べたやうにこの徐福が日本に來たのだといふ説は日本の書では天書に見ゆる。しかしこれは必ずしも信ぜらるる事ではない。支那では五代の頃にさういふ説が出来たものと見えて義楚六帖に既に出てゐる。宋に成つてはますます多く見え、太平御覽などにも見ゆるが、一番名高いのは歐陽永叔が日本刀歌に「徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存」と歌つてゐるのである。

(我國には云々) さてわが國では徐福が支那の書を傳へたといふ傳は無いが、神功皇后が、三韓を平げ給うてから外國に交際をなしはじめたといふのであるが、ここに暗に支那の文字に觸れたであらうといふ事をほのめかしてある譯であらう。又應神天皇の御代から漢學が渡來したと國史に傳へてゐるといふのである。さればこの孝靈天皇の御世から日本に文學があるといふ事は日本では開かぬ事だが、上古の事は確な記録が無いから何とも斷言しかねるといふのである。

(應神天皇の御代に渡れる經史云々) 應神天皇の朝に阿直岐、王仁などいふ學者が傳へて來た漢籍は何であつたか、古事記では論語と、千字文とであるが、日本紀には諸典籍とあるから、その何であつたかは明かに知られない。この事を撰者は云つてゐるのであるが、今流布してゐる本は主として聖武天皇の御時吉備眞備が唐國に行つて傳へて來た本である。この事から推して考ふれば、昔あつた本でも今わからないものが多いのであるから、孝靈天皇の御代から傳へたといふ説も強ひて疑ふに及ばない事かも知れぬといふのである。

(説) さてわが國に徐福が漢籍を傳へたといふ事は信ぜられない事であるが、わが國に現在支那で滅びた漢籍を多く傳へてゐることは事實であつて、徳川幕府の時林衡が編纂した佚存叢書又明治時代に清人楊守敬の苦心によつて出來た古逸叢書などを見てもわかる。しかもそれら以外にまだ、澤山の書が、彼に亡びて我に存してゐる。それ故に歐陽永叔の「逸書百篇今尙存」と云つた事は、更に溢美の言ではないのである。加之宋の時に既に支那に逸してわが國に存した漢籍の多かつた事はこれによつて知らるる譯である。

著者はなほ前に不死の薬を求めたといふ説の序を以てわが國を君子不死といふ説のある事を述べてなほわが國のすぐれた事を説かうとしてゐる。ここにも著者の用意が窺はるる譯である。

「子」底本
「臣」とす、他本
本によりて訂す。

凡此の國をば、君子不死の國とも云ふ也。孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんと給ひける、日本は九夷の其一なるべし。異國には此國を東夷とす。此國よりは又彼國をも西蕃と云へるが如し。四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄也。南は蛇の種なれば、虫を隨へ、西は羊をのみ飼ふなれば、羊を隨へ、北は犬の種なれば、犬を從へたり。唯東は仁

有りて壽長し。仍りて大弓の字を従ふと云へり。孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけん事怪しむに足らぬ事にや。

(凡此の國をば君子不死の國とも云ふ也) ここは大體後漢書東夷傳の文によつて説かれたのである。先づ「王制云、東方曰夷、夷者祗也。言仁而好生、萬物祗生而由、故天性柔順、易以道御至有君子不死國焉」とあるのは、ここに「君子不死の國とも云ふ也」といふことの據り所である。なほ淮南子にも「東方有君子之國」と見え。山海經にも「君子國衣冠帶劍、其人好讓不爭」とある。三善清行の意見十二箇條の序説にも「故范史謂之君子國」とある。「范史」とは「范曄」の著した史で後漢書の事である。この君子國を以て確に、日本にあてたのは唐人である。その證は文武の朝に粟田真人が遣唐使として唐に行つた時の事に唐人が、我使に謂つて曰はく「亟聞海東有大倭國謂之君子國。人民豐樂禮儀敦行今看使人容儀大淨、豈不信乎」とある。(續日本紀慶雲元年條)

(孔子世の亂れたる事を嘆きて云々) これも後漢書東夷傳の文に「夷有九種(中略)故孔子欲居九夷」とあるによつたものであるが、孔子の語は論語子罕篇に「子欲居九夷。或曰陋如之何。子曰君子居之何陋之有」といふのであるが、孔子は槎に乗て東海に浮ばうといはれた事もある。

(異國には此國を東夷とす) これは支那の正史たる後漢書や魏志以下にすべて東夷列傳の中にわが國を叙してゐる事實を以ていふのである。

(此國よりは又彼國をも西蕃と云へるが如し) これは支那が我が國を東夷と呼ぶのは多少我を卑めたといふべきであるが、それは實はお互の話で、我國では支那を西蕃というてゐるやうなものであるといふのである。西蕃は西蕃とも書いて、支那で、西戎の一種に名づけたもので、唐で吐蕃(今の西藏、青海等の地)といふのがそれである。元來蕃國といふのは周禮に九州(即ち畿内の外)之を蕃國と云つたに基づくものである。わが國では外國はすべて蕃と云つたことは官廳の名に支蕃寮といふ名があるのでもわかる。これは支那の鴻臚寺に倣つて、更にその資格を一段おとして寮とした(寺はわが省にあたる)ものであるが、佛教の事と外國の事を掌る役であるが、支は繡衣のことで僧侶をさし

蕃は蕃客即ち外國人の事である。それ故に支蕃寮を國語では「ホフシマラウドノツカサ」とよむ。即ち支那が東夷といへば、日本は西蕃といふ事でお互に大差ない取扱方になつてゐると云ふのである。

(四海と云ふは云々) これは東夷といふことの意義を明にせうとして加へた事であらう。四海といふのは四方の海の内義であるが、爾雅には「九夷、八狄、七戎、六蠻謂之四海」とある。これは四方のえびすの義であるが東夷、西戎、南蠻、北狄といふのは禮記の玉制にある語であるが、ここには西戎といはないで、西羌とある點がちがふ。これは後漢書の列傳に東夷、南蠻、西羌と並べてあるのによつたのかと思ふ。羌といふは西戎のうち一種族の名である。なほこの蠻、羌、狄の説明は必ずしもあつてゐるとはいはれぬ。但し支那人がそれら種族を卑むる意味で「蟲」に従ひ、「羊」に従ひ「犬」に従ふ字をあてた事は争はれない事である。

(唯東は仁有りて壽長し) これも後漢書の上に引いた文に「言仁而好生」とあるによつて、「仁有り」と云つたのであり、壽長しは論語に「仁者壽」とあるに依つていはれたのであらう。

(大弓の字を従ふ云々) 夷の字は説文に「大に从ひ、弓に从ふ、東方之人也」とあるをいはれたのであるが、ここにこれをあげられたのは、東方の人だけは、虫とか羊とか犬とかといふやうな卑むる意の字を用ひては居ないといふ事を明かにするのが目的であるらしい。

(孔子の時すら云々) 孔子が九夷に居らんといはれたのはわが日本を知つてゐていはれたとすれば、それより後の秦の世に交通したといふ事があつても別に怪むに足らぬ事であらうといふのである。

此天皇天下を治め給ふ事、七十六年。百十歳御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事七十六年) これは日本紀によつたのである。
(百十歳座しき) この事は日本紀に明記してはない。古事記には百六歳とある。百十歳といふ説は愚管抄の一本に見ゆるのであるが、日本紀の立太子の時「年二十六」の文によつて推せば、百二十八となる。皇年代略記等の説がその通りである。

第八代、孝元天皇は孝靈の太子。御母細媛、磯城縣主の女也。丁亥の年即位。大倭の輕の境原の宮にまします。

(孝元天皇は孝靈の太子) これは、日本紀によつたものであつて、この天皇は孝靈天皇の皇后所出の御子として一人だけにおはしますのである。(庶兄弟は五人ます。)

(御母細媛云々) これは日本紀の傳によつたものであるが、皇后の御父は磯城縣主大目とある。古事記には皇后の御名は同じだが、その父は十市縣主之祖大目とあつて名は同じだが、氏が違つてゐる。

(丁亥年即位) これも日本紀に依つたものだが、孝靈天皇崩御の翌年の即位である。

(大和の輕の境原の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の趾は前に云つた輕の曲峽宮の址の附近で、白樺村大字見瀬のさかきはらといふ所であるといふ。

九年乙未の年、唐の秦滅びて、漢に移りき。

(釋) 秦は二世皇帝がその三年に亡びた。それに代つたものは漢であるが、その第一世高皇帝が帝位に上つたのは乙未の年である。それがこの天皇の九年に當る。

此天皇天下を治め給ふ事五十七年。百十七歲御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事五十七年) これは日本紀に依つたものである。

(百十七歲御座しき) この事は日本紀に明記してない。古事記には五十七歳とある。百十七歳と云ふのは水鏡と愚管鈔とに見ゆる。然し日本紀によりて推算すれば、百十六歳となる。

第九代、開化天皇は孝元第二の子。御母、鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄命の妹也。甲申の年即位。大和の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふ事、六十年。百十五歲御座しき。

(開化天皇は孝元第二の子) この事は日本紀によつたものである。古事記によるに、孝元の皇后の所生は三人まして、開化天皇は第三子にます。

(御母鬱色謎姫云々) これは日本紀古事記共に同じである。

(甲申の年即位) この天皇の即位は日本紀によれば、孝元天皇崩御の年で、その翌年が甲申である。しかし日本紀には「是年也太歳甲申」とあるから、甲申年には何か大事があつたのであらうが、今は明にしたい。

(大和の春日率川の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は今の奈良市子守町率川の邊であるといふ。

(天下を治め給ふ事六十年) これは日本紀に依つたものである。

(百十五歲御座しき) これは日本紀の注に見ゆる。古事記には六十三歳とある。日本紀の記事によつて推算すれば百十一となる。

第十代、崇神天皇は開化第二の子。御母伊香色謎姫、麻杵の命の女也。甲申の年即位。大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。

(崇神天皇は開化第二の子) これは日本紀の傳である。古事記では第何子におはすか明かでない。

(御母伊香色謎姫云々) これは日本紀の傳であるが、古事記も略同じである。
 (甲申の年即位) これは日本紀の傳に依つたものである。開化天皇崩御の翌年の即位である。
 (大倭の磯城の瑞籬の宮) これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は磯城郡三輪町の東南金屋といふ所にあると云ふ。

此御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘に成りぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即位六十六年、己丑の年、神代の鏡造、石凝姥の神の裔をめて、鏡を寫し鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして、劍を作らしむ。大和の宇陀郡にして、此の兩種をうつし改められき。是を護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの寶鏡及び靈劍をば、皇女豐鋤入姫命に付けて大和の笠縫の邑と云ふ所に神籬を立て、崇め奉らる。是より神宮皇居各別に成れりき。其後太神の教有りて、豐鋤入姫の命神體を頂戴して處々を回り給ひけり。

(此御時神代を去る事は十づき云々) これは神武天皇より崇神天皇まで十代にして、年数は崇神即位の年までとして五百六十四年、崩御の年までとして六百三十一年となつたのをいふ。

「六十六年」と他諸本「六年」とせり。底本青本かくの如し。「宇陀」底本「宇多」とす。他本によりて改む。「靈」底本「璽」によりて改む。

(漸く神威を恐れ給ひて) これは下に神器模造の事をいはうとするのであるから、こゝの神威は、皇祖の神靈の御威光をさす。もと神と天皇と相去る事遠くなかつた時代は所謂床を同じくし、殿を共にして奉齋せられたが神人の間が段々隔ることに成つて神威を恐れ給ふ様になつたから、この神靈をば、別の宮地に奉齋せらるる事になり、別に宮中に奉齋せらるる爲、その代理としての神器を模造せられた事をいふのである。

(即位六十六年己丑の年云々) この年の事は、流布の神皇正統記大多数は六年としてある。而して天照太神を笠縫邑に遷し齋ひ奉られた事は日本紀には六年としてあるから、その六年とあるのは正しいのであらう。併ながら、六年とすれば注の六百二十九年ではあはぬ。六年も己丑ではあるがそれは神武紀元五百六十九年である。それ故に、六十六年とはより六年の誤である事は疑がないのであるが、それは親房卿の原本からの誤であるといはねばならぬ。多くの正統記傳本がこの六十六年を六年と訂正しながら注の六百二十九年をそのままにしておくのは不合理といはねばならぬ。さてこの誤は誤としてそれは撰者の思違か若くは他の誤を傳承したかと考ふるに、神道五部書にしても、類聚神祇本源にしても、皆六年とあるから傳承的の誤ではない。これは恐らくは己丑の年といふ事を覚えてゐて、年表を繰つて干支一回を下げて誤りあてられたのであらう。これらの誤を以ても本書が「最略の皇代記」を據とし記憶をたどりて撰せられたといふ編者の言の眞であることを思ふべきである。

(神代の鏡造石凝姥の神の裔をして云々) この神鏡と神劍との模造の事は古語拾遺の傳ふる所である。その文に曰はく「至子磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造、劍以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神靈劍也」とある。これによつて本書の文もこれに基づくといふ事が考へらるる。

(大和の宇陀郡にして云々) この宇陀郡に於いて模造せしめられたといふ事は二十二社本縁に見ゆる事である。その伊勢事の條に「人皇第十代崇神乃御宇乃初免廣天、同殿仁坐給。此乃時神代去、漸遠天靈威仁畏給、天石凝姥乃裔召、天大和國宇陀郡仁天神鏡乎令鑄改、護身璽之給此乃時天乃衆雲乃劍毛同久鑄改」とある。

(是を護身の璽として云々) 今まで同殿にました神鏡の代りにその模造の神鏡を御正體として宮中に奉齋せらるることとなつた。これが後世賢所と申し奉る所のはじめである。又模造の神劍も同じ宮中であつて、八尺勾玉だけが模造せられずにあつた。この三種が、これから皇位の御しるしとなる。

(神代よりの寶鏡及び靈劍をば云々) 神代よりの寶鏡といふのは天照太神の親しく傳へて我を見るが如くせよと仰せられ

た八咫鏡であり、靈劍といふのは同じく授けられた天叢雲劍である。この二種をば大和の笠縫邑に新に神宮を營んで奉齋せられたのであるが、その笠縫邑といふのは今の何處にあたるか未だ詳でない。磯城の神籬とあるから、當時の瑞垣宮よりさほど遠くない所であつたらう。

(皇女豐織入姫命に付けて云々) これ即ち齋王のはじめであるが、この頃は未だ伊勢神宮の出来ぬ頃である。齋王は天皇の大御手代として、天照太神を祭らるゝ神聖な職である。

(大和の笠縫邑) 十市郡(今高市郡に合す)のうち在つたといふが、今は明確には分らぬ。但し、大和志には「在十市新木二村(小祠尙存)」とあり。又大和國町志集にはその小祠を春日神社と傳へてゐる。

(神籬を立てて云々) 神籬は元來神靈のやどり鎮り座す杜の樹立をさす名稱であつて、清淨な土地に常磐木を植ゑ樹て、神の鎮ります所をさすが、轉じては神社をもさす。この時の神籬が、後の伊勢神宮の源をなすのである。

(是より神宮皇居各別に成れりき) これから、天照太神の神宮と天皇の皇居とが各別になつたのであるが、それまでは區別せられなかつたといふのである。

(其後太神の教有りて云々) 日本紀によれば豐劔入姫命は垂仁天皇の二十五年まで、齋王の職に居らせられた由に見ゆるが、それまでは神宮の御動座があつたやうには見えぬ。こゝに見ゆる事は類聚神祇本源や、倭姫命世記に見ゆる事をさしたのであらうが、こゝの文は廿二社本經から出てゐるであらう。その文は次の通りである。「右天神代與利乃寶鏡靈劍登乎波別所仁崇天皇女豐織入姫命乎天令无奉齋。太神宮有云託宣彼乃皇女頂戴天國乎遍歷給乎」これは、神慮に適うた宮處を求めて彼方此方を歴めぐられた事をいふのである。

(説) こゝは三種の神器の事及び伊勢神宮賢所の起源を示したのであるから注意を要する。

十年の秋、大彦の命を北陸に遣し、武渟川別の命を東海に、吉備津彦の命を西道に丹波の道主の命を丹波に遣す。共に印綬を給ひて將軍とす。

「墳」底本「墳」に誤る。
「平げぬる」底本「率スル」に誤る。他本によりて改む。

將軍の名初めて見ゆ。天皇の叔父。武墳安彦の命、朝廷を傾げんと計りければ、將軍等を留めて先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏四道の將軍戎夷を平げぬる由復命す。

(十年の秋云々將軍とす) これは所謂四道將軍の事を記したのであるが、日本紀に據つたのである。古事記では、大毘古命を高志道に建沼川別命を東方十二道に、日子坐王を且波國に遣すとある。又「印綬を給ひて將軍とす」とあるのも日本紀の文のまゝであるが、印綬といふのは元來支那の制度で、印は官吏の身分を證明するし、綬はその印を持つ爲に印の紐につけた絲組の紐でその色や織方によつて官吏の身分の高下を示すやうにしたものであるが、當時さういふ制度がわが國に有つたといふ證は無い。恐らくは何かしるの物を授けられたのを、日本紀で文飾したのであらう。(古事記に倭建命東征の時にしるして比比羅木の八尋矛を賜はつた事がある。)又將軍といふ漢語の職名もこの時に實際行はれたとは考へられぬ。これも然るべき國語の職名を漢譯したものであらう。

(天皇の叔父武墳安彦の命云々) これも日本紀によつたものである。武墳安彦は孝元天皇の子で、大彦命の弟である。

(冬十月に將軍發路す) これは日本紀の文のまゝである。發路すとは旅路に出發するのをいふ。

(十一年の夏云々) これも日本紀によつてかゝれたものである。

六十五年秋、任那の國、使を差して、御つきを奉る。筑紫を去ること二千餘里と云ふ。

(釋) これも日本紀によつてかゝれたものであるが、その注も同じく日本紀によつたものである。任那は朝鮮南端の地で

爾來日本の内屬地となつて永く日本府を置かれたのであるが、そのはじめをこゝにあげたのである。この時の使は蘇那曷叱智といふ人であつたことが日本紀に見ゆる。

天皇天下を治め給ふ事、六十八年。百二十歳御座しき。

(天皇天下を治め給ふ事六十八年) これは日本紀によつたものである。
(百二十歳御座しき) これは日本紀の傳である。古事記には百六十八歳とある。

第十一代、垂仁天皇は崇神第三の子。御母、御間城姫、大彦の命、御子の女也。壬辰の年即位。大倭の卷向珠城の宮にまします。

(垂仁天皇は崇神第三の子) これは日本紀の傳である。
(御母御間城入姫云々) これも日本紀の傳である。古事記は御眞津比賣命といふ御名にしてゐる。
(壬辰の年即位) これも日本紀の傳であるが、崇神天皇崩御の翌年の即位である。
(大倭の卷向珠城の宮) これは日本紀の傳である。古事記には師木玉垣宮とあるが、同じ宮の異稱であらう。この宮の址は今の磯城郡纏向村大字辻にあるといふ。

此御時、皇女大倭姫の命、豊鋤入姫に代りて天照太神をいつき奉る。神

「しむ」底本より、他諸本によりて改む。
「しつまり」底本「静マリ」に「猿」梅群二本「猿」に作る。他諸本によりて假名とす。
「の」梅本青本等によりて補ふ。
「猿」底本「狭」に作る。梅、白青、北三本による。
「逆」底本「速」とす。他本によりて改む。

の教により、猶國々を回りにて、二十六年丁巳冬十月甲子に伊勢の國、度會郡五十鈴の河上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下都磐根に大宮柱廣敷立ててしづまりましましぬ。此處は昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神参りあひて、我は伊勢の狭長田の五十鈴の河上に至るべしと申しける所也。大倭姫の命宮處を尋ね給ひしに、大田の命と云ふ人、又は興玉も参り逢ひて、此處を教へ申しき。此命は昔の猿田彦の神の苗裔也とぞ。彼の川上に五十鈴、天上の圖形なご有り。天の逆戈も此處に有り。八万歳の間守り崇め奉りきごなん申しける。かくて中臣の祖大鹿島の命を祭主とす。又大幡主と云ふ人を大神主に爲し給ふ。是より皇太神と崇め奉り、天下第一の宗廟にまします。

(此御時皇女大倭姫の命云々) これはすべての古典の傳ふる所であるが、日本紀では二十五年に豊鋤入姫に代りて奉仕せしめ給ふ由に傳へてゐる。倭姫命世記にはこの事を崇神天皇の五十八年にしてゐるが、これは日本紀の方が正しいのであらう。

(神の教によりて國々を回りにて二十六年丁巳冬十月甲子に云々) これは、上に豊鋤入姫が宮處を求められた事を叙してあるに對してその引つゞきとして行はれたといふ意で「猶國々をめぐりて」と云つたのであらう。さてこの二十六年に伊勢の五十鈴川上に今の神宮の神域を占めて永く鎮座し奉らるるやうになつた事を述べたものである。こゝに述べてある時日は日本紀の二十五年三月の條の注に見ゆる説と廿二社本縁の文と同じである。

(高天の原に千木高知下都磐根云々) これは古代から、天皇の御宮居の建築をほめ奉るに用ゐた語である。千木といふのは宮の棟の上に左右に聳ゆる交又した木であるが、それを天に高く著しく見ゆるやうにつくり、地は底の大磐石の處まで掘り、そこに太い柱を丈夫に築き立つるといふ意である。かくの如く偉大な宮殿をつくつてそこに鎮座し給うたといふのである。

(此處は昔天孫降り給ひし時云々) この獲田彦神の話は神代天孫降臨の條に出てゐた。こゝにあげてある語は日本紀の一書に獲田彦神の語としてあげてある。即ち「吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上」とあるのであるが、その地が、即ち後神宮となつたといふのである。

(大倭姫の命宮處を尋ね給ひしに、云々) この事は古典には見えぬが、倭姫命世記などによつて書かれたものと思はる。彼の川上に五十の鈴、天上の圖形があつたといふ事又天の逆矛の話といふ事も本書のはじめの部分にも既に出てゐる。又八萬歳守つてゐたといふことは倭姫命世記に見ゆる事である。これらの事は必ず信すべきではないが、かやうな傳説もあるといふ事は差支もない。

(かくて中臣の祖大鹿島の命を祭主とす) 大鹿島命は天種子命七世の孫で、神宮祭主の始であるが、これから代々中臣氏の世襲となつた。祭主は祭官の總裁を司る官である。しかし、この職名はそのはじめから、かういふ名であつたかどうか疑はしい。倭姫命世記には「大鹿島命祭官定給ま」とあるだけである。而して正史にはこの事さへもない。恐らくは事實はこの時にあつたらうが、祭主といふ名は後に出来たものであらう。

(又大幡主といふ人を大神主になしたまふ) これも正史にはなくて倭姫命世記に見ゆることである。大幡主といふ人は如何なる系統の人であるか、わからぬが、倭姫命世記に度會大幡主命とあるから、その度會の地の土人であつたのである。次に大神主といふ職は神主の頭たるものゝ稱號で、神主といふのは神事に奉仕する人をいふのであるが、後世には大神主といふ職名はない。しかし昔は有つた事は二所大神宮例文、詔刀師沙汰文等に明かであるが、それらによ

ると、天武天皇元年に大神主を停めて禰宜を置かれたといふ事であるから大體禰宜の如き職と見て差支あるまい。(是より皇太神宮と崇め奉り、天下第一の宗廟にまします) (説) これは解釋する必要ない程明かであるが、その所在からは伊勢神宮と申し上げるが、直ちに神宮と申すもこの皇太神宮の事である。その神をば皇太神と申し奉るは延喜式の祝詞に見ゆる所であるが、この「皇」といふ語を加へ奉るは最も貴み奉る無上の稱號である。後世この大神を奉齋した地方の神社で、たゞ神明宮と申し奉るものもその絶對にして他と比較する必要がないからである。明治以後東京の神明宮を天祖神社などゝ改めたのは一知半解の生物識の神道家のさかしらで、神祇崇敬の本旨を知らぬ輩のしわざである。宗廟といふ漢語の意味は既に言つたが、日本の用法は拾芥抄に「皇帝祖神號宗廟」とあるのが正しいとせらるる。即ち太神宮はこの意味でのわが國第一の宗廟である。

此天皇天下を治め給ふこと、九十九年、百四十歳御座ましき。

(此天皇天下を治め給ふこと九十九年) これは日本紀の傳である。
(百四十歳御座ましき) これも日本紀の傳である。古事記には百五十三歳とある。

第十二代、景行天皇は垂仁第三の子。御母日葉洲姫、丹波道主の王の女也。辛未の年即位。大倭の纏向の日代の宮にまします。

(景行天皇は垂仁第三の子) これは日本紀の傳である。
(御母日葉洲姫云々) これも日本紀の傳である。古事記もこれに同じい。

「王の」の「の」
青群北三本に
よりて補ふ。

(辛末の年即位) これも日本紀の傳である。垂仁天皇崩御の翌年の即位である。

(大倭の纏向の日代の宮) これも日本紀古事記同じである。この宮は垂仁天皇の珠城宮に程遠からぬ所であつたと考へらる。

十二年秋、熊襲日向に背きて御つき奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、是を征し給ふ。十三年夏悉く平けて高屋の宮にまします。十九年秋筑紫より還り給ふ。

(釋) これは日本紀によつてその要をあげられたものである。高屋宮とは日向國兒湯郡都於村の邊であるといふ。

二十七年秋熊襲又反きて邊境を侵しけり。皇子小碓の尊、御年十六、をさなくより雄略き氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を打げ給ひしかば、熊襲を打たしめ給ふ。冬十月に密に彼の國に至り、奇謀を以て其梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ。梟帥讚め奉りて、日本武と名け申しける。悉く餘黨を平けて、返り給ふ。所々にして、數の惡神を殺しつ。二十八年春復命し給ひけり。天皇其功を讚めて恵み給ふ事諸子に殊なり。

二十七年秋云々、二十八年春復命し給ひけり。これも大體日本紀の二十六年、二十八年の條によつてかゝれたものだが、「容貌魁偉云々」といふことは二年の條にある文である。

(日本武と名け申しけり) 日本武尊、本名は小碓尊であるが、日本武の御名はこゝにある通り、熊襲梟帥がその勇武を稱へて奉つた名である。この事は日本紀に、古事記にも見ゆるが、古事記には熊襲梟帥が「西方に吾二人(梟帥二人である)を除いて健康な人は無い。然るに、大倭國に吾にまさりて建き男に坐しけり」とてこの名を奉つたとある。この意であきらかである。

(天皇其功を讚めて恵み給ふ事諸子に殊なり) これも日本紀の二十八の條にある語をのせたのである。

四十年夏、東夷多く反きて、邊境噪しかりければ、又日本武の皇子をつかはす。吉備武彦、大伴武日等を左右の將軍として、相副へしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣でて、大倭姫の命にまかり申し給ふ。彼命神劍を授けて、謹め、な懈りそと教へ給ひける。駿河に至るに、賊徒野に火を付けて害し奉らんと計りけり。火の勢ひ免れ難かりけるに、帶せ給

「一、底本」
「二、底本」
「三、底本」
「四、底本」
「五、底本」
「六、底本」
「七、底本」
「八、底本」
「九、底本」
「十、底本」
「十一、底本」
「十二、底本」
「十三、底本」
「十四、底本」
「十五、底本」
「十六、底本」
「十七、底本」
「十八、底本」
「十九、底本」
「二十、底本」
「二十一、底本」
「二十二、底本」
「二十三、底本」
「二十四、底本」
「二十五、底本」
「二十六、底本」
「二十七、底本」
「二十八、底本」
「二十九、底本」
「三十、底本」
「三十一、底本」
「三十二、底本」
「三十三、底本」
「三十四、底本」
「三十五、底本」
「三十六、底本」
「三十七、底本」
「三十八、底本」
「三十九、底本」
「四十、底本」
「四十一、底本」
「四十二、底本」
「四十三、底本」
「四十四、底本」
「四十五、底本」
「四十六、底本」
「四十七、底本」
「四十八、底本」
「四十九、底本」
「五十、底本」
「五十一、底本」
「五十二、底本」
「五十三、底本」
「五十四、底本」
「五十五、底本」
「五十六、底本」
「五十七、底本」
「五十八、底本」
「五十九、底本」
「六十、底本」
「六十一、底本」
「六十二、底本」
「六十三、底本」
「六十四、底本」
「六十五、底本」
「六十六、底本」
「六十七、底本」
「六十八、底本」
「六十九、底本」
「七十、底本」
「七十一、底本」
「七十二、底本」
「七十三、底本」
「七十四、底本」
「七十五、底本」
「七十六、底本」
「七十七、底本」
「七十八、底本」
「七十九、底本」
「八十、底本」
「八十一、底本」
「八十二、底本」
「八十三、底本」
「八十四、底本」
「八十五、底本」
「八十六、底本」
「八十七、底本」
「八十八、底本」
「八十九、底本」
「九十、底本」
「九十一、底本」
「九十二、底本」
「九十三、底本」
「九十四、底本」
「九十五、底本」
「九十六、底本」
「九十七、底本」
「九十八、底本」
「九十九、底本」
「百、底本」

「をさめ」底本「收メ」に作る。他本によつて假名書とす。誤なる本による。今白

ふ叢雲の劍を自抜きて傍の草をなぎ拂ふ。是より名を改めて草薙の劍と云ふ。又火打を以て火を出して向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺しにき。是より船に乘し給ひて、上總に至り轉じて陸奥國に入り、日高見の國に其處に至り、悉く蝦夷を平げ給ひて、返りて常陸を経て、甲斐に越え、又武藏上野を経て碓日坂に至りて、弟橘媛と云ひし妾をしのび給ふ。上總へ渡時風波あらかりに、尊の御命をさがはむとて海に入りし人なり。東南の方を望みて吾孀者耶との給ひしより山東の諸國をあづまと云ふ也とぞ。是より道を分け、吉備武彦を越の國に遣して不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。彼國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種の宿禰の妹也。此女を召して、淹留り給ひし間五十葦の山に荒神有りと聞えければ、劍をば宮簀媛の家に留めて徒歩より出でます。山神化して小蛇に成りて、御道に横はる。尊またぎこえて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐けるに、御心亂れにけり。其より伊勢に移

「をさめ」底本「收メ」に作る。他本によつて假名書とす。誤なる本による。今白

り給ふ。能褒野と云ふ處にて御病ひ甚しく成りにければ、武彦命をして、天皇に事の由を奏して、竟にかくれ給ひぬ。御年三十歳也。天皇聞召して哀み給ふ事限りなし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥と成りて、大倭國を指して琴彈の原に留る。其處に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る。其處に陵を定められしかば、又飛びて天に上りぬ。仍りて三の陵有り。

(四十年夏東夷多く反きて云々左右の將軍として相副へしめ給ふ) これも日本紀によられたのであるが、吉備武彦と大伴武日連とを副へて遣された事はあるが、左右の將軍といふ語は撰者の説明として加へたものである。(十月に枉道して云々賊徒を焼き殺しにき) これも日本紀にある要を摘記したものであるが、この節には天叢雲の劍が草薙の劍といふ名になつたはれを説いてあるから、これを逸してはならなかつた譯である。(是より船に乘し給ひて云々山東の諸國をあづまと云ふ也) これも亦日本紀によられたのであるが、日高見の國について其處に異説があるといふ事は撰者の語であり、又甲斐から「武藏上野を経て」碓氷坂に至るとある武藏上野には、撰者の説明として加へた語である。(日高見國) これは日本紀景行天皇二十七年の武内宿禰東國視察の復命の語の内に見ゆるので「東夷之有日高見國」とあるによつてこゝに書かれたのであらうが、日本武尊東征の條にはない。恐らくは意を以て補はれたのであらう。これはこゝに注した通古來異説多い。延喜式の神名帳に陸奥國桃生郡に日高見神社の名が見かるからその邊が日高見國の一部であらうといふ説が最も有力である。

(是より道を分け、吉備武彦を越の國に遣して云々尊は信濃より尾張に出で給ふ) これも日本紀によられたものである。(彼國に宮簀姫と云ふ女あり云々) これも日本紀によられたものである。此の山は近江美濃に互る伊吹山のことである。但し、こゝに山神が化して小蛇に成つたとあるが日本紀には大蛇とある。

(説) こゝに日本武尊の事が比較的委しく書いてあるのは偶然の事ではない。この方は後の皇統の出でさせ給ふ所であるから、他の並の皇子方と一緒に取扱ふべき所でない。又草薙劍の事もこの尊の御事蹟につれて起つた事であるから、それらの點いづれから云つてもこの尊の御事蹟がわが國體に大關係があるのである。

彼の草薙の劍は宮簀媛崇め奉りて尾張に留り給ふ。今の熱田の神にまします。

(説) この事も日本紀に見えてゐる。即ちこゝにも云ふ如く今の熱田神宮であつて、かの神代から傳つた三種の神器の一である所の天叢雲劍即ち草薙劍の鎮座したまふ所である。

五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓命の平げし國を巡り見まさんこて東國に幸し給ふ。十二月にあづまより返りて伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大和にうつり、纏向の宮に返り給ふ。天下を治め給ふ事六十年。百四歳御座まします。

「らつり」底本
「版り」とす
他本によりて
改む。底本脱

(五十二年秋八月云々) この事日本紀による。棟梁之臣とあるはこの文字の通の官職ではあるまい。恐らくはムネトアル臣といふ語であつたのを漢字に譯したのであらう。而してそれが當時相當の意味ある職名として通用したのであらう。(五十三年秋小碓命の平げし國を巡り見まさんと云々) これまた日本紀によられたものである。(綺の宮) 綺の宮は伊勢國鈴鹿郡高宮などであらうといふが詳でない。(天下を治め給ふ事六十年) これも日本紀によつたものである。(百四歳御座まします) これは日本紀に百六歳とあり、古事記に百三十七歳とある。こゝに百四歳とあるは何によられたのであるか、その據を知らぬ。或は撰者の記憶の違ひかも知れぬ。

第十三代、成務天皇は景行第四の子。御母八坂入姫、八坂入皇子崇神の御子の女也。日本武尊日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしまししくしかば、此御門立ち給ふ。辛未の年、即位。近江の志賀の高穴穗の宮にまします。神武より十二代は大倭國にましくき。景行天皇の末つかた此の高穴穗にまし。此時初めて他國に移り給ふ。三年春武内宿禰を大臣とす。大臣の號是よ。四十八年春、姪仲足彦尊日本武尊の御子を立て、皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳御座まします。

「八坂入」底本
本脱す、梅本
の記入等によ
りて補ふ。

底本「皇居ハ
有ラス」とす。
梅本によりて
改む。

「仲」底本「伊」
とす誤なるこ
と著し。他本
皆「仲」とす
による。

(成務天皇は景行第四の子) これは日本紀によられたのである。

(御母、八坂入姫、八坂入皇子云々) これは日本紀古事記共にこの通である。

(日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、云々) この事は日本紀にも古事記にも明かには書いてない。しかし、これは古

よりいひ傳へられた事であらう。その心を以て古典を見ると、この事は浮いた事でないといふ事がわかる。先づ日本

紀を見ると、景行天皇の御子多くなすうち、日本武尊、稚足彦天皇(成務)五百城入彦皇子以外の皇子は皆國郡に封

じて其國に行かしめられたと云ふ事が、四年の紀に見ゆるが、古事記にこの三王が太子の名を負ひたまふとある。又

その神さり給ふことを日本紀も古事記も「崩」と書いてあり、その御墓を「陵」と書いてあるなどは天皇と同じ書き

ざまになつてゐる。これらはいづれも、こゝに云つてゐる傳の虚でない事の證據である。

(辛未の年即位) 景行天皇崩御の翌年の即位である。日本紀に依つたものである。

(近江の志賀の高穴穗の宮にまします云々) この宮には下の注にある通り、景行天皇の崩御前三年に都を選されたのであ

つて、こゝで景行天皇の崩御もあつた。それで日本紀には、この御世に於いての奠都の記事が見えない。しかし、古事

記には「坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也」とある。この宮は今の近江國滋賀郡坂本村穴太の地に在つたのである。

(神武より十二代は云々此時初めて他國に移り給ふ) こゝにいはれた通りであるが、これは日本武尊の東征の結果皇威東

山北陸に廣く及んだ爲に、琵琶湖の水面を交通に利用せられた爲といふ説があるが尤もと思ふ。注に景行の高穴穗宮

にましましたのは定まれる皇居にあらずとはあるが、さやうな譯でなくやはり、この遷都が、次代に引つゞいて都と

なつたものと思はるる。

(三年春武内宿禰を大臣とす。云々) これは日本紀によられたものであらうが、古事記にも年號こそなければ、同じ趣に見ゆ

る。これは當時「オホオミ」と云つたものであらうが、後世太政大臣、左大臣、右大臣などいふ大臣といふ官名もこ

の「オホオミ」にあつた文字をそのまま用ゐたのであるし、今の國務大臣、内大臣、宮内大臣の大臣と云ふ文字もこれに

基づくのである。

(四十八年春云々) これも日本紀によられたものであるが、日本武尊の御子を皇太子に立てられたのは上にあるやうに日

本武尊が當然皇位に即かるべきであつた爲であらう。

(仲足彦尊) 足仲彦尊の誤である。

(天下を治め給ふ事六十二年) これも日本紀によられたのである。
(百七歳御座ましき) これも日本紀によられたのであるが、古事記には九十五歳とある。

第十四代、第十四世、仲哀天皇は日本武尊第二の子、景行の御孫也。御

母兩道入姫、垂仁天皇の女也。大祖神武より第十二代景行までは代のま

まに繼體し給ふ。日本武の尊世を早くし給ひしによりて、成務是を紹ぎ

給ふ。此天皇を太子として、禪りましくしより代と世とははれる初也。

是よりは世を本として記し奉るべき也。

注に父死して子立つを世と云ふとあり。

「かはれる」底
本「替レル」と
かく、他本に
よりて假名と
す。

(第十四代、第十四世) 前の成務天皇までは第何代とだけ有つて、第何世とは無かつたが、これから代と世とを區別して、

しかも合せあぐる方式になつてゐる。これは如何なる理由であるか。この事は下に撰者が説いて居るから、そこに至

つて述ぶる。

(仲哀天皇は日本武尊第二の子、景行の御子也) この天皇の日本武尊の御子であることは古事記も日本紀も一致するが、

第二子といふことは日本紀の傳である。

(御母兩道入姫云々) これも古事記日本紀共に同じ傳である。

(繼體し給ふ) 繼體といふ語は前にもいつた如く、支那で昔から用ゐた熟字で、「嗣位」をいふとある。しかしこれはたゞ

位を受け繼ぐといふだけではなく、血統上の系統を以て位を受けつぐといふ意であることは疑がない。
〔日本武尊世を早くし給ひしによりて云々〕 世を早くすといふのは漢文で「早世」とかくのを直譯したので、若死することをいふ。日本武尊が若死をなされたれば、御弟の成務天皇位に即き給ひ、成務天皇に御子がましまさぬによつて天皇を日本武尊の御子たるが故に皇太子として禪り給うたといふのである。

〔代と世とははれる初也〕 代と世との事は下の注文に見ゆる。これは、字義を通常の解釋からいへば、國語に等しく「よ」と云つてゐるやうに差別ないのである。しかし「世」には父子相繼ぐをいふ所の特別の意義がある。世家、世及、世襲、世職といふ如き場合がそれであるが、こゝに周禮の注をあげてある。これは秋官大行人の文中「世相朝也」に對しての鄭玄の注に「父死子立曰世」とあるをいつたのである。そこで本書には代は凡ての御代を順次にかぞふる語とし、世は血統の次第をかぞふる語として使ひ分けた譯であるが、さういふ意味から見ると、この御代が世と代とのわかれはじめであるといふのである。而して、本書はその御血統の御つゞきを主とするによつてその世を本として記し奉るべしといふのである。實際本書はその精神で讀めば、了會しうべく、然らぬ時は十分に了會の出來ぬ事が少くないのである。

此天皇、御かたちいときらくしく御長一丈ましましけり。壬申の年即位。

〔此天皇御かたち云々〕 この事は日本紀によつて記されたのである。
〔壬申の年即位〕 これは日本紀の傳である。成務天皇崩御の翌々年の即位である。

此御時熊襲又反亂して朝貢せず。天皇軍を召して自征伐の爲、筑紫に向

「皇」底本「王」とす。他本によつて改む。
「かたち」底本「形」とす。他本によりて改む。

「給」底本「りて補ふ」
「梅本」によりて改む。
「あり」底本「在」とす。今假名に改む。
「五」底本「す」他諸本によつて補ふ。

ひ給ふ。皇后息長足姫の尊は越前國筭飯の神に詣でて其より北海を廻りて行合ひ給ひぬ。爰に神在りて皇后に語り奉る。自是西に寶の國あり。伐ちて隨へ給へ。熊襲は小國也。又伊弉諾、伊弉冉の生み給へりし國なれば、うたずとも終には隨ひ奉りなんごありしを、天皇うけがひ給はず、事ならずして樞日の宮にして隠れ給ふ。長門に納め奉る。是を穴戸豊浦の宮と申す。天下を治め給ふ事、九年。五十二歳おはしましき。

〔此御時熊襲又反亂して朝貢せず〕 熊襲の反亂は、景行天皇の御宇にもあつた。今度また反亂したのである。この事は日本紀によつたのである。
〔天皇軍を召して云々行合ひ給ひぬ〕 これは日本紀に依つてその要をあげたものである。
〔皇后息長足姫の尊〕 神功皇后の御名である。この皇后の御事は後に委しく述べてある。
〔越前國筭飯の神〕 今も越前國の敦賀にまします神で、官幣大社氣比神宮のことである。
〔爰に神在りて皇后に語り奉る云々〕 この事も日本紀に見ゆるが、少しく違ふ點がある。一は西にある寶の國といふのは日本紀に明に新羅國と名をあげてある。二は熊襲は伊弉諾伊弉冉の生み給うた國であるからといふ語は日本紀には見えない。恐らくは撰者の加へた説明であらう。
〔天皇うけがひ給はずして樞日の宮にして隠れ給ふ〕 これももと日本紀の傳であるが、樞日宮は筑前國糟屋郡香椎の地に在つたので、天皇が親征してこの宮にましまして、そこで崩御せられたのである。この地に御廟所を營んで神靈を奉齋せられたが、今は官幣大社香椎神宮とせられてある。

(長門に納め奉る。是を穴戸豊浦の宮と申す) この時喪を秘して竊に天皇の御遺體を穴門の豊浦宮に遷し奉つて殯をなし奉つたと日本紀に書いてあるのをさしたのである。穴門は後、長門といふ名に改められた國である。こゝの豊浦宮は天皇が先に皇后と共に廻り合ひ給うて、營まれた行宮であつて、その遺跡は今の長門國豊浦郡長府豊浦濱に忌宮神社として傳はつてゐる。

(天下を治め給ふ事九年) これは日本紀に依られたものである。
(五十二歳おはしましき) これも日本紀に依られたものであらうが、古事記も同じである。

第十五代、神功皇后は息長の宿禰の女、開化天皇四世の御孫也。息長足姫尊と申す。仲哀立て、皇后とす。仲哀神の教へに依らず、世を早くし給ひしかば、皇后いさどほりまして、七日ありて別殿を作り齋りこもらせ給ふ。此時應神は生まれさせましくけり。

「ありて」底本
「在テ」に作
る。青本白本
群本による

(第十五代) これから下は、御血統の現代天皇に直系の關係のある方々に世を書き加へ、その他の方々には代だけで世を加へないのである。この例を知らぬと、本書の代と世とを並べたり並べなかつたりする事が十分に明らかであらう。
(説) さて神功皇后を御歴代にぞ奉るの正しき見方とはいはれぬ。これは日本紀にこの皇后の爲に一卷を獨立させて記してあるによつて、後世多くは御一代にぞ奉る習慣が出来てゐたから、それに従はれたものらしい。しかしながら、御即位のあつたといふ記事はなく、明かに、「攝政」と記してあるから、日本紀で、神功皇后を天皇と認め奉つたことは斷じてないので、これは後人の誤である。古事記ではこの皇后の行はれた事はすべて仲哀天皇巻のうちに

述べてある。これが正しい叙述の仕方である。本書もこの俗の見方によられたのであるが、さばかり大義名分を明かにする主義の本書に於いてかやうの事のあるのは誠に惜むべき事である。

(神功皇后は云々仲哀立て、皇后とす) この事は日本紀によつたものである。古事記ともこの事柄に異説はない。

(仲哀神の教へに依らず云々齋りこもらせ給ふ) この事は日本紀によられたのであるが、その齋宮を小山田邑に造られたと日本紀に見えてゐるが、そこは筑前國糟屋郡小山田村にゐるといひ、又同郡伊野村にあるといつて明かでないが、概日から程遠からぬ所であるに相違ない。

(此時應神は生まれさせましくけり) 仲哀天皇崩御の際、既に應神天皇の胎中にましましたといふのである。

神かかりてさまくの道を教へ給ふ。此神は表筒男、中筒男、底筒男也となんなのり給ひける。是は伊弉諾尊、日向の小戸の川、櫛が原にてみそぎし給ひし時化生しましける神也。後には攝津國住吉にいつかれ給ふ神是也。

(神かゝりてさまくの道を教へ給ふ) この際の事は委しく日本紀に載せてあるが、その要をとつて書いてあるのである。その大要をいへば、皇后が先日教へ給うた大神の御名を知り奉りたいと申されたら、答へて、吾は伊勢國度會縣の五十鈴にます神撞賢木殿の御魂天さかる向津媛命と仰せられた。(此神は天照大神の荒魂である) 又外に神がいらせらるるかと思ひ奉ると、尾田の吾田節の淡郡にます神、御名は稚日女命と仰せられた。又其外に神がましますかと問ひ奉

ると、玉ぐし入彦事代主神とこたへられた。又外におはしますかと問ひ奉ると、日向國の橋小門の水底に出居る神、名は表筒男、中筒男、底筒男神がある。今まことに其の國を得ようと思召すならば、天神地祇又山川の神たちに幣を奉り、我御魂を船の上に乗せてわたり給へと教へ給うたとある。その外種々の神託があつて新羅征伐の方法を教へ給うたのである。

(此神は云々) これは上に既にあげた通りであるが、そのうちに著しいのが住吉の三神であるから、これを主としてあげたのであつて、この時にあらはれた神々の祭つてある神社は住吉の外、生田、長田などの神々などがあり、又攝津の敏馬の神、紀伊の丹生津姫の神などもあらはれて助け奉られたのである。こゝの住吉神社は今の官幣大社住吉神社をさすのである。

かくて新羅百濟高麗此三ヶ國を三韓と云ふ。正しくは新羅に限るか。辰韓馬韓弁韓をすべて新羅と云ふ也。然れどもふるくより百濟高麗を加へて三韓と云ひならはせり。を伐ち隨へ給ひき。海神形を顯はし、御船をはさみて守り申しかば、思ひの如く彼國を平げ給ふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威を顯はし給ひける、不測御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。

「不測」底本梅本の訓による。

(かくて新羅、百濟、高麗を伐ち隨へ給ひき) これも日本紀の傳によつて要點だけをあげられたのであつて、本紀には頗る委しく出て居る。

(此三ヶ國を三韓と云ふ。云々) 新羅百濟高麗を三韓といふのは日本紀の傳である。正しくは新羅に限るかといふのは、三韓といふ名稱は新羅だけをいふのが正しいのではないかといふのである。それは何故かといふに、朝鮮や支那の歴史

で三韓といふのは辱韓馬韓弁韓のことであるが、これら三箇國を併せて新羅といふからであるといふのだ。これは何によられたのであるか、未だ詳にしない。然し日本紀の昔から、三韓をば、上の様にいつてゐるといふのである。

(海神形を顯し云々) これも亦日本紀に委しく出てゐるが、これを一言すると、神の御教の如く御軍をととのへ、御船をつらねて海をわたり給ふに、大小の魚ども悉く浮て御船を脊負ひて飛鳥も御前をさへぎらず、順風さかりに吹いて御船の浪が新羅の國中までおし上つたとある。このやうな勢であつたから新羅國王が歸伏して朝貢を奉ることを誓つて全く平定したのである。

(神代より年序久しく積れりしに云々) この時神武紀元八百六十年であるから年序久しく積れりしといつたのであるが、然るにも拘らず、神の稜威の著しくて韓國をわが國に寄せ給うた事は凡人の測り得ざる神業であるといふのである。(海中にして如意の珠を得給へりき) この事は日本紀仲哀天皇二年七月の條にあるが、豊浦津の海中で得給ひしものである。これは如何なるものであるかわからぬが、かの神代の滿珠干珠のやうなものらしいといふ。

さて筑紫に歸りて皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしに依りて是を胎中の天皇とも申す。皇后攝政して辛巳の年より天下をしらせ給ふ。皇后未だ筑紫にましくし時、皇子の異母の兄、忍熊の王謀反を發して、ふせぎ申さんとしければ、皇子をば武内大臣に懐かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波に付き給ひて、程なく其亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば、皇太子とす。武内大臣専ら朝

「反」底本「坂」とす。梅本によりて改む。

政を輔佐し申しけり。大倭の磐余稚櫻の宮にまします。

(さて筑紫に歸りて皇子を誕生す。應神天皇にまします)

皇子御誕生は日本紀によれば、新羅より歸り給ひて、その年の十月にあつたのである。

(神の申し給ひしに依りて是を胎中の天皇とも申す) これは日本紀仲哀卷に仲哀天皇が神託を信ぜられなかつたから神が怒り給うての神託の中に「汝不得其國唯今皇后始之有胎其子有獲焉」とあるのをさす。又胎中の天皇と申し奉る事も日本紀に見えた事で、繼體卷には「胎中譽田天皇」とあり、宣化卷に「胎中之帝」とある。

(皇后攝政して辛巳の年より天下をしらせ給ふ) この事も日本紀によられたもので、そこには「是年也大歳辛巳、即爲攝政元年」とある。

(皇后未だ筑紫にましくし時云々程なく其亂を平げられにぎ) この事も日本紀に見ゆる所を要をとつて記されたのである。

(皇子おとなび給ひしかば皇太子とす) これは神功皇后攝政三年の記事に見ゆる。

(武内大臣専ら朝政を輔佐し申しけり) 武内宿禰が大臣になつたのは成務天皇の御世であつたが、引つゞき大臣として朝廷の大政を輔佐し奉つてゐたので、所謂國家の元老であつたことは、日本紀古事記に明かである。

(大倭の磐余稚櫻の宮) 三韓親征後大和に歸つてこゝを都と定められたのであるが、それは攝政三年の事である。この宮の址は今の磯城郡安倍村池の内の地であるといふ。

是より三韓の國年毎に御調をそなへ、此國よりも彼國に鎮守のつかさをおかれしかば、西蕃相通じて國家とみさかりなりき。

(釋) この事も亦すべての古典に傳ふる所であるが、日本紀には、「是以新羅王常以八十船之調貢于日本國」又高麗百濟二國の王が「從今後永稱西蕃不絶朝貢」又、「故定内官家」と記してあるのによられたものである。

又もろこしへも使を遣されけるにや。倭國女王遣使て來朝すと後漢書に見えたり。元年辛巳の年は漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代はじまりて、十四代と云ひし時、王莽と云ふ臣、位をうばひて、十四年在りき。其後漢に歸りて又、十三代孝獻の時に漢は滅びにき。此御代の十九年己亥に獻帝位を去りて魏の文帝に譲らる。是より天下三にわかれて、魏蜀吳ごなる。吳は東によれる國なれば、日本の使も先通じけるにや。吳國より道々の巧みなごまでも渡されき。又魏國にも通ぜられけるご見えたり。四十九年乙酉と云ひし年、魏又滅して晉の代に移りにき。蜀國は三十年癸未に魏のより後まで在りしが、應神十七年辛丑晋のためにほろぼさる。

(説) 上に三韓内屬の事を云つた序に當時支那との交通が有つたか否かといふことに論及し、同時にその後の支那の變遷を略説したのである。

「滅し」の「し」白本によりて補ふ。「は」底本なりて補ふ。「る」底本「ん」とす。梅本等によりて訂す。

(又もろこしへも使を遣されけるに云々) この皇后の御時に支那へも使を遣された様に考へらるるといふのであるが、それは何に據るかといふと、後漢書東夷列傳の中に倭國の記事があつて、倭國の使が支那に入つたといふ記事があるといふのであるが、しかし倭國に女王卑彌呼といふ記事はあるが、その女王が使を遣して來朝すといふ記事は無いのであるからこの點は撰者の記憶の誤であらう。しかし光武帝中元二年に倭國が奉貢朝賀したから印綬を賜ふといふ記事がある。この時の印であらう。天明年間に筑前志賀島から「漢委奴國王印」といふ文のある金印を見出して、今は黒田侯爵家の所藏品である。しかしこれは後漢書にその奴國を倭國之極南界也とあつて、わが國中央政府の使者ではない。女王卑彌呼が支那に使を遣した事はむしろ魏志の倭人傳に見ゆる事であるから、或はこれを誤りて後漢書と云はれたのかも知れぬ。

(説) この倭王卑彌呼といふのは神功皇后であるか、どうかといふ事については歴史家の間に議論がまち／＼であるが、自分はやはりこの皇后をさし奉つたものと思ふ。而して、その使を支那に遣はされた事もあつたであらうと思ふ。ただ、その記事に奉貢とか來朝とかといふ文字を用ゐて屬國のやうな取扱をして書き、又倭國王の上表といふものが臣從の形式になつて居り、支那からの詔書といふものも頗るわが國家の體面を傷つくるやうに見ゆるから、本居宣長がこれらは大和朝廷のものではない。西國の土豪が、中央政府であると冒稱したものであらうと云つたのであつたが、後にわが國の事を成るべく悪く云はうとする主義の一派の歴史家がこの宣長説を楯にとつて、大和の中央政府を認めないで、當時の日本はたゞ九州の一部だけであつたといふ様な僻説を唱へてゐるが、それは魏志の文を正しくよまず、又支那の正史の書きざまをも十分に考へない説である、支那人は自ら今でも中華とか中國とかいつてゐる通り、尊大にする風が古來傳統的にあつて、外國人と貿易することを朝貢とか貢獻とかいふ文字で書き、又掠略せられた事をば恩賜など、書く風であるから文字だけでは真相は分らぬ。わが國の外交文書の文字とても彼等が史を修むる時に如何に變更したか分らぬ。加之當時文を掌つたものはすべて、歸化人であつたから、彼等の手加減で何をしたか分らぬ事は徳川氏の時に朝鮮國に興へた文書を對馬の役人が中途で變造した事などを見ても分る。活眼を開いて歴史を見なければ正しい事は分らぬものである。さてこれから編者は支那の變遷を叙する。

(元年辛巳の年は云々) この事は何によられたのであるか。辛巳の年は後漢の孝獻帝の建安六年で、その即位からは十二年に當るので扶桑略記にもその通り記してある。

(漢の代はじまりて云々) 前漢は高皇帝から十四代つゞいて孝平帝に至り王莽の亂が在つて一旦亡び、漢の王族である劉秀が兵を起して王莽を亡して漢の王室を復して光武帝と稱へてからが後漢であるが、その十三代孝獻帝の時に漢が滅亡した。それから所謂三國となるのである。そのうち、魏の曹丕が後漢の孝獻帝に迫つてその讓を受け帝位について文帝と稱したので、蜀は漢の王族劉備が漢が亡びたについて魏が讓を受けた翌年四川省の地で獨立したのであり、吳は吳の孫權が、南方にあつて、魏蜀に對抗して、その又翌年に獨立した。これが三國である。

(吳は東によれる國なれば云々) 吳は今の浙江、江蘇等の地を中心として所謂江東の地を占めて居たものであるから、かういはれたのであるが、これは距離の遠近だけでなく古の航海は風と潮流との關係によるものが多大であつたが爲に、日本と支那との交通には、この江東の地が最初に開かれた要路であつた。それは、今でも上海に赴くのが、最も便利であると同じ理由である。それ故に日本の使も先づ吳の國に通じたいし、又吳國からも種々の工藝に達した工人工女なども渡したといふのであるが、この事は次の應神天皇以後の事らしいが、しかし、その源はこの時にあるからここにもかゝられたのであらう。

(又魏國にも通せられけると見えたり) この事は魏志に見ゆるので、既にいつた。

(四十九年乙酉と云ひし年魏又滅して晋の代に移りに云々) 魏の元帝が、その臣司馬炎に迫られて、帝位を讓つて滅び、司馬炎が帝位に上つて武帝と稱し國號を晋と改めたので、それは乙酉の年で、この攝政六十五年に當る筈である。こゝに四十九年乙酉とあるのは不審である。乙酉ならば六十五年であり、四十九年ならば、己巳である筈である。その四十九年が、誤算か誤記かであらねばならぬ。注の文は他の二國の始末を記したのであるが、蜀は魏の亡びた年の二年前癸未に魏に亡ぼされたのであるから、この攝政六十三年にあたる。こゝに三十年とあるのも誤りである。吳はその天紀四年晋の太康元年庚子に亡びたので、應神天皇の十一年庚子にあつて、辛丑はその翌年である。以上年代の齟齬が往々見ゆるのは、その用ゐられた年代記に多少の誤があつたのかも知れぬ。

此皇后天下を治め給ふ事六十九年。 一百歳おはしましき。

(此皇后云々) この御治世の年數と御壽命とは日本紀に依つたものである。

第十六代第十五世、應神天皇は仲哀第四の子。御母神功皇后也。胎中の天皇とも又は譽田の天皇とも名け奉る。庚寅の年即位。大倭の輕嶋豐明の宮にまします。

「第十五世」底本脱す。他本によりて補ふ。底本「輕嶋」の下に「ハ」ありて削る。

(應神天皇は仲哀第四の子) これは日本紀によつたのである。

(胎中の天皇とも又は譽田の天皇とも名け奉る) 胎中の天皇の事は上に云つた。譽田の天皇は古事記に品陀和氣命とあるのが、そのよみ方を示してある。日本紀にはこの天皇の御腕に柄の形の肉が盛り上つてゐたから名づけ奉つた。それは上古に柄を褒武多と云つたからであるといふのであるが、それは誤であらうといふ説がある。その理由は、古事記にはこの天皇の御名を「大朝和氣命亦品陀和氣命」とあるから、その柄の名に因んだ御名は大朝和氣命であつて、譽田といふのは河内國古市郡譽田村の地名で、そこにこの天皇の御陵が在るから出た御名で、柄の古名が「ほむだ」であるといふのは非であるといふのである。然し、日本紀に柄の古語をホムダとわざ／＼注してゐるのを否定するのは、古典を私意を以て議するので從ひ難い。やはりこの日本紀の説を正しいとして、譽田の地名は、この天皇の御陵があるから起つたと見るべきである。

(庚寅の年即位) これは日本紀によられたのである。これにつきては議論もあるが、こゝには略する。

(大倭の輕嶋豐明の宮) この遷都の事は日本紀には見えないで、同紀にはたゞ、この天皇崩御の記事に「天皇崩于明宮」とあるだけである。古事記には「坐輕嶋之明宮治天下也」とある。これらで見るとこの宮の名は明宮といふのが正しい名かも知れぬ。しかしながら、古語拾遺には輕嶋豐明朝とあり、舊事記には豐明宮とあり、續日本紀卷卅二に輕嶋豐明宮取字天皇、又卷四十に輕嶋豐明朝又仙覺の萬葉抄に引いた攝津國風土記には「輕嶋豐阿岐羅宮御宇天皇」とあるから、豐明宮といふのも誤ではない。この宮の址は高市郡白樺村大字大輕の内にあるといはれてゐる。

此時百濟より博士をめし、經史を傳へらる。太子以下是を學び習ひ給ひき。此國に經史及び文字を用ゐる事は是よりはじまれりとぞ。

(此時百濟より博士をめし云々) この事は日本紀十五年に百濟から阿直岐と云ふ人が來たが、これが學問のある人であつたから皇太子がそれに就いて學ばれたが、その後更に阿直岐より勝つた博士があるならばといふので王仁といふ人が徴されて十六年に來朝した。太子これに學びて、博く通ぜられたとある。こゝに太子以下とあるのは史に明文はないが意を以て書かれたものであらう。

(此國に經史及び文字を用ゐる事は云々) これは古來の傳説を書かれたものであらうが、然るべき事である。(説) こゝにこれをあげたのはわが國の文教のはじめを説かれたので、又當時の治國の要道はこの文教を基とするものであるから、これを重大事として説かれたのである。

次にはこの支那の學問の輸入につれて日本の國を支那の書に記してあることにつきての見識を養ふべきことも載せてある。

異朝の一書の中に日本は吳の太伯が後也と云ふといへり。返々あたらしぬ事也。昔日本は三韓と同種也と云ふ事の有りし彼書を桓武の御代に燒き捨てられし也。天地開けて後、素戔嗚尊韓の地に到り給ひきなど云ふ事

「種」底本「様」とせり。他本によりて改む。

「用みざる」底本「不用」に作る、他本によりてかき改む。「ある」底本には「在る」とりて改む。

あれば、彼等の國々も神の苗裔ならん事あながち苦みなきにや。それすら昔より用みざる事也。天地神の御末なれば、なにしか、代くだれる吳太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多く此國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしに依て姓氏録と云ふ文を作られき。それも人民に取ての事なるべし。異朝にも人の心區なれば、異學の輩の云ひ出せる事か。後漢書よりして、此國の事をば荒々注せる、符合したる事も在り、又は心えぬ事も在るにや。唐書には日本の皇代記を神代より光孝の御代まで明にのせたり。

(異朝の一書の中に日本は吳の太伯が後也と云ふといへり) この異朝の一書とは何であるか。太平御覽に魏志を引いて説いてゐるが、今の魏志にはその文がない。日本紀纂疏には晋書の文を引いて論じて居るが、恐らくはこゝの一書といふのもその晋書であらう。晋書の四夷列傳の倭人の條に「自謂太伯之後」とある。又北史の列傳の倭國の條にも、「自云太伯之後」とある。梁書の諸夷列傳の倭の條にも同じ様の文がある。これらで見ると、この説が頗る汎く行はれてゐたやうに見えるが、よく見ると、必ずしもさうではない。晋書といふのは唐太宗の勅撰であり、北史は唐の李延壽の撰であり、梁書は唐の沈思廉の撰であつて、いづれも太宗の勅撰であるから、その出所は一しかないのであらう。しかし、同じ北史の中に、隋の開皇二十年に遣された使の言として、「王以大爲兄、以日爲弟」といふ事を載せてゐる。これは隋書に載せてあるのを轉載したのである。かやうな譯であるから、これは支那人が日本をさやうに貶したのではなくて、今の世にもあるやうな輕薄な徒輩が古代にも在つて支那人に語つてかやうな言を弄したのが、支那人には快く聽かれたので、これを載録して後に傳へたのであらう。それは「自謂」の文字に目を付ければ、よくわかる筈である。

(返々あたらしめ事也) かやうな説の事實に當つてゐない事は云ふまでもない事であるが、こゝにこれを特にことわられた心事を考ふると誠に凄愴の感にうたるとる。昔も今もこのやうな説を吐く徒輩が多くて、思想を混亂せしめ、國家を危殆に陥らしむるのであつて、所謂達識の人をして、寸時も油斷せしめないものであるからである。

(昔日本は三韓と同種也と云ふ事の有し彼書を云々) 桓武天皇の御世にこの事があつたといふ事は國史には所見が無い。しかし續紀は桓武天皇の延暦十年で終り、日本後紀(四十卷のうち殘存するもの十卷)の卷十三までが、桓武天皇紀であるのに、これは、第五、第八、第十二、第十三の四卷だけ存して、他は佚してしまつたから、委しい事は分らぬ。或はその佚した九卷の分に載せあつた事かもしれない。然るに日本後紀の平城天皇大同四年二月の勅に「倭漢物歴帝譜圖、天御中尊標爲始祖、至如魯王、吳王、高麗、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、取垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄、宜諸司官人等所、藏皆進。若有挾情隱匿、乖言不進者、事覺之日、必處重科」とあつて、同じ様の事と考へらる。弘仁私記の序に「更有帝王系圖、天孫之後、悉爲帝王、而書云或到新羅高麗爲國王、或在民間爲帝王、有因茲延曆年中、下符令諸國、令焚之、而猶在民間也」とあるから延暦中にその事の在つたといふことに疑がない。さやうにして考へてみると、日本後紀第八の延暦十八年十二月の勅ありて來年八月を期限として天下に布告して本系帳を進らしめられた事が見ゆる。それらの時に上述の事が行はれたか、或は燒き棄てなければならぬ様な不都合なのが在つたから、その調査を廣く行はるるやうに至つたか二者の一を出ないであらう。

(天地開けて後素戔嗚尊韓の地に云々) これは日本紀の一書に「素戔嗚尊帥其子五十猛神、降於新羅國、居會戶茂梨之處」とあり、又五十猛神が韓國から木種をとり返り紀國に植ゑられたといふ事などもあるのをさして、かやうな國であれば、それらの國々が、わが國の神の子孫であるといふのはさして大事といふ程でもないと思はるるが、それさへ